

令和6年度

補正予算案の主要施策集



【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

# 目次

## I. 医療・介護・障害福祉分野の更なる賃上げの支援等、医師偏在是正に向けた対策の推進 2

- 人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ 2
  - 医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援 3
  - 医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援 4
  - 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援 5
- 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 6
  - 介護分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援 7
  - 介護における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援 8
  - 訪問介護の提供体制の確保 12
- 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 15
  - 障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援 16
  - 障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援 17
  - 障害者就労施設の経営改善等の支援 20
- 介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援 23
- 医療・介護・障害福祉分野における食料費・光熱水費等の支援 ー
- 医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育の実施及び医師のマッチングの支援等 30

## II. 持続的・構造的賃上げに向けた支援等 36

- 最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者向け生産性向上支援 36
- 生活衛生関係事業者の物価高等への対応に向けた価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施 37
- フリーランスの就業環境の整備 38
- 育児休業取得時等の業務代替支援及び男性の育児休業取得促進に向けた取組支援の拡充 39
- シルバー人材センター会員の就業環境の整備に向けた取組の強化 40

## III. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給確保 42

- 創薬エコシステム・創薬クラスターの発展支援 42
- ファースト・イン・ヒューマン（F I H）試験実施体制の整備 44
- 国際共同治験のためのワンストップ窓口の設置 45
- A I を活用した創薬に向けたプラットフォームの整備 46
- 後発医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革 47
- バイオ後続品に係る製造施設整備の支援 48
- 足元の供給不安へ対応するための医薬品の増産体制整備に係る緊急支援 49
- 医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援 50
- 抗菌薬の安定供給に向けた体制整備 55

- 血漿分画製剤の生産体制強化による国内自給、安定供給の確保支援 56
- 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化 57
- がん・難病の全ゲノム解析等の推進 58

## IV. 医療・介護DX等の推進 59

- 全国医療情報プラットフォームや電子カルテ情報共有サービスの構築、電子処方箋の更なる全国的な普及拡大等の促進 59
- 診療報酬改定DXの取組の推進 67
- マイナ保険証の利用促進に向けた取組 69
- 公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認の取組 72
- 介護情報基盤の整備等に向けた取組の強化 74

## V. 国際保健・次なる感染症に備えた対応等 78

- アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等 78
- グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進 80
- 次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化 86

## VI. 国民の安全・安心の確保 92

- 機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化等 92
- 女性の健康総合センターの体制の充実、相談支援体制の構築 93
- 臓器提供体制の強化のための医療機関への支援等 95
- 認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進及び認知症施策推進計画の策定支援等 96
- 障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組 99
- 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びN P O法人との連携強化等 104
- 地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化、官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化 112
- 足元の企業倒産の増加に対する未払賃金立替払による対応 114
- 能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等 115
- 能登地域の雇用と事業を下支えするための支援 129

参考（次頁以降の「②対策の柱との関係」について）

- I. 日本経済・地方経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～
- II. 物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～
- III. 国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～

※「令和6年度厚生労働省補正予算案のポイント」における「I. 医療・介護・障害福祉分野の更なる賃上げの支援等、医師偏在是正に向けた対策の推進」のうち、一部を分野別施策に組み替えて掲載している。

【〇人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ】

施策名:人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ

① 施策の目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。  
 また、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている場合への対応を図る。  
 加えて、賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

○ 生産性向上・職場環境整備支援

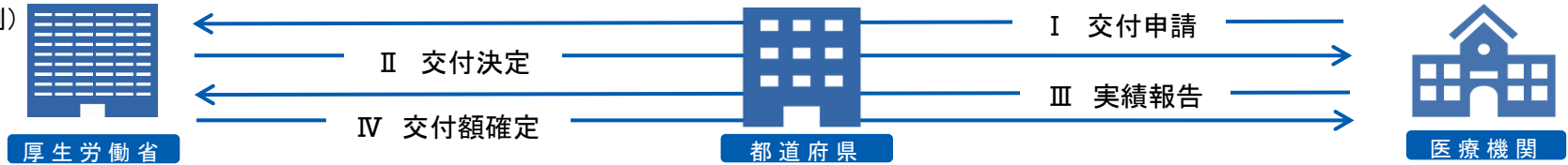
・ 生産性向上・職場環境整備等事業・・・設備導入や生産性向上の取組を進める医療機関等(ベースアップ評価料算定機関)を支援し、生産性向上・賃上げを図る

○ 経営状況の急変等を踏まえた支援

・ 医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援・・・患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援を実施するとともに、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難な病院等への支援  
 ・ 産科・小児科医療確保事業・・・急激な分娩減少などにより特に支援が必要な産科・小児科に対して支援を実施

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(施策のスキーム図の例)



- I 医療機関は都道府県に交付申請し、都道府県は国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県を通じて医療機関に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関に交付
- III 医療機関は速やかに都道府県に実績報告
- IV 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。

① 施策の目的

賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等（ベースアップ評価料算定機関に限る。）に対して経費相当分の給付金を支給し、生産性向上・職場環境整備等を図る。

（交付額）病院・有床診：4万円／病床数、診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション：18万円／施設（補助率10/10）

【生産性向上に資する取組のイメージ】

○ ICT機器の導入による業務の効率化

- ・ タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備等の導入 → 職員間の情報伝達の効率化（チーム医療の推進）
- ・ 床ふきロボット、監視カメラ等の導入 → 清掃業務、院内監視業務等の効率化

○ タスクシフト／シェアによる業務の効率化

- ・ 医師事務作業補助者・看護補助者の配置 → 医師・看護師の業務効率化（診断書作成、病室内の環境整備や看護用品の整理等）

※ 新たに配置する際に必要な経費の他、既に雇用している職員の人件費に充てることが可能

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（施策のスキーム図）



- I 医療機関は都道府県に交付申請し、都道府県は国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県を通じて医療機関に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関に交付
- III 医療機関は速やかに都道府県に実績報告
- IV 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療機関等へ業務の生産性向上に資する財政支援を行うことで、職場内の生産性向上・環境整備等を図り、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援】

施策名：人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ  
 (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

令和6年度補正予算案 428億円

医政局地域医療計画課(内線2550、2665)

① 施策の目的

- ・ 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。
- ・ また、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている場合への対応を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援  
 (概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。  
 (交付額) 病院(一般・療養・精神)・有床診：4,104千円/床
- 現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難な病院等への支援  
 (概要) 整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金を支給する。  
 (交付額) (市場価格－補助事業単価) × 国負担分相当

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- I 医療機関は都道府県に交付申請する際に病床削減数又は補助対象m数を申請し、都道府県が内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県に所要額を交付決定(補助率10/10)し、都道府県が医療機関に支給
- III 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。

① 施策の目的

地域で子どもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保する

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- 特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する
- 地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行う

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

産科医療確保事業

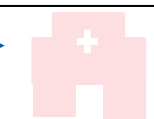
分娩取扱の  
継続が困難



分娩数減少施設



近隣に分娩を取扱う施設  
が少ない分娩取扱施設



産科施設



小児医療の  
拠点となる施設

分娩数が減少している分娩取扱施設への支援

- ・ 急激に分娩数が減少している分娩取扱施設を支援する。

分娩取扱施設が少ない地域では分娩取扱を維持する

- ・ 分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための費用を支援する。  
(地域の他施設の分娩取扱中止によって分娩取扱数が増加する場合に必要な費用を含む。)

妊婦健診や産後健診による支援

- ・ 妊婦健診を含む外来診療や産後ケアの提供を行うことで、近隣の分娩施設の負担軽減を目的として、必要な施設整備、設備整備に係る費用を支援する。

急激に患者数が減少している小児医療の拠点となる施設の支援

- ・ 急激に患者数が減少し、地域に不可欠な小児医療の拠点でありながら運営に影響を来している施設に係る費用を支援する。

小児科医療確保事業

急激に患者数  
が減少

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

出生数減少や少子化等の影響を受ける施設を支援することで、地域の周産期医療・小児医療の体制を確保する

## 【○介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策】

施策名:介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策

## ① 施策の目的

- 介護人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。これらは働きやすさの改善のための事業者における基盤整備とともに、具体的なテクノロジーの導入・投資への支援、経営等の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善が必要。
- また、訪問介護については、小規模な事業者が多く、中山間や離島などの事業所も含め、人材不足が顕著で経営資源にも制約があるため、経験年数の短い方でも安心して働き続けられる環境整備や、地域の特性・事業所規模を踏まえた経営支援、福祉施策と労働施策の連携体制強化やホームヘルパーの魅力発信を通じた人材確保の促進が必要。

## ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

## ③ 施策の概要

## 介護人材確保・職場環境改善等事業

処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援  
 ※人件費に充てることが可能  
 ※処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施

## 介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

生産性向上・職場環境改善等に係る具体的なテクノロジーの導入・投資への支援、経営等の協働化・大規模化への支援

## 訪問介護の提供体制確保支援

ホームヘルパーの同行支援など、経験年数の短い方でも安心して働き続けられる環境整備や、地域の特性・事業規模を踏まえた経営支援、福祉施策と労働施策の連携体制強化やホームヘルパーの魅力発信を通じた人材確保促進

## ④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる。

施策名:介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 (介護人材確保・職場環境改善等事業)

① 施策の目的

- 介護人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

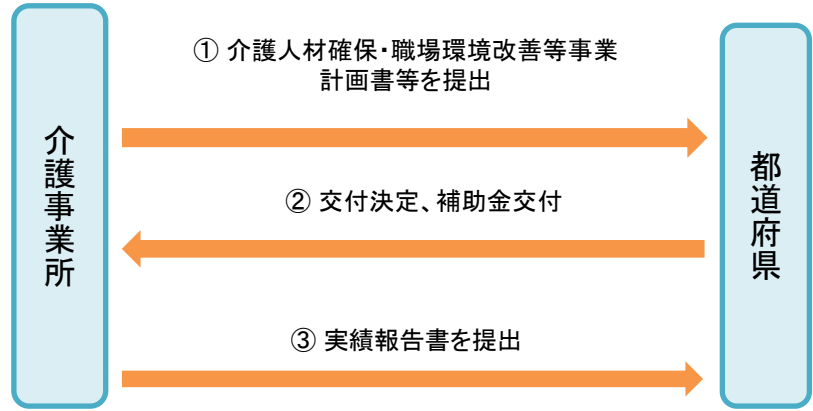
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。  
 ※1 介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
- ・介護事業所において、その介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。  
 ※2 介護助手等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など  
 ※3 当該事業所における介護職員以外の職員を含む。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 支給対象
- (1) 介護職員等処遇改善加算の取得事業所
  - (2) 以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所
    - ① 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等  
 → 生産性向上推進体制加算の取得等に向けて、介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策の立案を行う
    - ② 訪問、通所サービス等  
 → 介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる。



施策名：介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(介護テクノロジー導入・協働化等支援事業)

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、デジタル行財政改革会議において、デジタル(中核)人材育成数や、ICT・介護ロボットの導入事業者割合、ケアプランデータ連携システム普及の割合等のKPIを設定しており、都道府県におけるワンストップ窓口と連携しつつ、介護現場の生産性向上に向けてテクノロジー導入等の支援を行う必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)生産性向上の取組を通じた職場環境改善

①生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2)小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

【負担割合】

- (1)①、(2)・・・国・都道府県3/4、事業者1/4  
(要件によっては国・都道府県1/2、事業者1/2)
- (1)②・・・国・都道府県 10/10
- (1)①及び(2)を実施する場合・・・  
国・都道府県4/5、事業者1/5

⑤成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり  
(1)①、(2)・・・国4/5、都道府県1/5  
(1)②・・・国9/10、都道府県1/10

【○介護における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名： 介護テクノロジー開発等加速化事業

① 施策の目的

介護現場において、テクノロジーの活用などによるサービスの質の向上や職員の負担軽減といった生産性向上の推進は喫緊の課題となっており、見守りセンサーやICT等といった生産性向上に効果的なテクノロジーの普及をより強力に進めていく。

② 対策の柱との関係

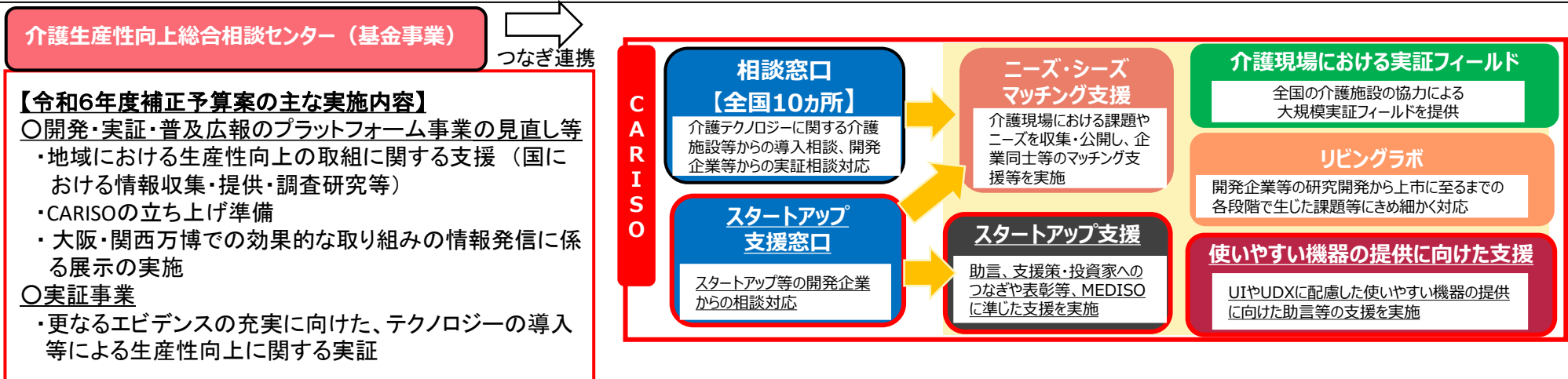
I	II	III
○		○

③ 施策の概要

地域における総合的な生産性向上の取組を推進するため、必要な支援(中央管理事業)を実施するとともに、開発・実証・普及広報のプラットフォームを発展的に見直し、CARISO(CARe Innovation Support Office)を立ち上げ、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置を含め、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。また、介護現場における更なるテクノロジーの活用推進について、単なる効率化ではなくケアの質の向上に資する生産性向上の取組であることが重要であり、実証により更なるエビデンスの充実を図る。さらに、大阪・関西万博での効果的な取り組みの情報発信に係る展示を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

開発・実証・普及広報のプラットフォームを発展的に見直し、介護現場・ロボット開発企業の双方に対する一元的な相談窓口(地域拠点)、開発機器の実証支援を行うリビングラボのネットワーク、介護現場における実証フィールド、ニーズ・シーズマッチング支援、スタートアップ支援、使いやすい機器の提供に向けた支援からなるCARISOを立ち上げる。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護ロボット市場に参入しやすい環境を整備し、介護現場の生産性向上を加速化させつつ、更なるテクノロジーの活用推進についてのエビデンスの充実を図る。

【○介護における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】  
施策名: ケアプランデータ連携システム構築事業

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

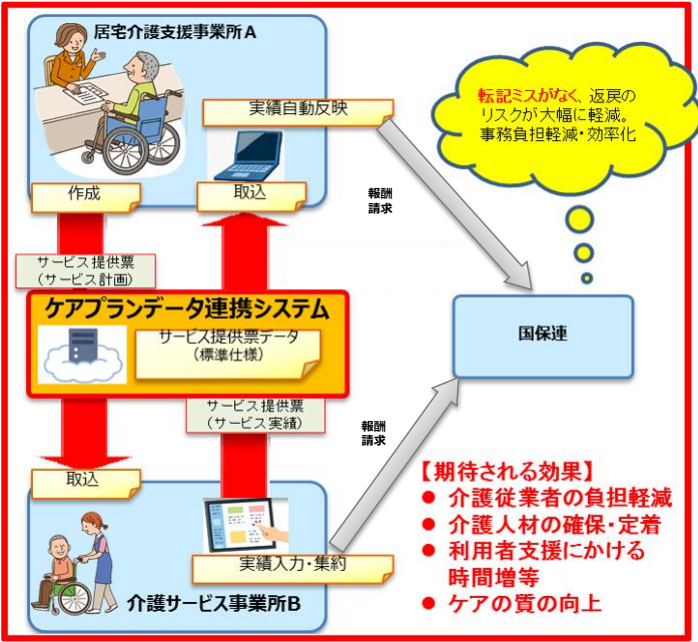
① 施策の目的

令和5年度に運用開始したケアプランデータ連携システムについて、ユーザーのニーズ等を踏まえた改修を行い、介護事業所等でのデータ連携を加速化させ、更なる事業所の負担軽減を図る。

③ 施策の概要

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを公益社団法人国民健康保険中央会に構築(令和5年度運用開始)。調査研究の結果や運用で顕在化した課題を踏まえ、システム機能の改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【ケアプランデータ連携で見込まれる効果】

手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていたケアプランについてシステム上での送受信が可能となり、以下の負担軽減効果が見込まれる。

時間削減	業務負担軽減	費用削減
作業時間が約3分の1に軽減 ● 提供票共有に係る時間 (1事業所) 52.4時間/月 → 18.1時間/月 ● 持参の場合の移動時間 (1事業所) 車 265分/月 → 0分 公共交通機関 77.5分/月 → 0分	事業所・従業者ともに負担軽減効果 ● 紙から介護ソフトへの転記が不要 ● 転記ミスに対する心理的負担軽減 ● ペーパーレス化によって、印刷保管業務が不要	※R2年度事業より 合計約68,000円/月(1事業所)の削減効果 ● 人件費(約62,000円) ● 印刷・マスキングする用紙代 ● FAXによる通信費 ● 持参する交通費 等

＜令和6年度補正予算案での主な実施内容＞

- 介護情報基盤との連携を見据えた利用促進のためのトライアル機能実装
- ケアプランデータ連携標準仕様Ver4追加対応(第3表CSVのPDF変換)
- サーバーOSの更新に伴う対応
- その他、顕在化した課題に対応するための改修(個人ユーザー管理、データ受信通知、イレギュラーなログイン対応等)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本システムの活用により、毎月発生している紙でのやり取りがなくなり、大幅な事務負担軽減が期待できる。また、利便性を向上するための改修を通じて、システムの利用拡大が期待でき、介護従業者の一層の負担軽減が見込まれる。

施策名：社会福祉法人の連携・協働支援事業

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立や法人間連携を促進する必要がある。本事業では、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

(1) 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催(1カ所あたり1,000千円)

地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を補助する。

(2) 社会福祉連携推進法人の設立支援の強化

① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援(1回限り、上限1,500千円)

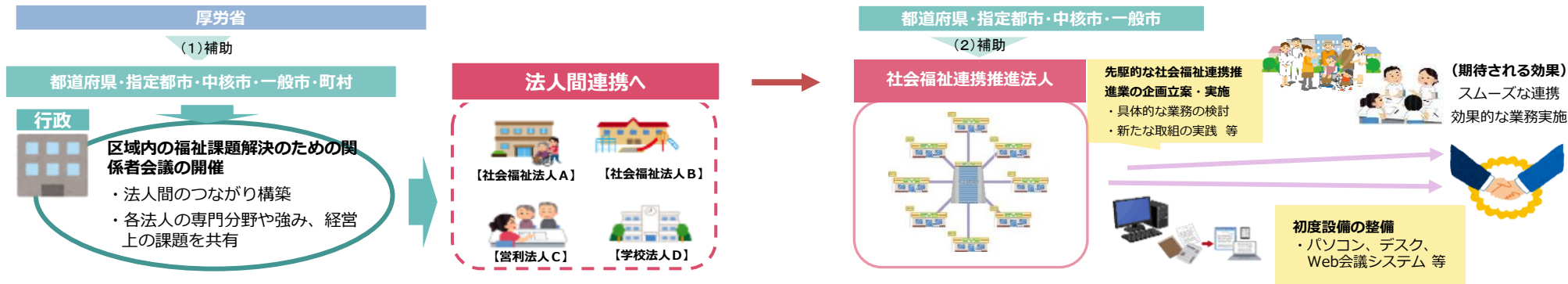
円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。

② 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(1回限り、上限1,000千円)

社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、先駆的な取組と経営効率化の取組を行う場合に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村(定額補助)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、誰も取り残さない社会の実現に取り組む。

施策名:介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(訪問介護等サービス提供体制確保支援事業)

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

・人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、その担い手を確保し、経営改善を図ることで、地域において必要な介護サービスを利用者が安心して受けられるよう、サービス提供体制を確保する。

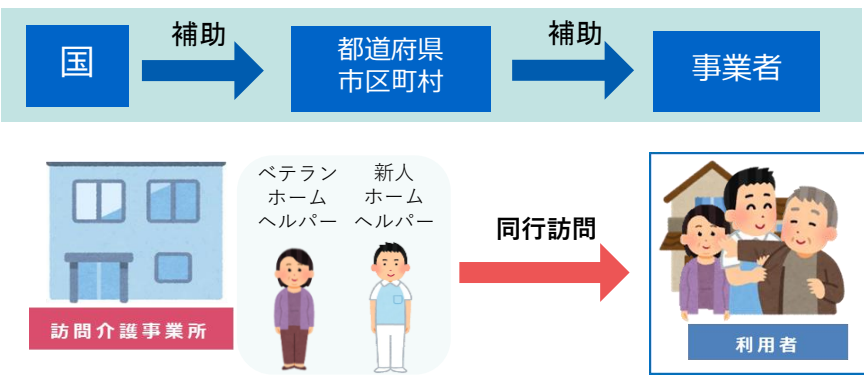
I	II	III
○		

③ 施策の概要

・地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組とあわせて、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県・市区町村 補助率:国:2/3、都道府県・市区町村:1/3  
※中山間・離島等地域における取組(①のイ及びウ、②のウに限る)については、  
国:3/4、都道府県・市区町村:1/4



**①人材確保体制構築支援事業**  
補助対象経費 (例)  
ア. 研修体制づくりの支援  
イ. 採用活動の支援  
ウ. 経験年数が短いヘルパーへの同行支援

**②経営改善支援事業**  
補助対象経費 (例)  
ア. 経営改善の支援  
イ. 常勤化の促進の支援  
ウ. 協働化・大規模化の取組の支援  
エ. 広報活動に関する支援

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・訪問介護等サービスの人材確保・経営改善の取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

施策名: 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策  
(介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化)

① 施策の目的

・介護人材確保のための連携協議会を設置・運営することで、採用のミスマッチを防止しつつ、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される介護人材確保のための連携協議会を設置・運営する取組、及び管内各地域のハローワークや介護事業所等が協力して行う介護分野の求職イベント等の実施を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

- ・ 連携協議会の設置・運営に要する費用(人件費等)
- ・ 介護分野の求職イベント等の実施を支援するために必要と認められる費用(会場の賃借料、広告費、合同説明会等に参加する事業者の代替職員の人件費等)

実施主体: 都道府県

(連携協議会の事務局機能を担う業界団体や福祉人材センターへ委託可)

補助率: 国: 2/3



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・ 本事業により、都市部に限らず中山間・離島地域などあらゆる地域において、業界団体が関与した具体的な業務説明や施設見学、職場体験等の機会を効果的に提供することにより、採用のミスマッチを防止し、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着が図られる。

【○訪問介護の提供体制の確保】

令和6年度補正予算案 80百万円

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3983)

施策名:介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策  
(ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業)

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

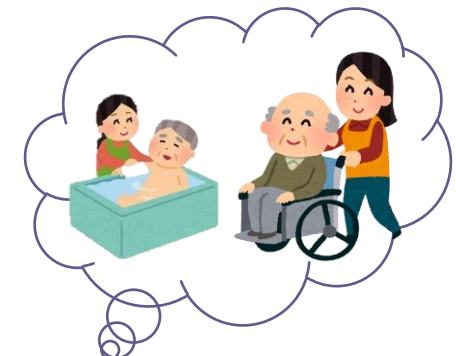
・訪問介護におけるホームヘルパーの人材確保を促進するために、ホームヘルパーの仕事の魅力について、学生をはじめ介護業界を新たに目指す人や介護現場で働いた経験のある人等に広く周知する

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・ホームヘルパーの仕事のやりがいや実際のケアのイメージなどの仕事の魅力について、リーフレット、ポスター、及び広報動画等を作成・活用し、学生を始め、介護業界を新たに目指す人や介護現場で働いた経験のある人等に広く周知する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ホームヘルパーの仕事の魅力発信を通じて、訪問介護における人材確保を促進する。

【○障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。これらは働きやすさの改善のための事業者における基盤整備とともに、具体的なテクノロジーの導入への支援、経営等の協働化等を通じた職場環境改善が必要。さらに、障害福祉サービスは、小規模な事業所も多く、事務体制も含めた経営面のサポートが必要。
- 就労系サービス(就労継続支援A型等)については、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面があり、障害者の生産活動の改善等を通じた安定的な経営、人材確保の支援が必要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援

※人件費に充てることが可能

※処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施

介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

生産性向上・職場環境改善等に係る具体的なテクノロジーの導入への支援、経営等の協働化への支援、処遇改善加算の取得促進や人材確保対策等の事務体制のサポート支援

障害者就労施設の生産活動の経営改善等の支援

就労系サービス(就労継続支援A型等)の経営改善に向けたノウハウの習得や、ICT機器等の導入による作業の効率化、専門家による助言等の支援

④ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、福祉・介護職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。



② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

① 施策の概要

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

③ 施策の概要

・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方針にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。

※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

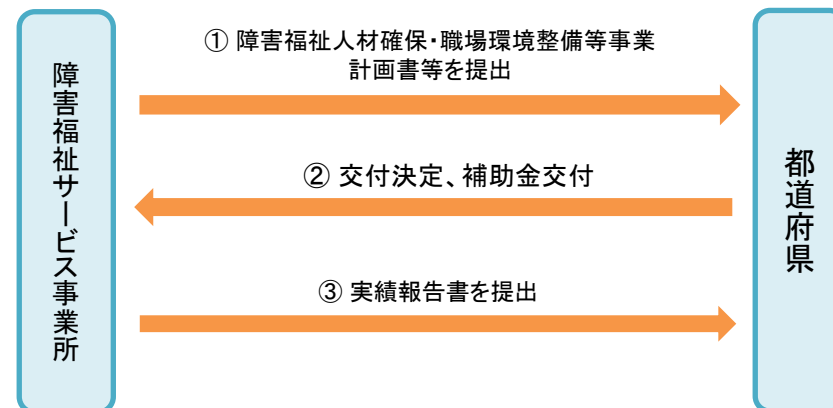
■支給対象

(1)福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

(2)以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。 16

## 【○障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業)

## ① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

## ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

## ③ 施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICT を複数組み合わせ導入する際の経費等を補助する。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

## 【補助対象等】

## ○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット  
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

## ○ICT

- ①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、  
③通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、④保守経費等(クラウドサービスなど)、  
⑤AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)  
※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。  
※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。

## ○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

- 介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する場合に必要な経費
- 見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

## ○導入マニュアル・効果測定の実施

- 介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

## 【導入支援の対象施設・事業所】

- 障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設(介護ロボット)
- 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

## 【補助率】

- 施設等に対する導入支援：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
- 都道府県等による導入促進(体験会・研修会)：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2
- 導入マニュアル作成及び効果測定：定額補助(上限：1,500万円)

## 【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

## 【事業スキーム】



## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

【○障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】  
 施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策  
 (障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業)

① 施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

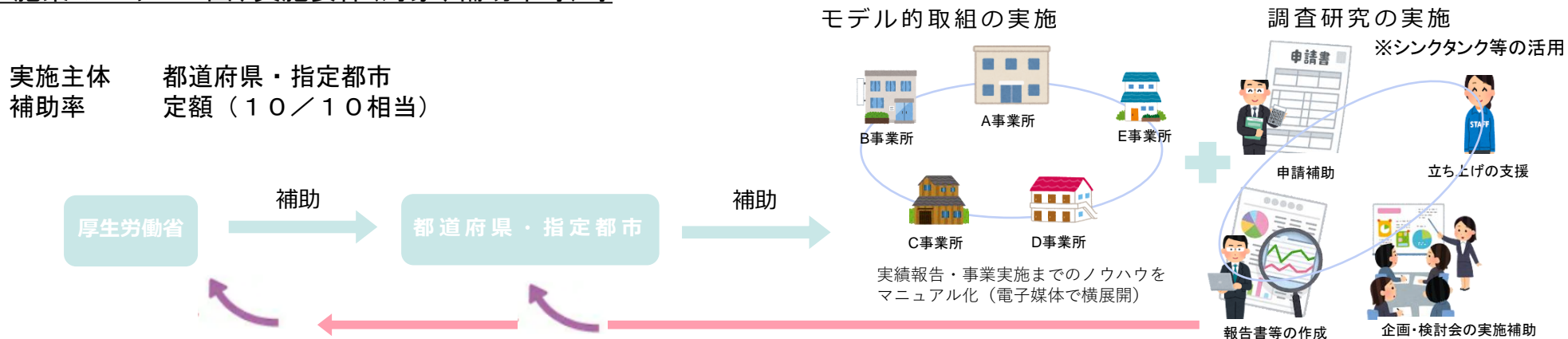
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化(共生型)の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

【○障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策  
(障害福祉サービス事業所等サポート事業)

① 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

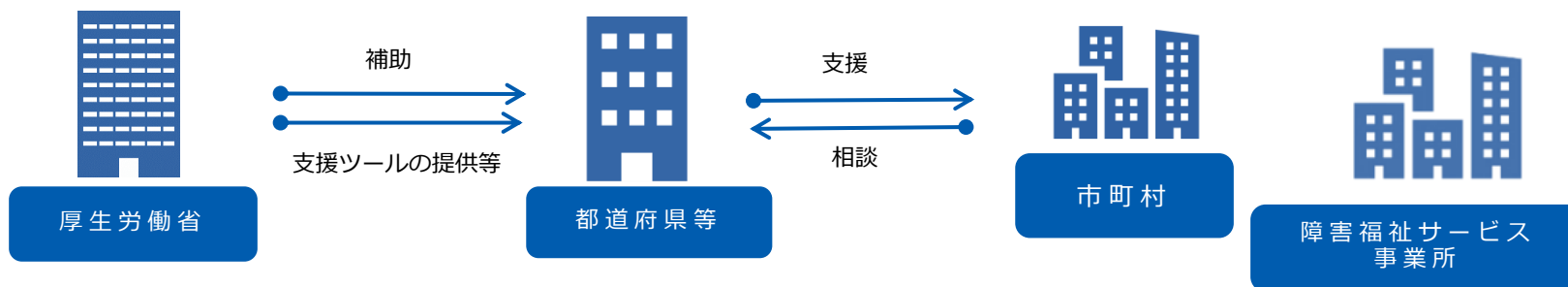
③ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

補助率：10/10



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業)

① 施策の目的

就労継続支援A型サービスについて、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

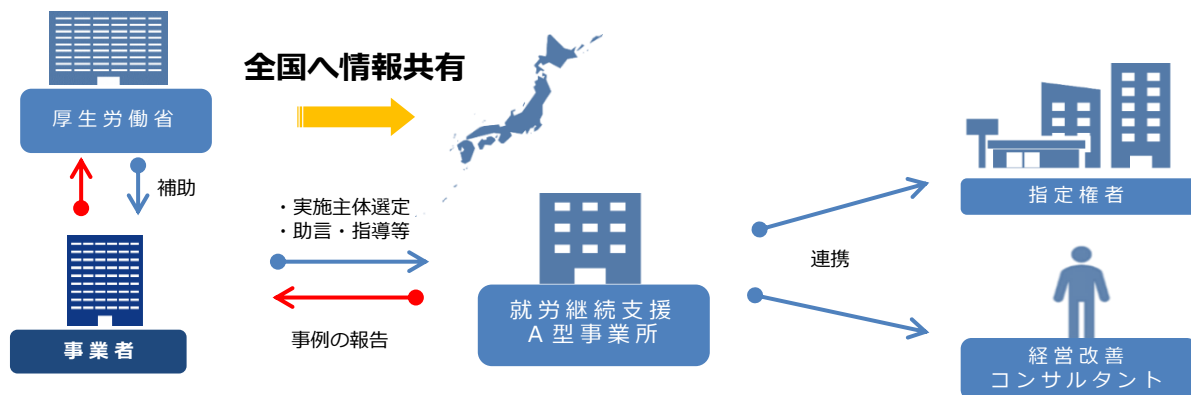
I	II	III
○		

③ 施策の概要

直近の生産活動収支が赤字であるA型事業所に対して、生産設備の導入に加え、指定権者である自治体との連携や経営改善コンサルタントによる各種分析・業務開拓等を併せて実施することにより、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し、横展開するモデル事業を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市  
 補助事業者：社会福祉法人等の民間団体  
 負担割合：国10/10



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

【○障害者就労施設の経営改善等の支援】  
 施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策  
 (障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設における経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
  - 障害者就労施設における、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、ICT機器や工作機械・治具、その他効率化するために必要となる機械の導入。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市  
 補助事業者 : 社会福祉法人等の民間団体  
 負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、ICT機器等の作業の効率化を図る機器の導入を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

【○障害者就労施設の経営改善等の支援】

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策  
(障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

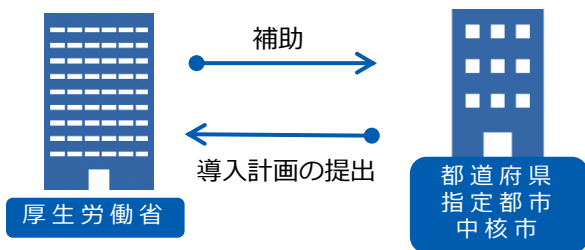
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設の経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。  
障害者就労施設に実効性のある経営改善計画の策定等に向けて、都道府県等において、
  - 事業所に対する就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口の設置
  - 事業所から提出される指定申請や事業計画書について経営面から精査・助言する専門家の活用を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市  
負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、経営改善に向けた相談窓口の設置等を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：介護福祉士修学資金等貸付事業

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

① 施策の目的

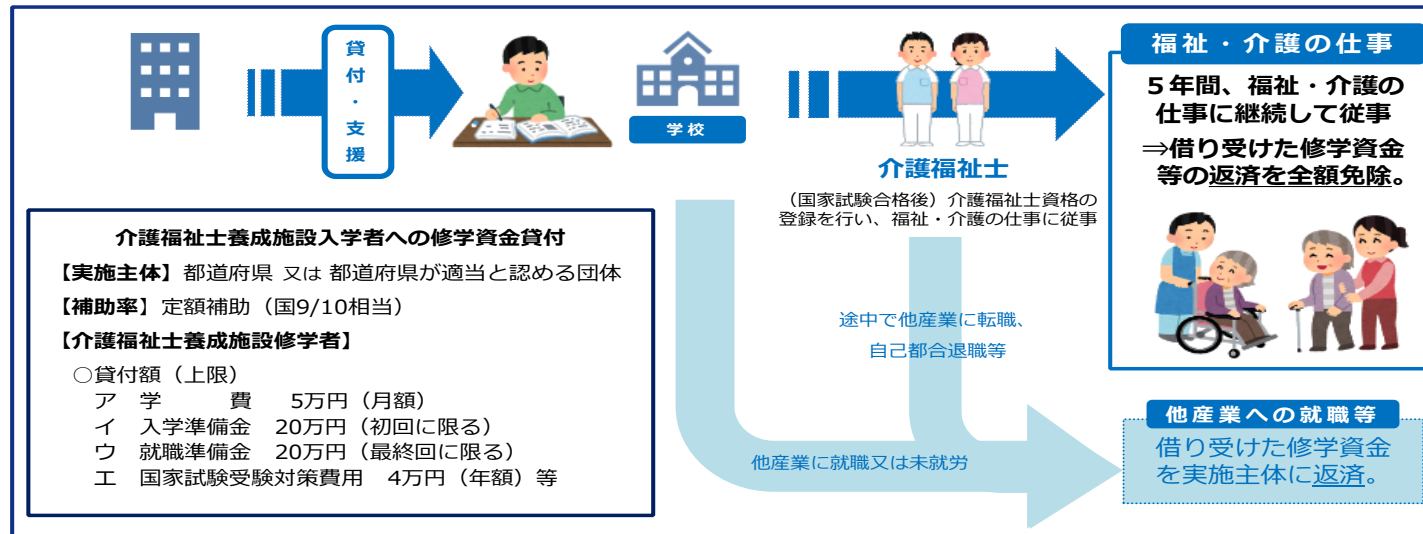
介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保・育成が重要。

貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。



① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行うとともに、新たに日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材の増加に対応するため、介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

・海外現地における外国人介護人材確保促進事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

都道府県と連携して以下のような外国人介護人材確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討し、モデル的に重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制の検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・外国人介護人材獲得強化事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

【補助率】 国2/3、県1/3

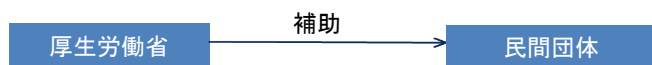
【補助金の流れ】



・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、海外展開に積極的に取り組む介護事業者の支援及び介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことにより、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をするため、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する。

また、在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを地域の資格取得支援機関へ横展開を行うことで、外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図る。

③ 施策の概要

・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業(地方自治体への補助事業)【外国人介護人材が介護現場で働きやすくなるための環境整備】

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど)を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくなるための必要な取組

・介護の日本語学習支援等事業(民間団体等への補助)

各地域において介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催する動きがある中、本事業により、地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズなど、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるために必要な取組を行うことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。

※支援メニューの例

- ・外国人介護人材の資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関への支援
- ・各地域の資格取得支援機関との情報提供体制の構築

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業(地方自治体への補助事業)【外国人介護人材が介護現場で働きやすくなるための環境整備】

【補助率】 国1/2、県1/4、受入事業所等1/4

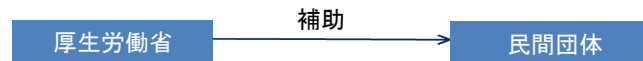
【補助金の流れ】



・介護の日本語学習支援等事業(民間団体等への補助)

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、また、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図ることで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：潜在介護福祉士等就職支援モデル事業

① 施策の目的

- 都道府県福祉人材センターは、無料職業紹介、職員の確保に関する事業所への相談支援や福祉の仕事に関する啓発活動など、福祉人材確保に関する取組を行っており、民間職業紹介事業者等が担うことのできない事業の実績・事業手法を有している。
- ハローワークや都道府県等を介した公的人材紹介を充実させることが重要。
- 離職した介護福祉士等はセンターに届け出ることが努力義務とされていることから、その強みを活かし、届け出た後の求職者等が他産業に流れずに、介護・福祉業界に再入職等するよう、積極的にアプローチする体制強化を図る。

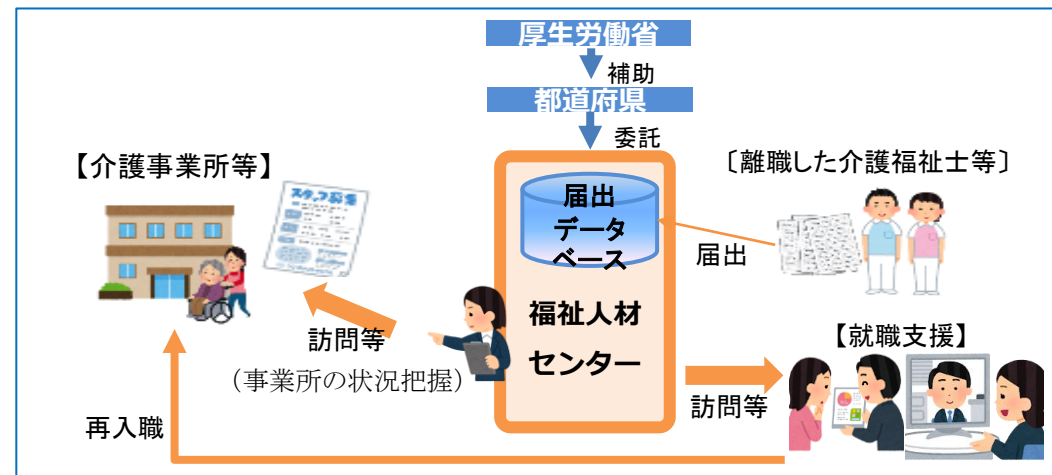
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- きめ細かなマッチングの強化による定着促進  
福祉人材センターの強みを活かし、事業所訪問等を通じて、求人票には表すことができない事業所の状況を把握するとともに、離職した介護福祉士等はセンターに届け出ることが努力義務とされていることから、当該制度を活用して届出等が行われた求職者に対して、アプローチ(電話や訪問・オンライン)を行い、対面等により、本人の離職時等の状況を把握したうえで、求職者の性格等を考慮したきめ細かなマッチングを行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

事業所の状況を把握したきめ細かな人材紹介により、介護・福祉人材の確保・定着促進が図られる。

【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業

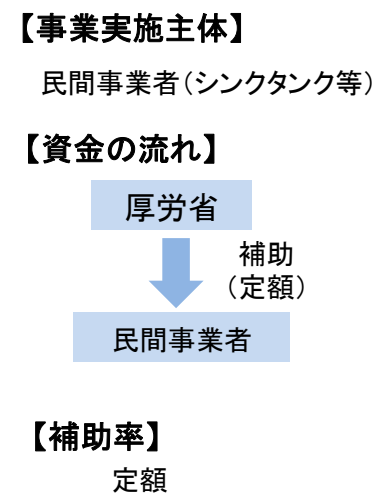
① 施策の目的

- 介護職員の意欲、能力、ライフステージ等に応じたキャリアパスを構築し、定着促進や資質向上につながる観点から、マネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対し介護の知識や技術の指導を行うことなど、多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていくことが重要。
- この複数の到達点を持つキャリアモデル(いわゆる「山脈型キャリアモデル」)の介護現場への普及・浸透を目指し、職員の意向、事業所の目指すビジョン等を踏まえた個々のキャリアパスを構築する取組をモデル的に実施し、その支援・取組の横展開を通じ、人材の離職防止・定着促進を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

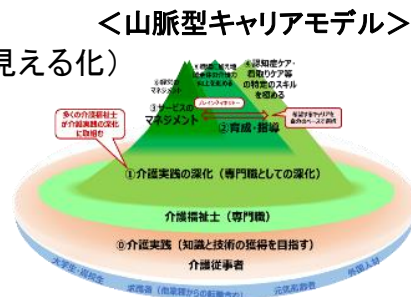
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



③ 施策の概要

1. キャリアパス構築モデル実施(実施イメージ)

- **モデル構築**(職員の意向等を踏まえたプラン作成・事業所の目指すべき方向の見える化)
  - ① 現状の洗い出し(職員配置・研修計画・受講状況、これまでの職員の意向)
  - ② 現在の職員の意向把握
  - ③ 事業所(法人)のビジョンの設定
  - ④ 事業所(法人)のビジョン、職員意向を踏まえたキャリアパス構築検討
  - ⑤ 職員個々の目的地に沿ったの必要な研修等のプランニング
- **モデル構築支援、モニタリング、課題分析等**
  - ⑥ ①～⑤の状況に応じ、有識者の派遣・アドバイス、実践状況のモニタリング、効果・課題把握分析、普及方法の検討。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によって、複数の到達点を持つキャリアモデルの構築・横展開が進むことで、人材の離職防止・定着促進が図られるとともに、働きやすい職場環境の整備にもつながり、介護人材確保の推進が図られる。

【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：介護未経験者マッチング機能強化モデル事業

① 施策の目的

- 介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル(例：民間事業者のマッチング機能を活用し、未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務等を効率的に短期・短時間で実施できる仕組み等)事業を実施。
- このモデル事業の支援・横展開を通じ、これまで介護に関わりのなかった層の介護現場への接点を増加させ、介護人材のすそ野を更に広げるとともに、介護現場と地域のつながりの強化を図る。

② 対策の柱との関係

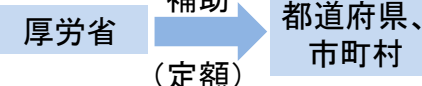
I	II	III
○		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】

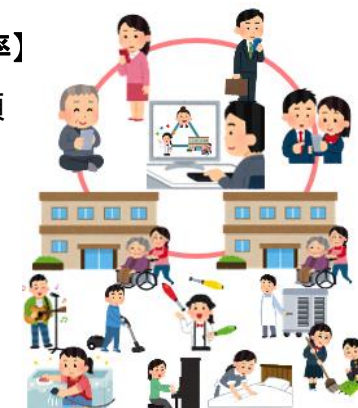
都道府県、市町村

【資金の流れ】



【補助率】

定額



③ 施策の概要

地方自治体が、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル構築への支援をし、その経過・成果を横展開する。

1. 介護未経験者マッチング機能強化モデルの構築

- 地域の介護事業者等と連携し、介護未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務などを切り出した上で、民間事業者のマッチング機能等を活用し、効率的に短期・短時間の業務と未経験者のマッチングを実施。
- WEBやアプリ等の活用で、マッチングコストを下げつつ、介護事業者の状況等の見える化も促進。未経験者の介護現場での業務への心理的ハードルを下げる。
- 未経験者が介護現場との接点を持つことで、職場体験や、入職のきっかけに繋がるとともに、介護現場と地域のつながりを育むモデルの構築を図る。

2. 上記モデルを構築するうえでの検討・実施・取組の普及体制の構築

都道府県、市町村、業界団体、民間事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。また、実施過程を踏まえ、課題・効果・取組手法をとりまとめ、管内事業所が導入に資するよう周知・普及の取組を行う。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し、入職につながりやすい手法が普及され、介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護現場における業務負担軽減が図られ、介護人材確保の推進が図られる。

### ① 施策の目的

○ 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」において、国が行う取り組みとして、「巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行う」とされていること等を踏まえ、新たに対象となる訪問系の介護事業所等への巡回訪問の円滑な実施に備え、巡回訪問システムの改修を行う。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

### ③ 施策の概要

【訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回体制の体制強化のためのシステム改修】

- これまでも、EPA介護福祉士候補者、特定技能外国人の受入施設に対し、巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行ってきた。
- 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」を踏まえ、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制強化に伴うシステム改修が必要。
- 訪問系の介護事業所等への巡回訪問を円滑に実施できるよう、巡回訪問に係るシステム改修を実施する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助率】 定額

【補助金・委託費の流れ】

厚生労働省

補助 (技能実習・特定技能)

委託 (EPA)

民間団体

### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

巡回訪問システムを改修することで、訪問介護事業所等への巡回訪問の円滑な実施を実現し、外国人介護人材の介護現場における円滑な受入・定着を実現する。

施策名: 重点医師偏在対策支援区域(仮称)における診療所の承継・開業支援事業

### ① 施策の目的

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、医師少数地域の医療機関に対する支援による医師偏在是正に取り組む。

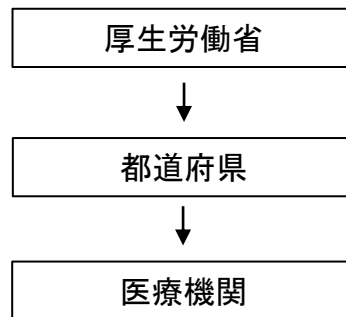
### ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

### ③ 施策の概要

人口規模、地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域である「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」において、診療所医師が高齢化する中で、医師を確保するため、支援区域内で診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の定着支援を行う。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医師少数地域での医師確保が図られ、医療提供体制の維持・確保に寄与する。

施策名：医師偏在是正に向けた広域マッチング事業

① 施策の目的

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、中堅・シニア世代等の医師を対象とした広域マッチング支援による医師偏在是正に取り組む。

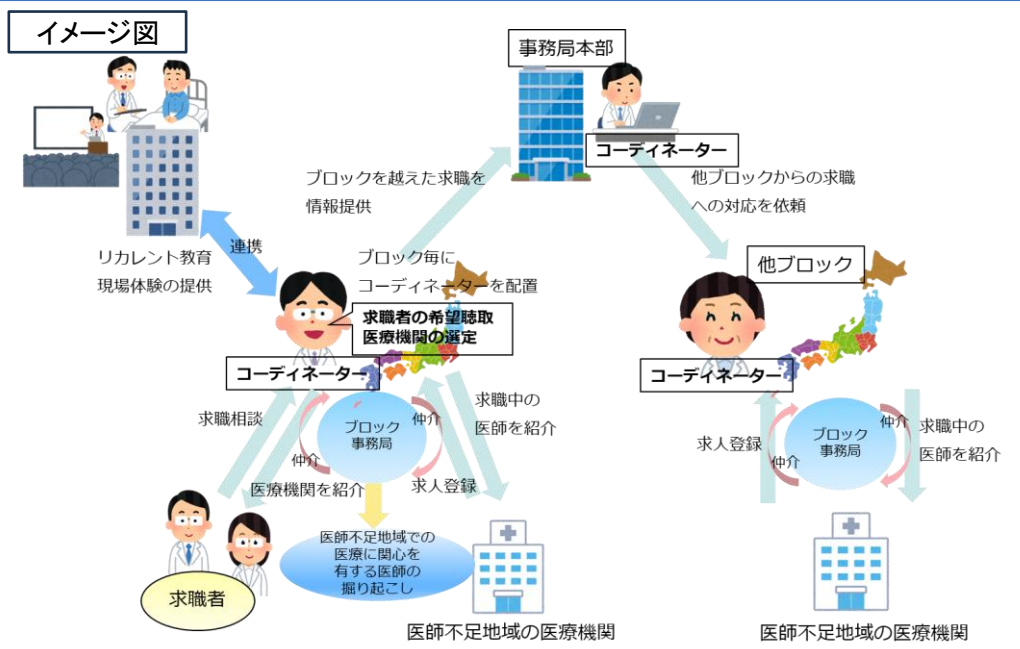
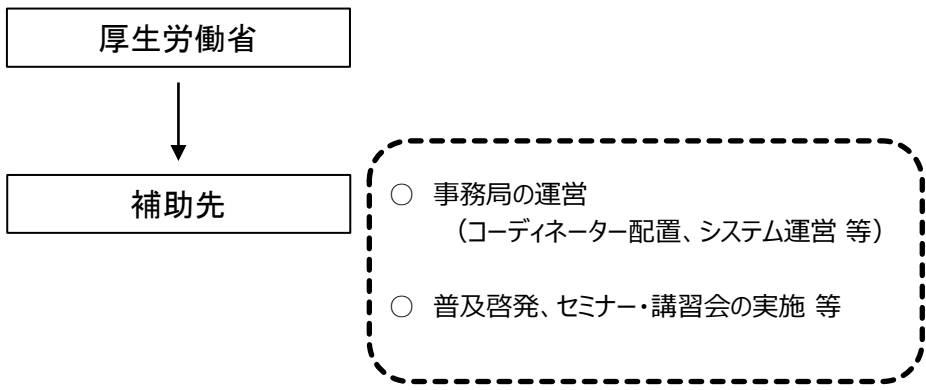
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起こしやキャリアコンサルティングを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師少数地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うための財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医師少数地域での医師確保が図られ、医療提供体制の維持・確保に寄与する。



施策名: 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

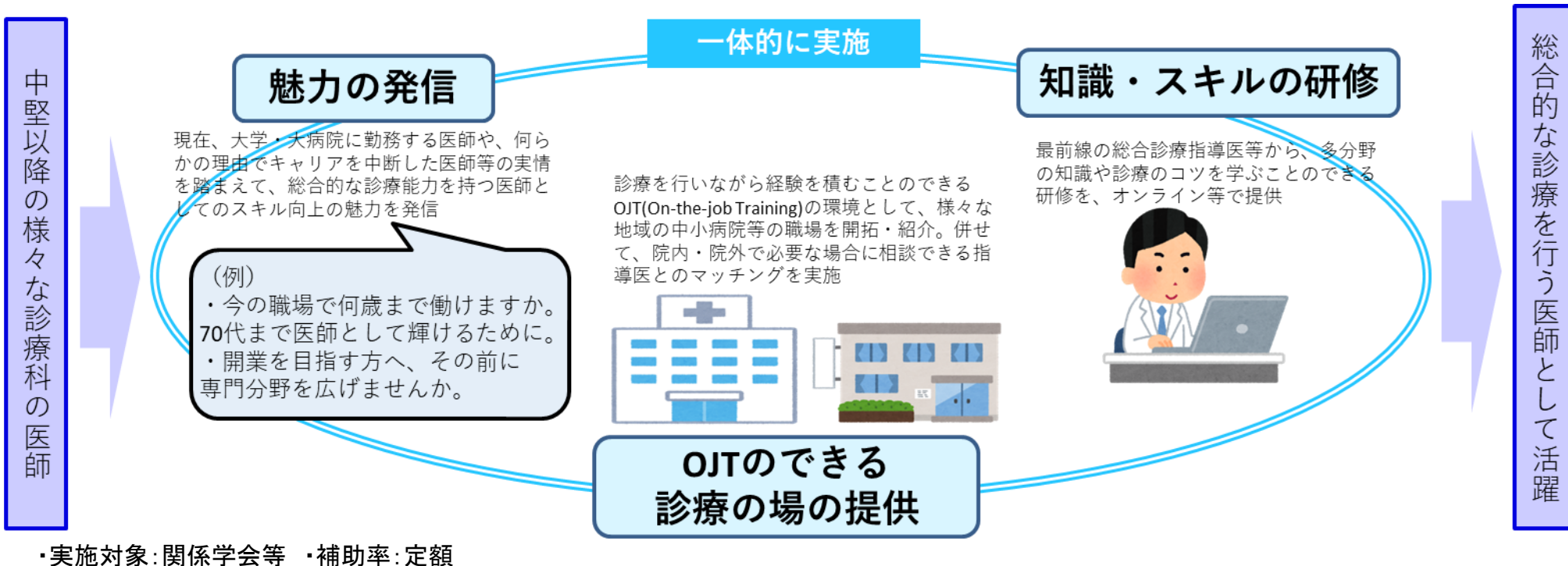
① 施策の目的

・経済財政運営と改革の基本方針2024において、総合的な診療能力を有する医師の育成や、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的としている。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③④ 施策の概要、スキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・中堅以降の様々な診療科の医師等に対しリカレント教育を実施することで、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師の育成に寄与し、地域偏在と診療科偏在対策の更なる推進が見込まれる。

施策名: 臨床研修費等補助金

### ① 施策の目的

- 平成16年度からの医師臨床研修制度必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷及び疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を修得するための臨床研修を支援するとともに、その制度の中で、地域における医師不足及び医師偏在対策を支援し、もって地域において安心・信頼してかけられる医療の確保を推進することを目的として、その研修等の実施に必要な支援を行う。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

### ③ 施策の概要

- 令和8年度の臨床研修から開始される広域連携型プログラムの作成・調整を行うため、広域連携型プログラムを設置する基幹型臨床研修病院のプログラム責任者等に係る経費を支援する。
- 臨床研修病院の質の維持・向上を図るために必要な第三者評価を受審する基幹型臨床研修病院の受審経費について支援する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- ・実施対象  
医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に基づき都道府県知事の指定する病院(臨床研修病院)
- ・補助率: 定額

### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・広域連携型プログラムに係るプログラム責任者等経費を支援することで、質の高いプログラム作成に寄与し、研修医の質の向上を推進することが見込まれる。
- ・また、第三者評価受審に係る経費を支援することで、臨床研修病院の質の向上を推進することが見込まれる。

施策名:長時間労働の傾向にある診療科を中心とした人材確保のための勤務環境改善調査等事業

① 施策の目的

医師の働き方改革関連制度への対応状況について詳細を把握することで、今後の医療機関支援の方向性や強化すべき点を洗い出し、施行後の早期に効果的な支援の検討をするとともに、長時間労働の傾向がある外科系診療科における勤務環境改善の取組への伴走支援と取組プロセスの分析を行い、好事例として他医療機関へ普及展開することで更なる医師の働き方改革の推進を目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

① 医療機関における働き方改革調査

各医療機関における時間外・休日労働の状況や勤務環境改善に向けた取組状況等について、個別のテーマ毎に必要な調査を行い、実態把握や課題抽出等を行う。

(必要と考えられる調査事項について)

- ・時間外・休日労働の上限規制に係る特例水準の適用を受ける医療機関を含めた医師の労働時間の状況
- ・医療法に基づく面接指導及び勤務間インターバル・代償休息の実施体制、実施状況 等

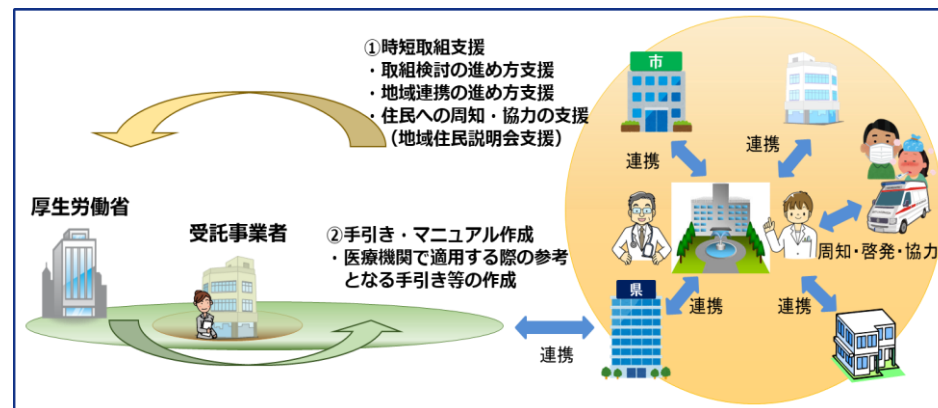
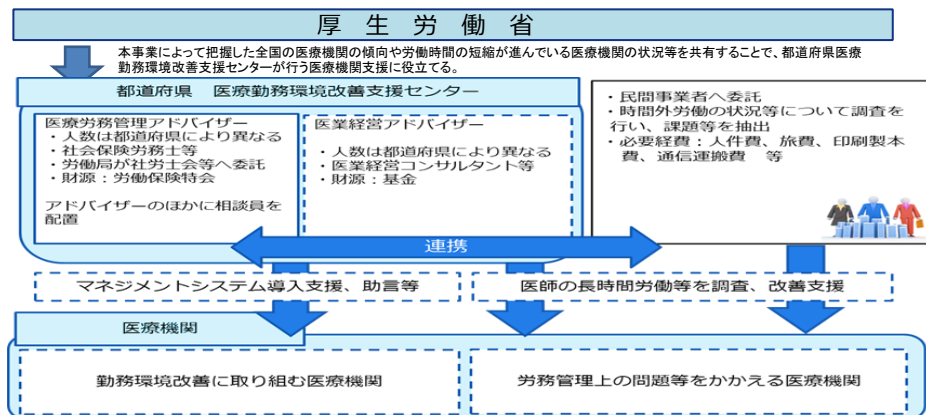
② 医師の労働時間短縮にかかる調査及び伴走支援

特に長時間労働が指摘されている外科系診療科を中心に、労働時間短縮にかかる総合的な取組を行う医療機関を選定し、伴走型の具体的な支援を行いながら勤務環境の改善を推進するとともに、支援を通じて課題の抽出及び効果的手法等の知見について調査分析を行い、好事例として横展開するもの。

(具体的な事業内容)

- ・院内の取組支援、行政機関等の関係機関との連携、患者及びその家族への周知・協力依頼等にかかる支援
- ・他の医療機関の参考となるよう取組プロセスを好事例として取りまとめ

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

施行後の早期に新制度への医療機関の対応状況について詳細を把握することで、今後の医療機関支援の方向性や強化すべき点を洗い出すとともに、医療機関へのより効果的な支援の検討を行うことで、医療機関における働き方改革を更に推進することができる。

施策名：大学における恒久定員内地域枠設置促進事業

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

① 施策の目的

- ・ 医師確保ガイドラインにおいて、「安定した医師確保を行うため、都道府県は、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学と調整を行うとともに、医師の育成や配置方法について、大学と連携してキャリア形成を支援しつつ、地域枠等の医師が地域医療に従事する仕組みを構築することが重要」とされている一方で、都道府県や大学の協議等の状況によっては、恒久定員内地域枠の設置が十分進んでいない場合もある。
- ・ 都道府県の地域医療支援センターにおけるキャリア形成プログラム等の取組と連携しながら、地域枠学生を受入れ育成する大学において、恒久定員内への地域枠の設置等を含む地域への定着の取組を促進させるための補助を行う。

③④ 施策の概要、スキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 地域枠センター(仮称)の設置

以下(2)～(5)を推進するための体制を整備。

(2) 都道府県との連携強化

都道府県と連携し、恒久定員内地域枠設置の設置の検討やキャリア形成プログラム等への協力を行う。

(3) 地域枠学生・医師の教育研修の充実

恒久定員内地域枠の設置に伴い必要となる教育研修の充実に係る設備投資等の補助を行う。

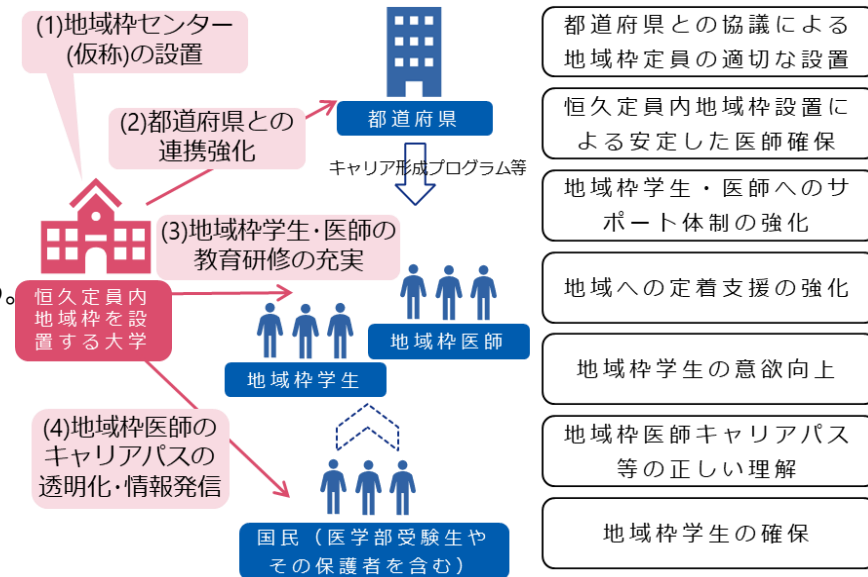
(4) 地域枠医師のキャリアパスの透明化・情報発信

医学部受験生やその保護者に対する地域枠医師のキャリアパスの理解を深める。

(5) その他恒久定員内地域枠の設置に必要な取組

・実施対象：医師養成課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定に基づく大学のうち、恒久定員内地域枠を設置するもの

・補助率：定額



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 直近の需給推計では、医師数は増える一方で、将来的には、供給(医師数)が需要(医療ニーズ)を上回り、医師は供給過剰となることが見込まれる。このため、医学部定員の適正化を図る必要があり、安定した医師確保を行うため恒久定員内の地域枠の設置を更に進める必要がある。
- ・ 本事業を通じて、恒久定員内への地域枠設置を要件等として、大学への支援を行うことで、都道府県において安定した医師の確保が見込まれる。

施策名：最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金

① 施策の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

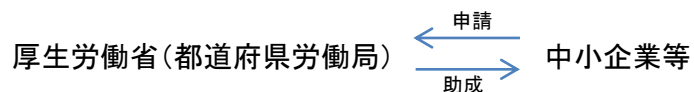
【助成対象】

- ・中小企業事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【助成率】 ( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

900円未満	900円以上950円未満	950円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

【実施主体等】



【助成上限額】(カッコ内は事業場規模30人未満の事業者) (単位:万円)

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2~3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4~6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

※ 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生産性向上に向けた設備投資などの費用を助成し、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備することで、持続的賃上げの実現を図る。

① 施策の目的

生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、地域に密着した営業を行う中小零細の生衛業者にとって、価格転嫁を行うことに対する消費者の理解を得ることは難しく、依然として厳しい経営状況が続いている。

※ 「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果(2024年4～6月期)」(日本政策金融公庫)では、主な経営上の問題点を、「仕入価格・人件 費等の上昇を価格に転嫁困難」と回答した企業割合が56.6%と最も多く、「顧客数の減少」が37.5%、「従業員の確保難(21.2%)」が続く。

本事業では、生衛業者が物価高騰等に機動的に対応することができるよう、生衛業者による価格転嫁の取組等を支援するとともに、経営課題の解決に向けた専門家による伴走型支援を実施することにより、経営状況の改善や衛生水準の適切な確保等へ繋げることを目的とする。

② 対策の柱との関係

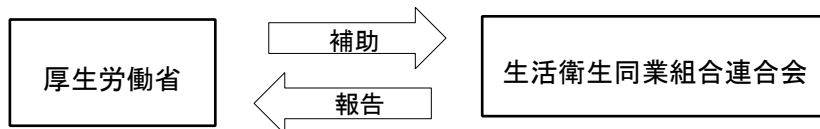
I	II	III
○		

③ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業

生衛業の業界として物価高騰や人材確保等に対応するため、消費者・利用者に価格転嫁を受け入れてもらえるよう、全国生活衛生同業組合連合会による業種ごとの特性を踏まえた、以下のような取組を支援する。

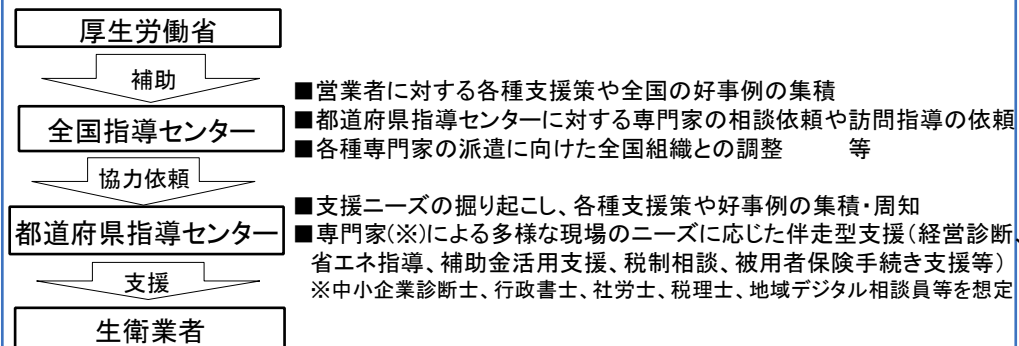
- 物価高騰等への対応に向けた、消費者・利用者に対する価格転嫁等の広報
- 組合独自の商品・サービスのブランド化による更なる付加価値の向上、組合員の店舗での展開を通じた、消費者・利用者に価格転嫁の理解促進に繋げる取組
- 関係団体・企業や地元住民を巻き込んだタイアップイベントの開催等を通じた新規顧客の確保、商品・サービスへの需要喚起促進に繋がる取組 等



◆(目)生活衛生関係営業対策事業費補助金  
補助先:生活衛生同業組合連合会、補助率:定額(10/10)

(2)生活衛生関係営業経営支援事業

中小企業診断士による経営診断や事業再構築・省エネ等に向けた補助金の活用を含めた相談、税理士による税制優遇措置等の相談、社会保険労務士による被用者保険適用に係る手続き等の支援など、生衛業者に対する専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を実施する。



◆(目)生活衛生関係営業対策事業費補助金  
補助先:全国生活衛生営業指導センター、補助率:定額(10/10)

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生衛業の価格転嫁・人材確保等が進むことにより、経営状況の改善、雇用維持等に繋がる。

施策名:フリーランスの就業環境整備事業

① 施策の目的

フリーランス・事業者間取引適正化等法が本年11月に施行されたところであるが、発注事業者がフリーランスの就業環境の整備に取り組むためには、フリーランスに業務委託を行う発注事業者のみならず、その上流の発注事業者も含めた業界全体の取組が不可欠である。

このため、業界団体と連携し、フリーランスの育児・介護等の配慮やハラスメント防止対策に関する好事例の収集・事例集の作成等を実施し、フリーランスの方が安心して働くことができる環境整備を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ① フリーランスの育児介護等の配慮やハラスメント防止対策に関する好事例の収集及び事例集の作成
  - ・育児介護等の配慮やハラスメント防止対策に関する好事例の収集
  - ・事例集の作成・配布
- ② 発注事業者に対するハラスメント防止研修の実施
  - ・ハラスメント防止研修の検討・実施、研修動画の作成
- ③ 業界団体等と連携したフリーランスの就業環境改善に関するモデル実証事業
  - ・業界団体、学識経験者、業所管省庁等による検討委員会の設置
  - ・アンケート及びヒアリング調査を実施し、対応可能な取組・モデルを検討
  - ・業種、業界による取組・モデルの効果検証

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

フリーランスの就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

施策名：両立支援等助成金の拡充(育休中等業務代替支援コース及び出生時両立支援コースの拡充)

① 施策の目的

働き続けながら子育てを行う男女労働者の雇用の継続と男性の育児休業取得を促進するため、仕事と育児の両立支援に取り組む中小企業事業主の取組を促進する「両立支援等助成金」の見直しを行うことを通じて、安心して働ける環境の整備を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

「共働き・子育て」の実現に向けて、育休中の業務代替を行う周囲労働者への支援を行う「育休中等業務代替支援コース」の拡充及び男性の育児休業取得促進に向けた「出生時両立支援コース」の見直しを行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

※中小企業事業主のみ対象。国(都道府県労働局)で支給事務を実施  
※支給額の赤字・下線が新規・拡充箇所

コース名／コース内容	支給額 (休業取得/制度利用者 1人当たり)	加算措置／加算額
<p><b>出生時両立支援コース</b> 制度要求 ※当初予算額 41.5億円</p> <p>男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始</p> <p>※第2種は第1種未受給でも申請可能に</p>	<p>①第1種 (男性の育児休業取得) 1人目 20万円 2～3人目 10万円</p> <p>②第2種 (男性育休取得率の上昇等) 60万円</p>	<p>＜出生時両立支援コース＞ ①第1種 1人目で雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合 10万円加算 ②第2種 第2種申請時にプラチナくるみん認定事業主であった場合 15万円加算</p> <p>＜育休中等業務代替支援コース＞ プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下の通り割増。 ①育児休業中の手当支給 業務代替手当の支給額を4/5に割増 ③育児休業中の新規雇用 代替期間に応じた支給額を割増 最大82.5万円 ・最短：7日以上：11万円 ・最長：6か月以上：82.5万円</p>
<p><b>育休中等業務代替支援コース</b> 制度要求 ※当初予算額 87.8億円</p> <p>育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用(派遣受入含む)を実施</p> <p>※支給額欄①②については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象に</p>	<p>①育児休業中の手当支給 最大140万円 〔「休業取得時」30万円+ 「職場復帰時」110万円〕</p> <p>②育短勤務中の手当支給 最大128万円 〔「育短勤務開始時」23万円+ 「子が3歳到達時」105万円〕</p> <p>③育児休業中の新規雇用 最大67.5万円</p> <p>※①～③合計で1年度10人まで、初回から5年間</p>	<p>＜各コース共通＞ 育児休業等に関する情報公表加算</p> <p>申請前の直近年度に係る下記①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円加算 対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数 各コースごと1回限り。</p>

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

育休の取得を躊躇させる周囲労働者の理解醸成に向けた取組が進むことにより、育児休業取得率が相対的に低い中小企業における育休取得率の上昇と、育休を取得しないままでの離職の防止が図られる。また、中小企業における男性の育児休業取得率が向上することにより、「共働き・子育て」しやすい環境が整備される。



施策名: シルバー会員就業支援事業

① 施策の目的

平均年齢が約75歳と高齢化傾向にあるシルバー人材センター会員への就業支援機器の貸与等により、会員の身体的な不安を取り除き、安心して就業できる環境を整備することで、会員数及び就業延人員の増加等に繋げるとともに、地域における人手不足への対応や高齢者の生活の安定等に繋げる。

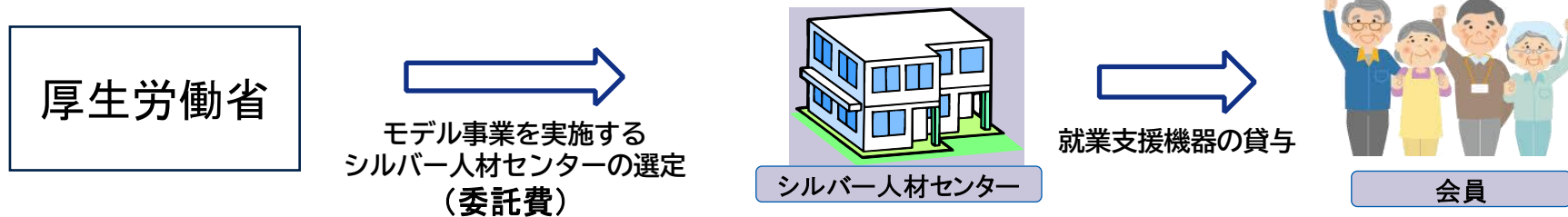
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

高齢等により体力面などで身体的な不安を抱えるシルバー人材センター会員に対して、腰、腕、脚などの筋肉をサポートする高齢者向けアシストスーツ等の貸与により、安心して就業できるよう環境整備支援を行う、モデル事業を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

モデル事業において就業支援機器の貸与等による会員の就業を促進し、会員数及び就業延人員の増加を見込む。

① 施策の目的

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴い、同法の趣旨等を踏まえ、シルバー会員の契約方法の見直しを順次行うこととしており、同法の趣旨及び規定により課される義務について、民間企業等の発注者に丁寧な説明を行い、会員が安心して就業できる環境の整備を行う。

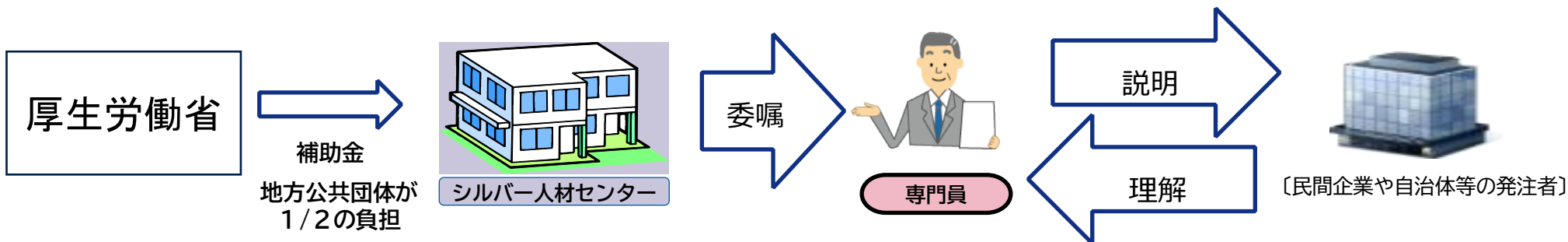
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

フリーランス新法が施行されることを踏まえ、シルバー人材センターの契約方法の見直しを順次行うこととしている。このため、フリーランス新法や関係法令の内容等を熟知した弁護士や社会保険労務士等を専門員としてシルバー人材センターに委嘱し、民間企業等の発注者に対して、法の趣旨及び同法の規定において課される義務を丁寧に説明し、理解を求め、円滑に契約方法の見直しがなされるよう支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

契約見直しの説明対応による民間企業等の発注を促進し、受注件数の増加を見込む。

施策名：創薬エコシステム発展支援事業

① 施策の目的

我が国の成長産業・基幹産業である医薬品産業について、日本を世界の人々に貢献できる「創薬の地」とするため、アカデミアシーズ等の実用化に向けた橋渡しの支援を行う。

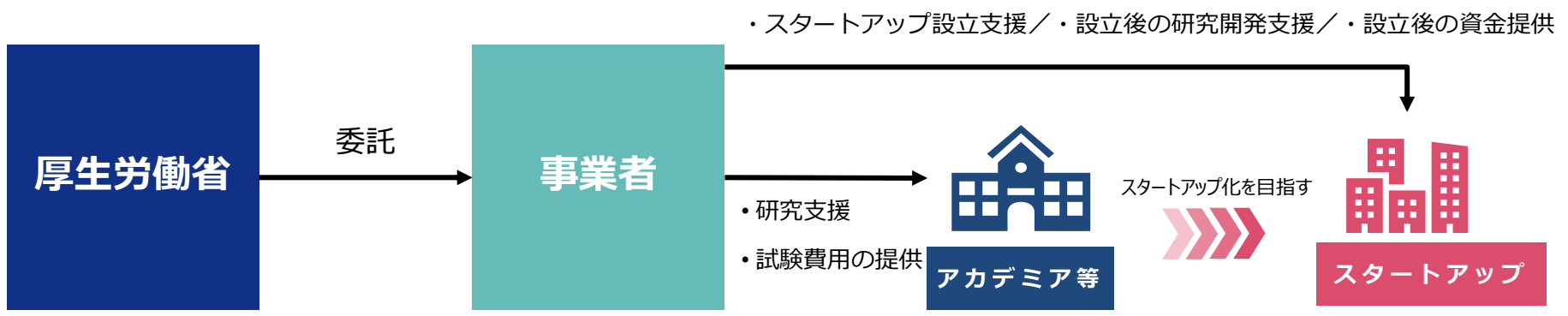
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

我が国の優れた創薬シーズを、早期にスタートアップ化できるよう、創薬の経験を有する研究開発支援者による実用化に向けたアカデミアシーズ等への研究支援、ターゲット・コンセプト検証試験、スタートアップ設立支援、当該スタートアップの研究開発支援等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

優れた創薬シーズの実用化を通じて、アカデミアや創薬スタートアップに対する民間投資を呼び込むことが可能。

施策名：創薬クラスターキャンパス整備事業

① 施策の目的

・各地の創薬クラスターで不足しているスタートアップ等が使用する施設等への補助を行うことで、創薬クラスターの発展に繋げ、更なる民間投資の呼び水としてスタートアップの育成・発展を目指す。

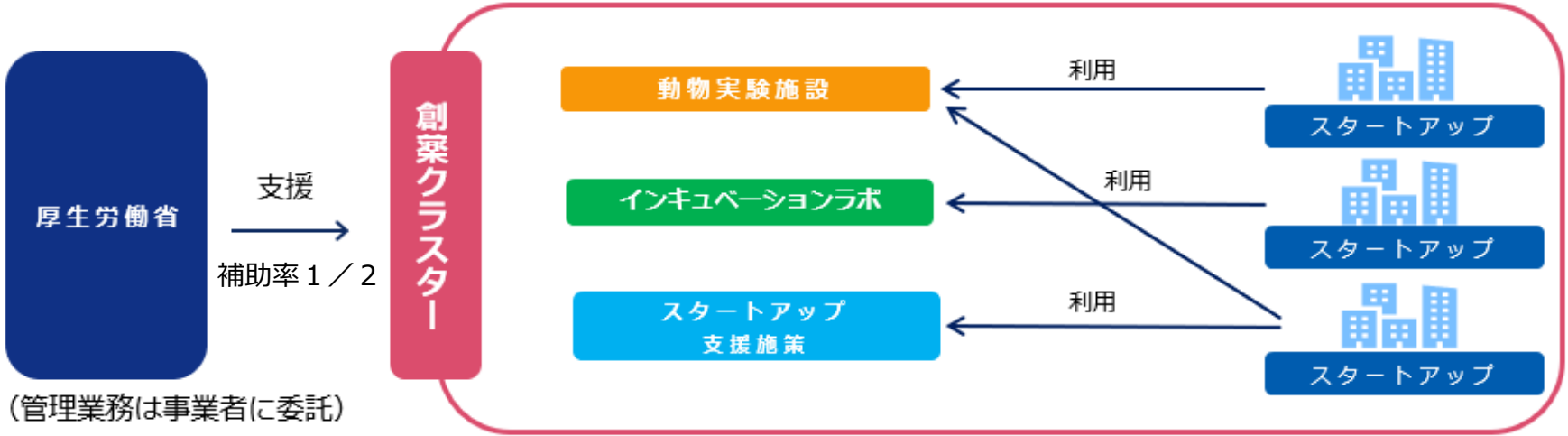
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・各地の創薬クラスター内で不足している動物実験施設やインキュベーションラボの建設、スタートアップの成長に資する取組等に要する費用を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国内のスタートアップへの更なる民間投資や、大規模な施設整備に係る投資の呼び水となる。

施策名:新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業

① 施策の目的

創薬シーズから第1相臨床試験に入る段階であるファースト・イン・ヒューマン(FIH)試験において、新たに国際的に競争力のある実施体制の国内整備を進め、海外発シーズも含む革新的新薬候補の国内での研究開発を促進する。

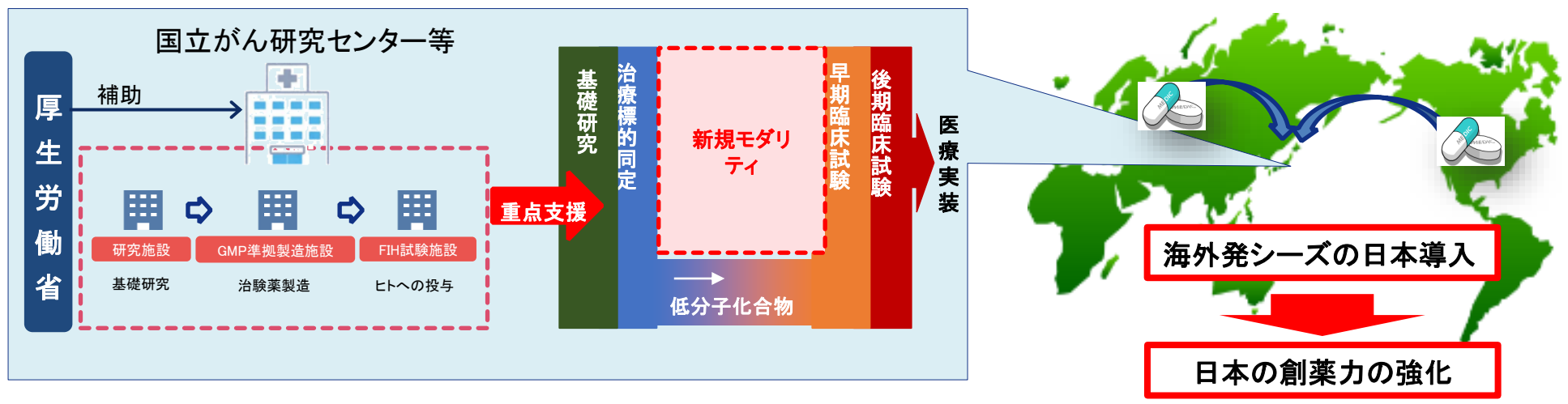
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

国立がん研究センター中央病院が実施主体となり、新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のある①FIH試験体制、②GMP準拠治験薬製造機能、③研究施設を併設した創薬拠点の整備に向けた仕様設計を行い、国内のFIH試験の中核的な役割を担う体制の整備を進めるとともに、国立健康危機管理研究機構及び国立成育医療研究センターにおけるFIH試験体制を整備する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和10年度までに新たに整備する施設における国内FIH試験実施件数を10件とする。

① 施策の目的

国際共同治験の実施体制の強化を行うため、日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業から国内での治験・臨床試験の実施について相談を受付・支援、国内での知見等の実施を誘致することで、ドラッグ・ラグ/ロスの解消につなげる。

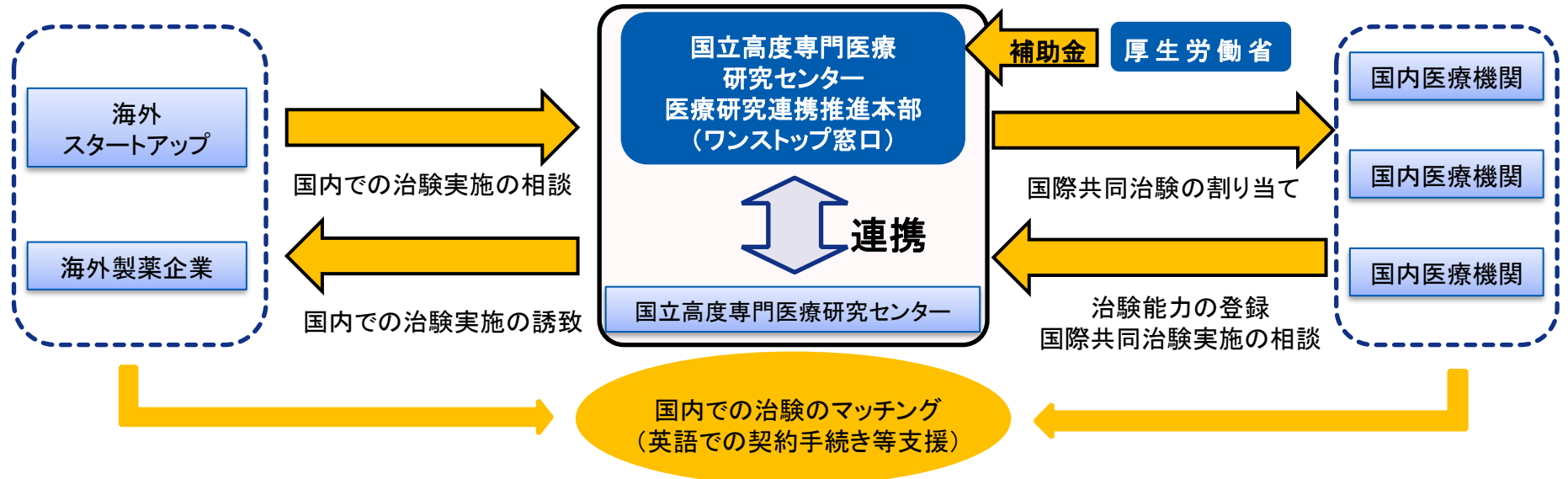
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業に対し、国内での治験実施について相談を受け、国内での治験実施を調整するとともに、国内での治験の実施の誘致を行うワンストップサービス窓口の設置を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和10年度におけるワンストップ窓口への国際共同治験の相談件数を年間15件とする。

施策名: AI創薬指向型・患者還元型・リアルタイム情報プラットフォーム事業

① 施策の目的

医療機関から詳細な臨床情報と患者検体を収集し、ゲノム解析、プロテオーム解析、マイクロバイオーム解析など質の高いデータのAI解析により、患者層別化に有用な各種マーカーをリアルタイムに特定することで、真に創薬に有用なプラットフォームを実現し、日本の医学研究・創薬の活性化を図る。

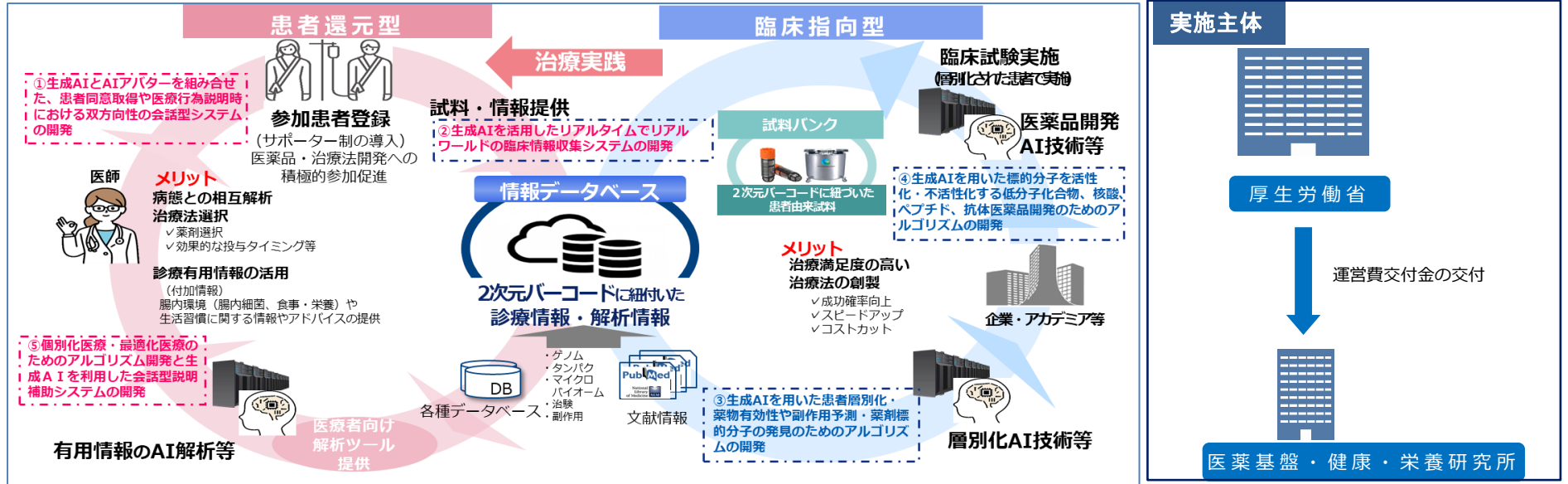
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所において、医療機関と連携して患者から検体と診療情報をリアルタイムに収集し、生成AIを用いて、臨床情報収集システムの開発、各種アルゴリズムの開発、双方向会話型システムの開発を行い、プラットフォームの充実を図るとともに創薬研究に資する情報・試料の集積システム構築を行う。そして、構築したプラットフォームを他の医療機関に横展開しながら、個別化医療を実現するためプラットフォームの試料・情報・AI解析技術を用いた創薬研究を加速させる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生成AIを活用して高度なシステム・アルゴリズムを構築し、患者の診療情報をリアルタイムで自動的に収集することで、経時的なデータを一括して保有、患者検体の解析データと併せてデータベース化することで、刻々と変化する患者情報を正確でタイムリーに把握することが可能となる。

施策名：後発医薬品の産業構造改革のための支援事業

① 施策の目的

- ・ 後発医薬品業界は、比較的小規模で、生産能力が限定的な後発医薬品企業が多い中で、少量多品目生産などの非効率な生産構造があること、品質不良リスクや収益の低下などにつながっていること、製造ラインに余力がなく増産対応が困難であること等の構造的な問題がある。
- ・ そのため、後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品の安定供給を目指す。

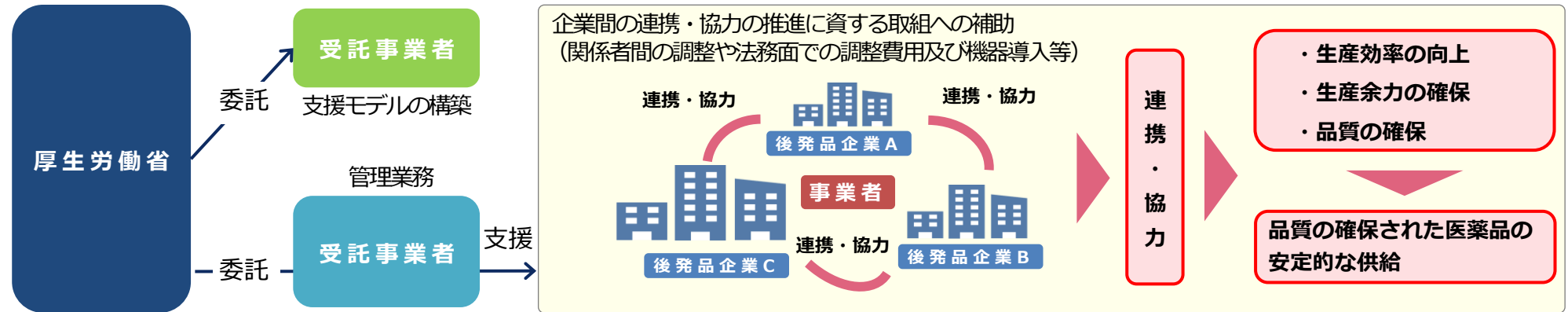
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・ 後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品を安定的に供給できるよう、品目統合などに向けて計画的に生産性向上に取り組む企業に対する必要な支援モデルを構築する。加えて、企業間の連携・協力・再編を強力に後押しするために国が企業の取組を認定する枠組みを設けるとともに、後発医薬品企業間の連携・協力・再編の推進に資する設備投資等への安定的・継続的な支援の在り方についてさらに検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



※補助率：国 1/2、事業者 1/2

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 後発医薬品産業の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品の安定供給を実現する。



施策名: バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業

① 施策の目的

・ 今後順次上市が見込まれるバイオ医薬品の後続品を我が国で製造し、医薬品産業の将来像も見据えながらバイオ医薬品産業を育成していくため、バイオ後続品の国内製造施設整備を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・ 海外市場への展開も視野に入れ、バイオ後続品の開発・製造に取り組む場合、新規製造工場等の設備投資に必要な取組への支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・ バイオ後続品の国内製造施設整備に必要な取組を支援することで、バイオ医薬品産業を育成し、バイオ後続品の安定供給を実現する。

施策名: 医薬品安定供給体制緊急整備事業

① 施策の目的

・医療上必要不可欠な安定確保医薬品等に関して、現下の供給不足に対応するため、増産に必要な設備整備費及び人件費に対して緊急的に補助を行う。

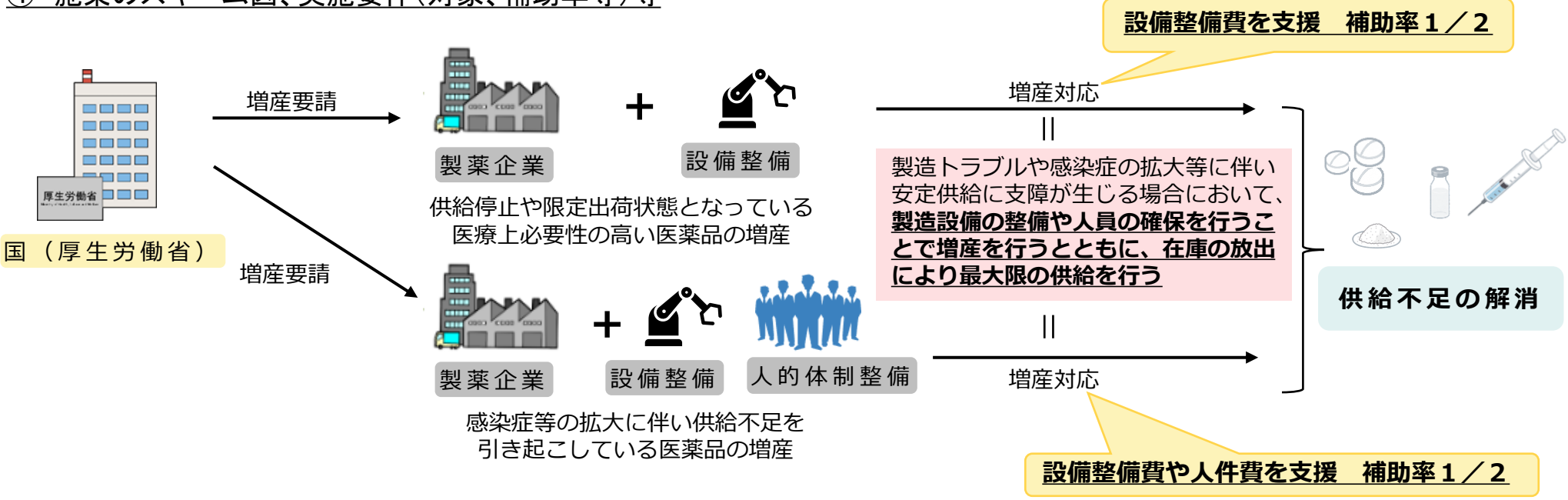
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・供給不足が発生している、医療上必要不可欠な安定確保医薬品や感染症対策医薬品等に関して、増産に必要な設備整備費及び人件費に対して緊急的に補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

供給不足が発生している、医療上必要不可欠な安定確保医薬品等について、製薬企業に増産を促し、安定供給体制を確保することが可能となる。

施策名：医薬品安定供給・流通確認システムの開発

① 施策の目的

・本システムを開発することで、医薬品の供給状況の報告※1、2に係る国・製薬企業の作業負担を軽減しつつ、経時分析などの複雑な解析を可能とする。併せて、医療機関、薬局等に供給状況を速やかに通知することで、医薬品の選定・入手の効率化等を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

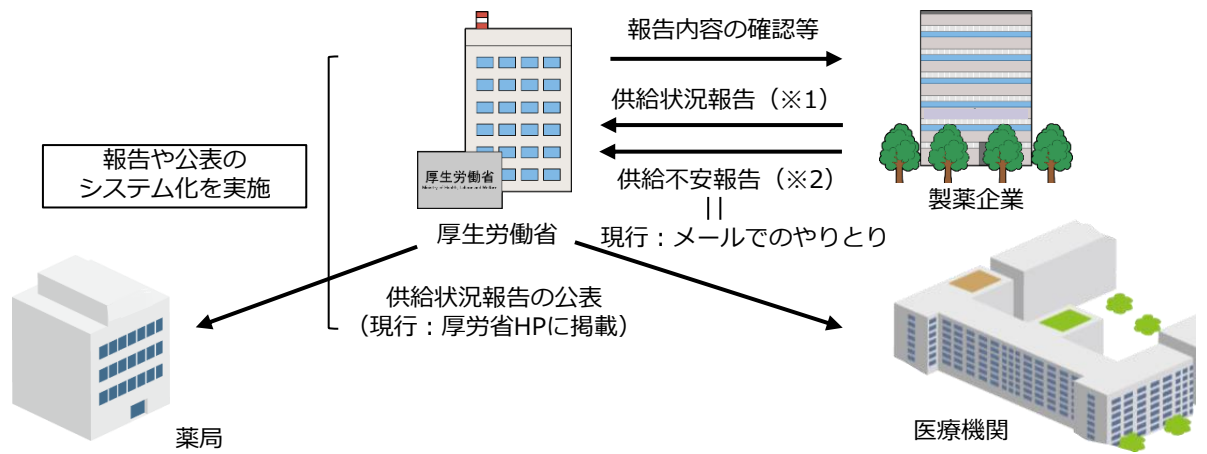
③ 施策の概要

・製薬企業よりメールでの報告を受け付けている医薬品の供給状況報告及び供給不安時の報告について、報告の受付・集計分析機能を有する情報システムを構築する。加えて、各医薬品の供給状況報告の内容を掲載・通知するウェブサイトを構築し、出荷状況の変更について、医療機関等に速やかに通知する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(※1) 供給状況報告  
全ての医療用医薬品約18,000品目にかかる出荷状況（通常出荷、限定出荷、供給停止）、②出荷量の状況（増加、通常、減少、出荷停止）、③限定出荷の解除見込み時期、等を日々製薬メーカーから国が直接受け付け、報告内容を含む全ての医療用医薬品の供給状況一覧を毎日HPに公表。

(※2) 供給不安報告  
製造販売業者が把握した供給不足が生じるおそれ（原薬や部素材の調達トラブル、製品不良によるメーカー判断での出荷停止、自然災害による製造所の被災等）について、国が早期に報告を受け付け（非公表）、必要に応じて関係学会や代替薬を製造する製薬メーカーとの調整等を実施し、供給不足の未然防止を図る。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本システムにより、国・製薬企業の作業負担を軽減しつつ、供給状況の解析結果を用いた合理的な供給対策が可能となる。併せて、医療機関等における医薬品の選定・入手の効率化等を図る。

① 施策の目的

- 医療上必要不可欠な医薬品のうち、海外依存度の高い原薬等について、医療提供体制の確保に支障が生じることがないように、国内における医薬品の安定供給体制を強化する。

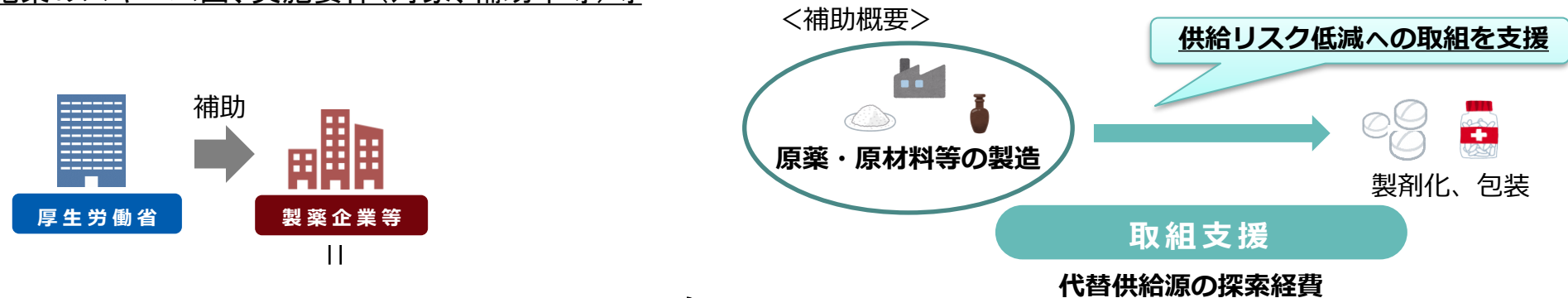
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 現在、我が国において、抗菌薬等の比較的安価な医療用医薬品を中心として、その製造に当たり、採算性等の関係で、原薬等の多くを海外から輸入している現状がある。海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、製薬企業が代替供給源の探索・検討を行う経費を支援することで、これらの取組を促し、国内での安定供給の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



〔 海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬・原料等について、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等 〕

※補助率：上記費用の1/2 (国1/2、事業者1/2)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外依存度が高い医薬品が、突如相手国の事情により供給が停止されるリスクに備え、国内における医薬品の安定供給体制の確保を図る。

### ① 施策の目的

- 安定確保について特に配慮が必要な「安定確保医薬品」について、令和3年の選定以降の最新の知見を反映するためリスト更新に向けた検討を行う。また、令和6年度に策定した、医薬品の安定供給に係る行動計画や、製薬企業向けの安定供給に係るリスク管理マニュアル等の周知を行う。

### ② 対策の柱との関係

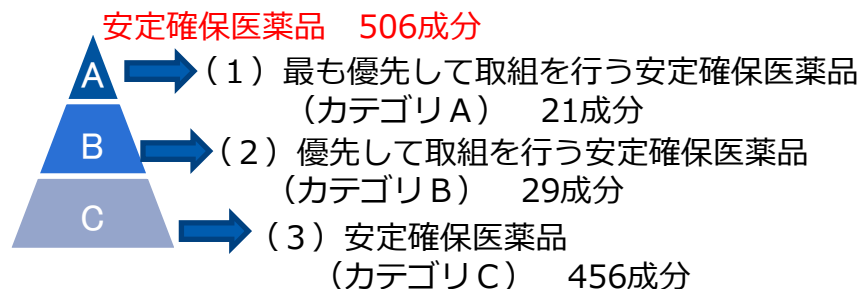
I	II	III
○		

### ③ 施策の概要

- 安定確保医薬品の更新については、関係学会・団体へのヒアリングや最新の医療実態も踏まえた情報の精査等を行い、リストの更新に必要な調査・検討を行う。また、医薬品の安定供給に係る行動計画やリスク管理マニュアル等について、企業向け説明会の開催や活用状況の調査を行う。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

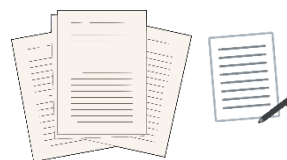
#### 事業①：安定確保医薬品リスト更新検討



実施主体：委託事業（民間企業）

#### 事業②：供給リスク管理マニュアル等の周知

- 令和6年度に事業者向けの「供給リスク管理マニュアル」や各主体の役割を整理した「医薬品の安定供給に係る行動計画」を作成する方針



供給リスク管理マニュアル等について企業向け説明会の開催及び活用状況のフォローアップ

実施主体：委託事業（民間企業）

### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

安定確保に係る取組が必要な医薬品を最新の状態で把握し、かつ供給不足への各主体の対応を整理・周知することで、医薬品の安定供給確保に係る体制整備が可能となる。

① 施策の目的

物価高騰、為替変動、災害等様々な理由で供給不安をきたした医療機器の供給を維持するため、個別の事案ごとに代替製品の在庫状況や生産状況や出荷状況等を把握し、関連学会、業界団体、代替製品を取り扱う製造販売業者の協力を得ながら、必要な対策を講じる。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

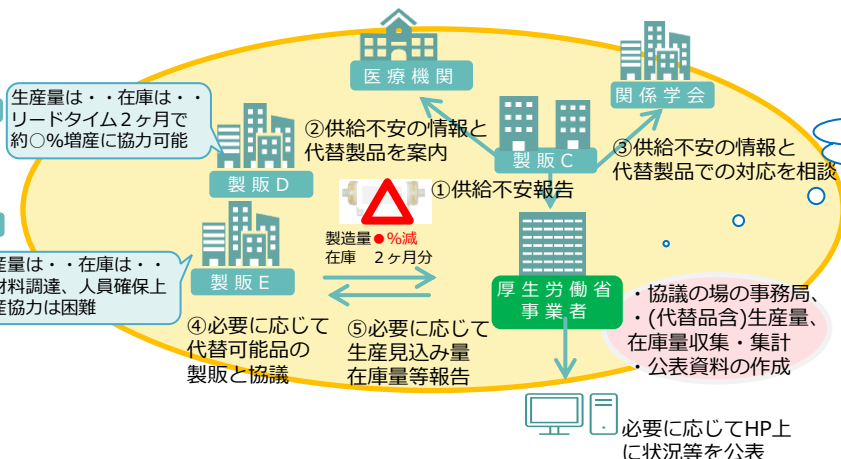
- 安定供給に課題のある製品の供給状況を製造販売業者及び国にて把握し、供給不安を生じた医療機器ごとに必要な対応及び代替可能な製品を供給する製造販売業者による供給継続を行い、医療機器の安定供給を図る。
- 不採算再算定制度に係る所要の検討をはじめとした、安定供給等にかかる制度の課題等の検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

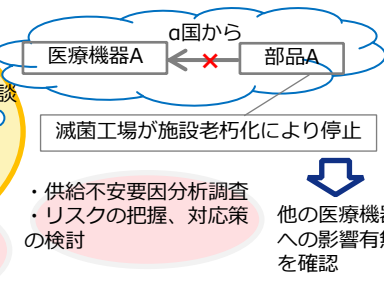
① 安定供給に課題のある製品等の供給状況把握※



② 供給不安が生じた製品の対応及び代替品による供給継続への対応



③ サプライチェーンのリスク評価



④ 安定供給に係る制度の課題等の検討

現状の分析と課題・対応案の検討

- ①から③での実態を踏まえ、
- 不採算であること等が安定供給に及ぼす影響等を把握するとともに、不採算再算定制度に係る所要の検討を行う
  - 厚生労働省が定めている現行の安定供給に係る報告制度等に係る課題や対応案を検討するほか、製造販売業者や業界団体向けの安定供給の手引きやマニュアルの周知や更新を必要に応じて行う。

実施主体：委託事業（民間企業）

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

供給不安が生じた製品において、生産量、在庫量等の情報収集を行い、代替製品を取り扱う製造販売業者等の協力を得ながら、供給不安が生じた製品への対応フォロー及び代替製品の増産等の調整を行い、医療機器の安定供給実現を図る。

① 施策の目的

医療用ラジオアイソトープ(RI)を用いた非臨床研究、臨床研究を行えるよう体制整備及び医療用RI原料の実用性等の調査のための環境整備を行う。

② 対策の柱との関係

	I	II	III
○			

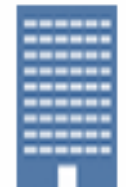
③ 施策の概要

国立がん研究センター研究所に生体イメージング及び医療用RIを用いたセラノスティックス評価を行えるよう体制整備を行う。また、アクチニウム-225の医療用RI原料としての可能性(薬剤合成が安定して実施できるか、毒性の高い重金属や溶媒等の不純物が混入していないか、等)を検討するための施設改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【整備内容】

- ・先端医療開発センターの改修
- ・検査機器等の体制整備



厚生労働省

- ・運営費交付金
- ・施設整備費補助金



国立がん研究センター

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療用RIの研究体制整備を行い創薬研究開発の支援を行うことにより、がん創薬開発費の削減を見込む。また、施設整備を行うことにより経済安全保障の観点から必要とされている、RI薬剤原料国産化に向けた必要な体制を推進し、医療のイノベーションの推進につなげる。

施策名: 抗菌薬安定確保事業

### ① 施策の目的

- 注射用抗菌薬の大多数を占めるものの、原薬のほぼ100%を中国に依存するβラクタム系抗菌薬について、国内供給体制構築を構築するために、製薬企業に対して、製剤の備蓄に係る費用を補助する。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

### ③ 施策の概要

- 抗菌薬原薬国産化支援基金を創設し、2030年までに、海外からの供給途絶時においても、切れ目なくβラクタム系抗菌薬を供給できる体制整備のための支援を実施しているが、それまでに中国からの供給が途絶した場合、国内在庫により対応する必要がある。相手国からの供給停止リスクに備え、平時から本薬を備蓄する企業に対して、備蓄に係る費用を補助する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



βラクタム系抗菌薬の製剤について、備蓄により国内在庫を確保することで、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等

※補助率：上記費用の1/2 (国1/2、事業者1/2)

### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

βラクタム系抗菌薬の備蓄を促すことで、相手国からの供給停止リスクに備え、国内における安定供給体制を確保することが可能となる。



施策名：血漿分画製剤生産体制整備事業

① 施策の目的

血液製剤(血漿分画製剤)のうち免疫グロブリン製剤については、その医療需要が年々増大しており、安定供給に不安が生じている。そのため、国内事業者の生産体制を強化する必要がある。

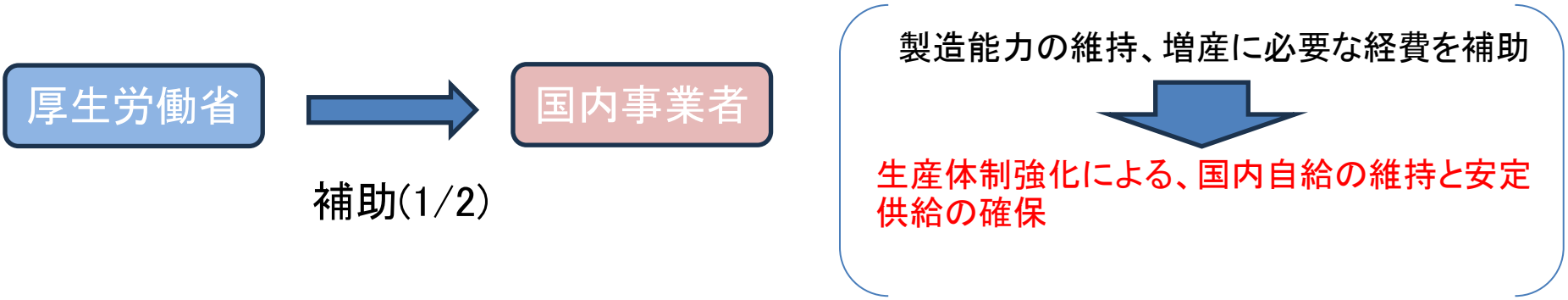
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

血液製剤(血漿分画製剤)のうち、現在、限定出荷状態で今後の適応拡大により供給不安が発生する恐れがある免疫グロブリン製剤について、厚生労働省が国内事業者に対して製造能力の維持、増産に必要な経費を補助(1/2)する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

血漿分画製剤の国内自給の維持と安定供給の確保。

【○革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化】

令和6年度補正予算案 7.7億円

医政局  
医薬産業振興・医療情報企画課  
(内線4467)

施策名: 優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業

① 施策の目的

革新的な医療機器を我が国において創出できる体制を整備するためには、医療機器産業等の人材の育成・リスクリング及び医療機器スタートアップ企業への支援を更に進める必要があるほか、特にスタートアップ企業において事業化を見据えたエビデンス収集が十分にできていない等の課題への対応の必要がある。本事業では、優れた医療機器を創出できるエコシステムの構築に向けて、医療機器産業振興拠点の充実・強化を図ることでこれらの課題に早急に対応する。

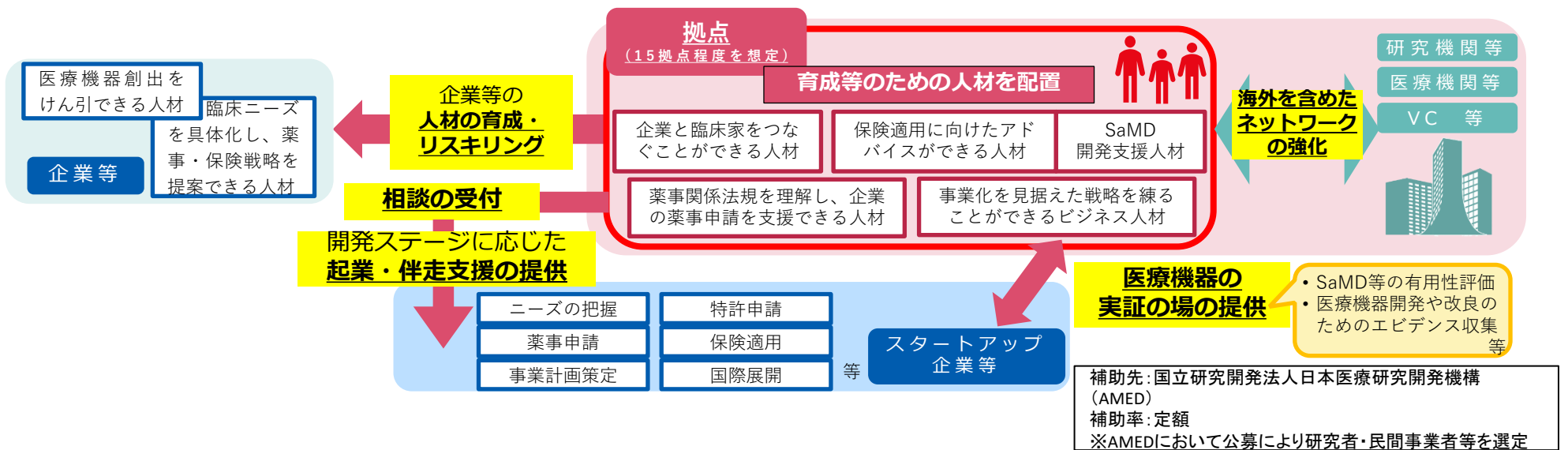
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点の整備のため、日本全国から拠点を選定し、当該拠点到研究、薬事承認、保険適用等の医療機器創出の種々のステージにおいて必要となる人材を配置し、医療機器創出に必要な様々な人材の育成・リスクリング及び医療機器のスタートアップ企業に対する起業・伴走支援を行うほか、事業化を見据えたエビデンス収集等を目的とした臨床上の有用性を実証できる場の提供及び企業の海外展開に当たって必要となる海外を含めた関係機関等とのネットワークの強化に取り組む。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機器創出に必要な様々な人材の育成・リスクリング、医療機器のスタートアップに対する伴走支援、医療機器の実証の場の提供、海外等とのネットワークの強化を行う産業振興拠点を日本全国に整備することで、優れた医療機器を創出するエコシステムの構築を促進できる。

① 施策の目的

「全ゲノム解析等実行計画2022」を着実に推進し、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、その利活用を促すことにより、新規治療法等の開発、解析結果等の速やかな日常診療への導入、新たな個別化医療の実現を目指す。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

令和7年度からの事業実施組織の発足に向け、「全ゲノム解析等実行計画2022」を更に推進するため、創薬力強化に資する情報基盤・利活用環境の速やかな構築、利活用の推進及び全ゲノム解析等の結果の患者への還元を加速する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

厚生労働省が主体となって、組織、構成等の検討を継続。情報基盤の構築を通じた患者への還元及び解析結果の利活用に係る体制整備を推進する。

■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、事業実施準備室と連携し、全ゲノム解析を通じてゲノム医療を一層推進できるように、全ゲノム解析の実施基盤の構築や創薬等への活用、新たな個別化医療の導入に係る研究開発を行う。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

がんや難病患者の診断、治療に役立つデータが速やかに患者に還元されることで、新たな個別化医療の実現に寄与する。また、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる質の高い情報基盤の構築により、新たな診断技術や革新的新薬を開発する民間企業が成長できる環境が整備され、我が国発のイノベーションが促進される。

① 施策の目的

・国民の健康増進及び質の高い医療の提供に向けて、健康・医療分野のデジタル化を推進する。

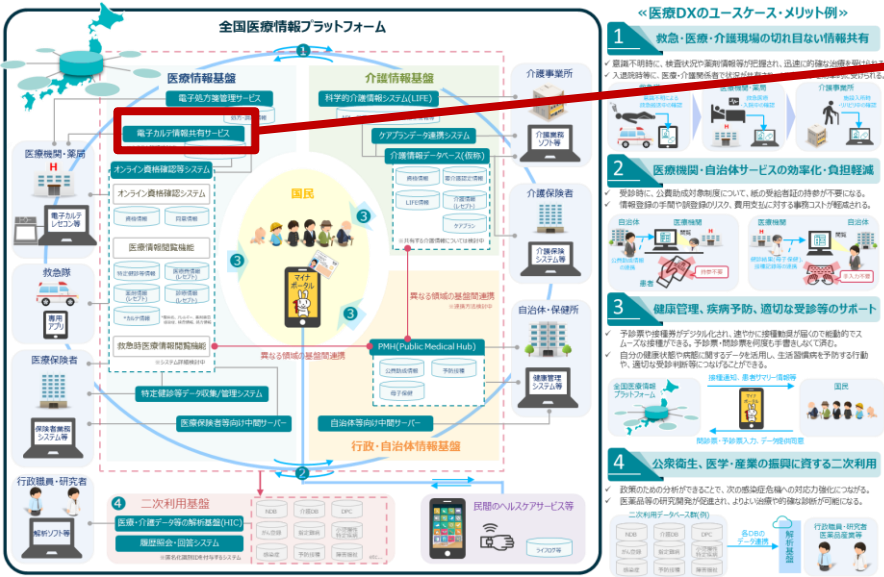
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

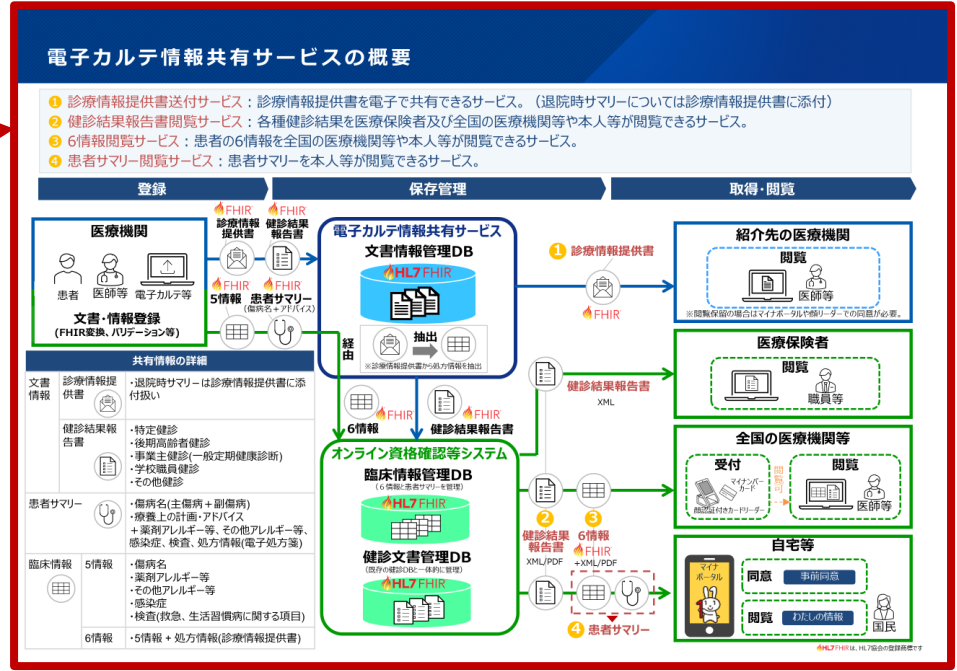
③ 施策の概要

・医療DXの推進に関する工程表に基づいて、オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。具体的には、電子カルテ情報等を共有・交換する電子カルテ情報共有サービスを構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- 「医療DXのユースケース・メリット」
- 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有**  
 救急下野時に、検査状況や最新情報等が把握され、迅速な適切な医療提供が可能となる。  
 入院時等に、医療・介護関係者間で必要な情報を共有し、連携したケアが可能となる。
  - 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減**  
 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給資格の提示が必要不再。  
 情報登録の手間や登録のミス、費用支払に対する事務コストが軽減される。
  - 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート**  
 予防策や検査データがデジタル化され、遠隔で健康状態が把握できることで、医師が適切なアドバイスや健康指導が可能となる。  
 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給資格の提示が必要不再。  
 情報登録の手間や登録のミス、費用支払に対する事務コストが軽減される。
  - 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用**  
 匿名化されたデータを活用することで、次の感染症危機への対応力強化につながる。  
 医薬品等の研究開発が促進され、より迅速な新薬開発が可能となる。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療DXが進むことによって、医療機関のみならず自治体や介護事業者等の業務の効率化や、医療・介護現場でより多くの情報が共有・活用されることで、切れ目のない質の高い医療・介護サービスの提供が可能となる。

① 施策の目的

・「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)等を踏まえ、医学・医療のイノベーションの成果を国民・患者に還元できるように、医療等情報の二次利用を適切に推進するための環境整備を行う。

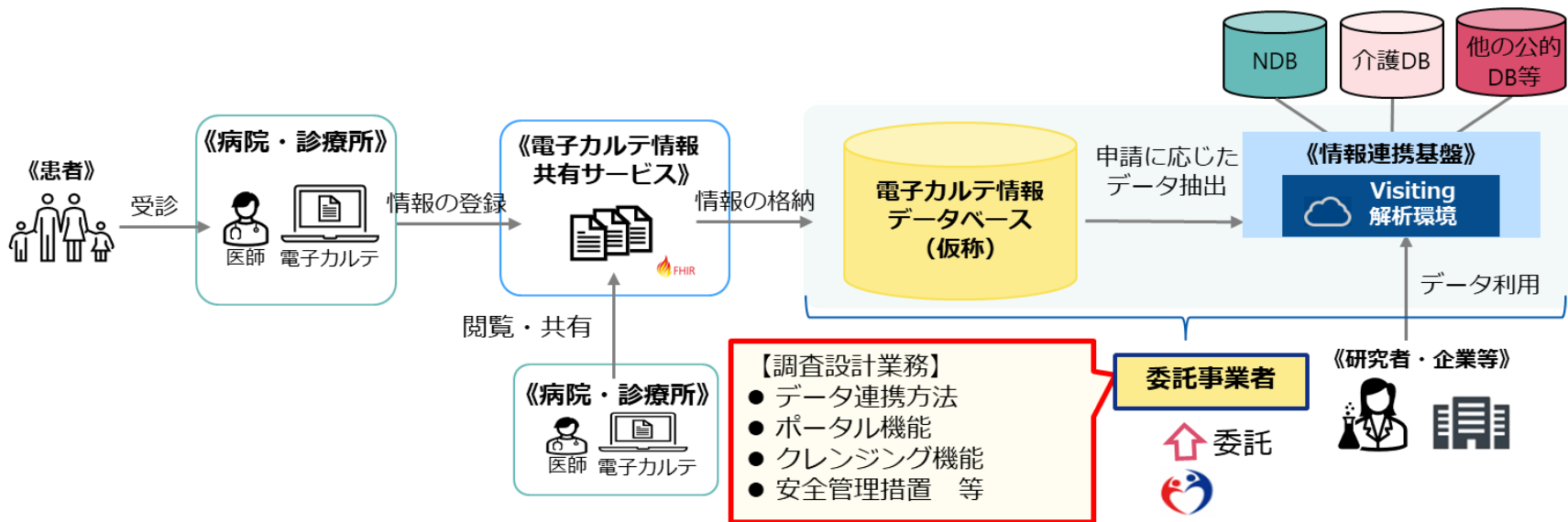
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・公的DB等を一元的かつ安全に利用・解析できる「情報連携基盤」と「電子カルテ情報データベース」を構築するため、様々なDBとのデータ連携方法、利活用を支援するポータル機能、データのクレンジング機能、安全管理措置等を含めた調査設計を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療等情報の二次利用を通じて、「国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新(医学研究、医薬品開発等)、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保(医療費の適正化等)、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていく。

施策名: 予防接種事務デジタル化等事業

① 施策の目的

・デジタル化の推進により、効率的にワクチン接種を進める仕組みを構築するとともに、匿名予防接種データベースの整備等により、予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実を図る。

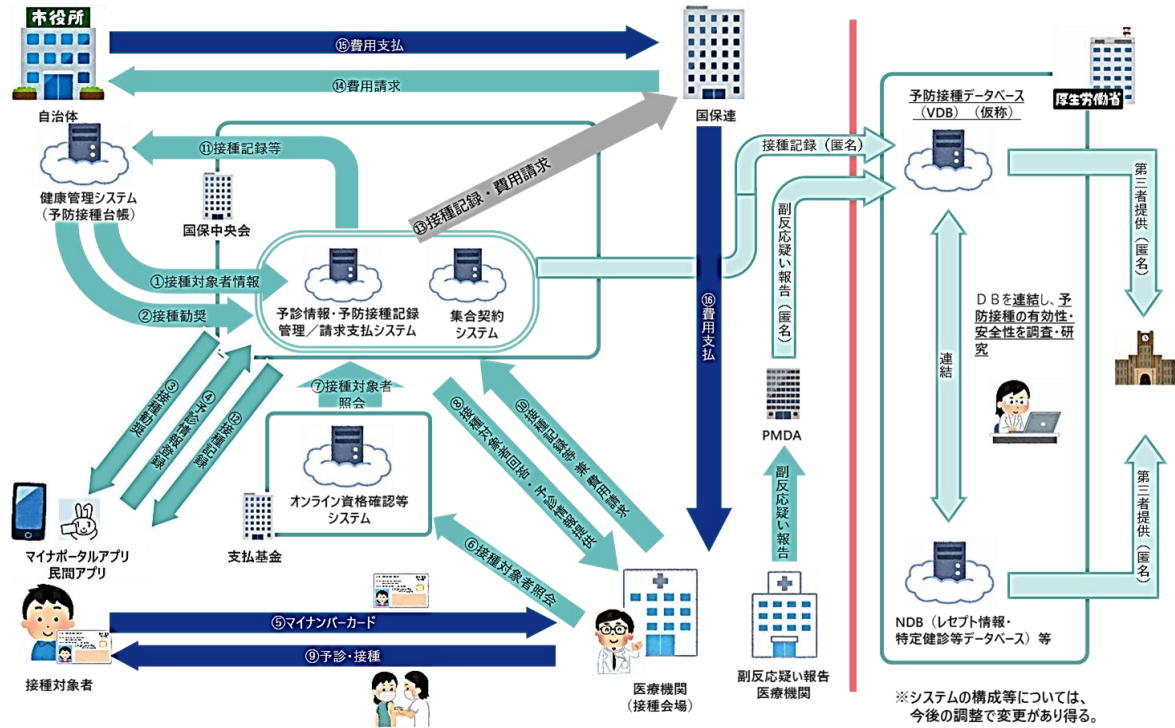
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・予防接種に関してマイナンバーカードを活用した資格確認を導入するとともに、予防接種の実施状況及び副反応疑い報告等に関するデータベースを整備し、他のデータベース等との連結解析や外部研究機関への情報の提供を可能とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



主な事業の対象、補助率等

- 【委託費: 民間団体】
  - ・予防接種事務デジタル化プロジェクト管理等
  - ・予防接種情報デジタル化実証等の調査研究
  - ・予防接種DBシステム開発
- 【補助金: 民間団体、自治体、医療機関】
  - ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム等の開発等 (国民健康保険中央会: 定額)
  - ・オンライン資格確認等システム等の改修等 (社会保険診療報酬支払基金: 定額)
  - ・VDB連携システム等の開発等 ((独)医薬品医療機器総合機構: 定額)
  - ・自治体健康管理システム改修 (市町村: 1/2)
  - ・医療機関電子カルテ改修 (病院1/2、診療所3/4)

※システムの構成等については、今後の調整で変更があり得る。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・予防接種にかかる国民の利便性向上、地方自治体や医療機関の事務負担の軽減が図られる。また、匿名化された予防接種に関する情報を外部研究機関に提供することで、予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究が充実する。

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

電子処方箋管理サービスの機能拡充や機能改善を行うことで、医療機関・薬局において同サービスを利用するメリットが向上し、国民の電子処方箋の利用数が増加することで、国民医療の質向上への貢献が期待できる。

I	II	III
○		

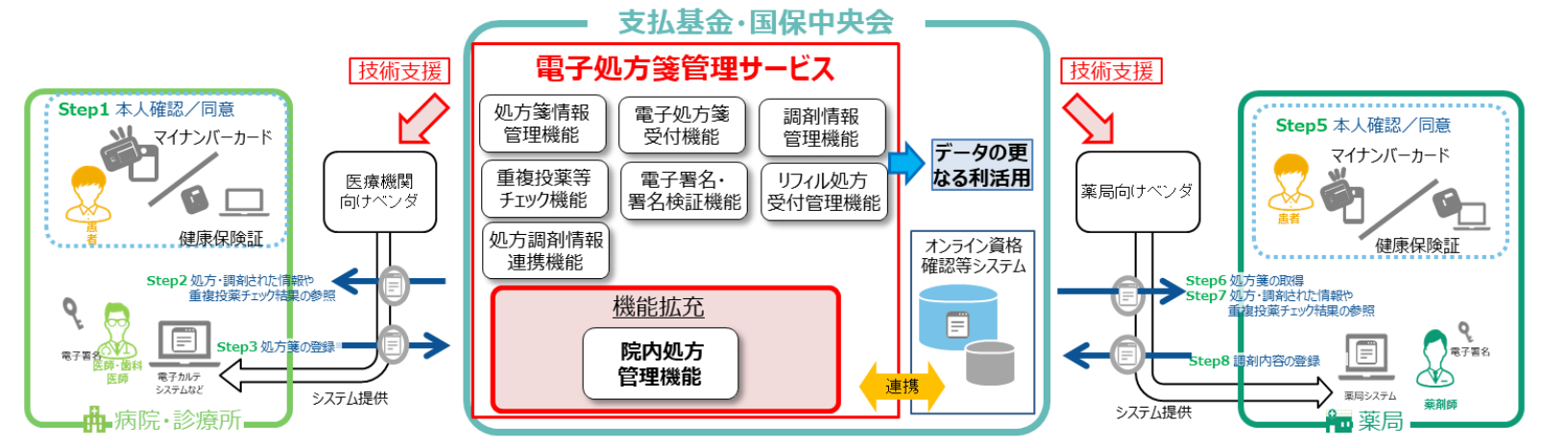
③ 施策の概要

電子処方箋管理サービスの機能拡充(院内処方管理機能)、機能改善、更なるデータ利活用等を行うため、システム改修や技術支援等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (社会保険診療報酬支払基金、定額補助)

○電子処方箋管理サービスの機能拡充(院内処方管理機能)、機能改善、更なるデータ利活用等を行うため、システム改修や技術支援等を行う。

- ・同サービスの追加開発・改修費用、開発稼働準備支援等、医療機関・薬局向けベンダ用の技術支援ポータルサイト運営
- ・医療機関・薬局向けに電子カルテ・レセコン等を提供するベンダに対し、新機能の連携テスト等の技術支援



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の機能を拡充・充実させることにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

① 施策の目的

医療機関・薬局等へ電子処方箋の利活用促進支援や周知広報を行うことで、電子処方箋の利活用の促進を図る。

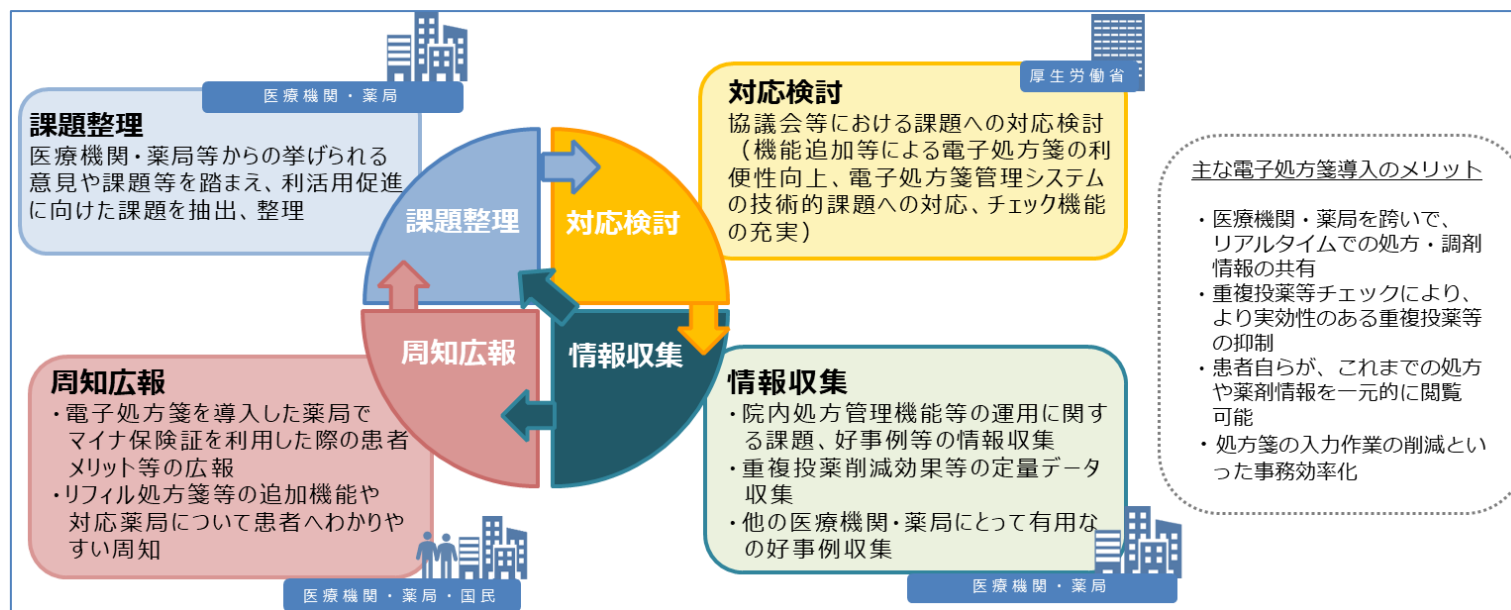
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

医療機関・薬局等から電子処方箋に関する意見や課題等を収集・整理し、医療機関・薬局、国民に向けて利活用を促進するのに効果的な周知広報等を実施する。また、令和6年度に機能拡充される院内処方管理機能等の運用に関する課題や好事例等の収集を行い、追加機能のメリットを積極的に発信する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (民間団体へ委託)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。



① 施策の目的

電子処方箋管理サービスの機能を十分に発揮し、同サービスの利活用を推進するため、医療機関・薬局への新機能の導入を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対する、電子処方箋管理サービスの新機能(院内処方管理機能、リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応等)導入費用への補助を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (社会保険診療報酬支払基金、定額補助)

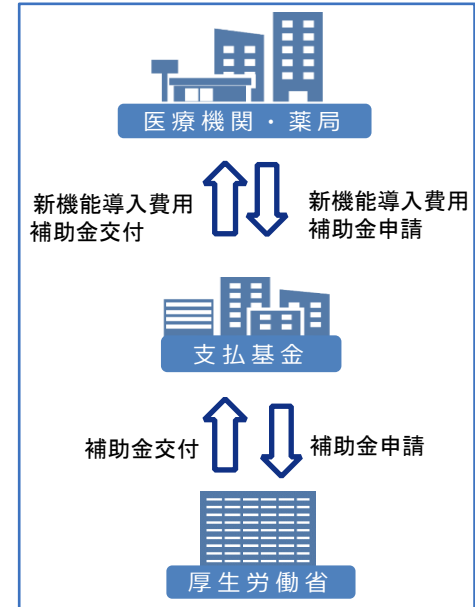
電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対する、令和5年度に追加された電子処方箋管理サービスの新機能(リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索、調剤結果ID検索(薬局のみ))導入費用への補助を実施。

(補助の対象となる費用)  
 ア. 基本パッケージ改修費用：電子カルテシステム、レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用  
 イ. 接続・周辺機器費用：オンライン資格確認端末の設定作業等  
 ウ. システム適用作業費用：現地システム環境適用のための運用調査・設計、システムセットアップ、運用テスト、運用立会い等

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円の <b>1/3</b> を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100.0万円の <b>1/3</b> を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額24.5万円の <b>1/2</b> を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額25.6万円の <b>1/4</b> を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額25.6万円の <b>1/2</b> を補助

電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対する、令和6年度に追加される電子処方箋管理サービスの新機能(院内処方管理機能)導入費用への補助を実施。

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	55.0万円を上限に補助 ※事業額の165.0万円の <b>1/3</b> を補助	39.3万円を上限に補助 ※事業額の117.9万円の <b>1/3</b> を補助	10.8万円を上限に補助 ※事業額21.5万円の <b>1/2</b> を補助	1.5万円を上限に補助 ※事業額6.0万円の <b>1/4</b> を補助	3.0万円を上限に補助 ※事業額6.0万円の <b>1/2</b> を補助



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

① 施策の目的

オンライン資格確認等システムを導入した概ねすべての医療機関・薬局における電子処方箋管理サービスの導入に向けて、令和7年3月までに電子処方箋を導入した施設に対して、その導入費用の助成を支援することで電子処方箋の活用・普及を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及に向けて、都道府県がその環境整備として行う医療機関等への導入費用の助成を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(実施主体：都道府県、補助率：国2/3、都道府県1/3)

➤都道府県は活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋の運用開始施設を一定数確保することにより、運用実績から得られる課題やデータ等に関するリソースを確保。

➤運用開始施設を確実に確保するため、都道府県は導入費用に関する助成金※を支給し、給付を受けた施設は一定期間都道府県の取り組みへ協力。

(モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供等の協力が考えられる。)

※助成金と他の補助金を併せて受給することが可能(導入費用に対する財政支援全体の割合：病院1/2、診療所・薬局(大手除く)3/4、大手チェーン薬局1/2)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

① 施策の目的

電子処方箋管理サービスに係る定量的な成果を収集・公表することで、より正確な導入効果の測定や医療関係者の理解向上・活用促進につなげる。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

早期に電子処方箋を導入した医療機関に対して、医療現場の実態について調査を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (民間団体へ委託)

調査項目例

- ・電子処方箋導入以前の重複投薬や併用禁忌等その他薬物有害事象の発生件数及び内容
- ・直近の薬歴情報共有によるポリファーマシー（多剤投与）の発生状況の変動
- ・電子処方箋の導入前後の医療現場における業務工程ごとの業務内容の変化、業務負担の変動状況
- ・各医療機関における利活用促進に向けた取組の有無、取組内容、取組前後での利活用状況の変動
- ・電子処方箋導入等にあたっての各医療機関におけるクラウドベースへのシステム移行状況の有無の確認 等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

【○診療報酬改定DXの取組の推進】

施策名: 診療報酬改定DX(共通算定モジュールの開発等)

① 施策の目的

診療報酬改定時に、医療機関等やベンダが、短期間で集中して個別にシステム改修やマスタメンテナンス等の作業に対応することで、人的、金銭的に非常に大きな間接コストが生じている現状に対し、進化するデジタル技術を最大限に活用し、医療機関等における負担の極小化をめざす。

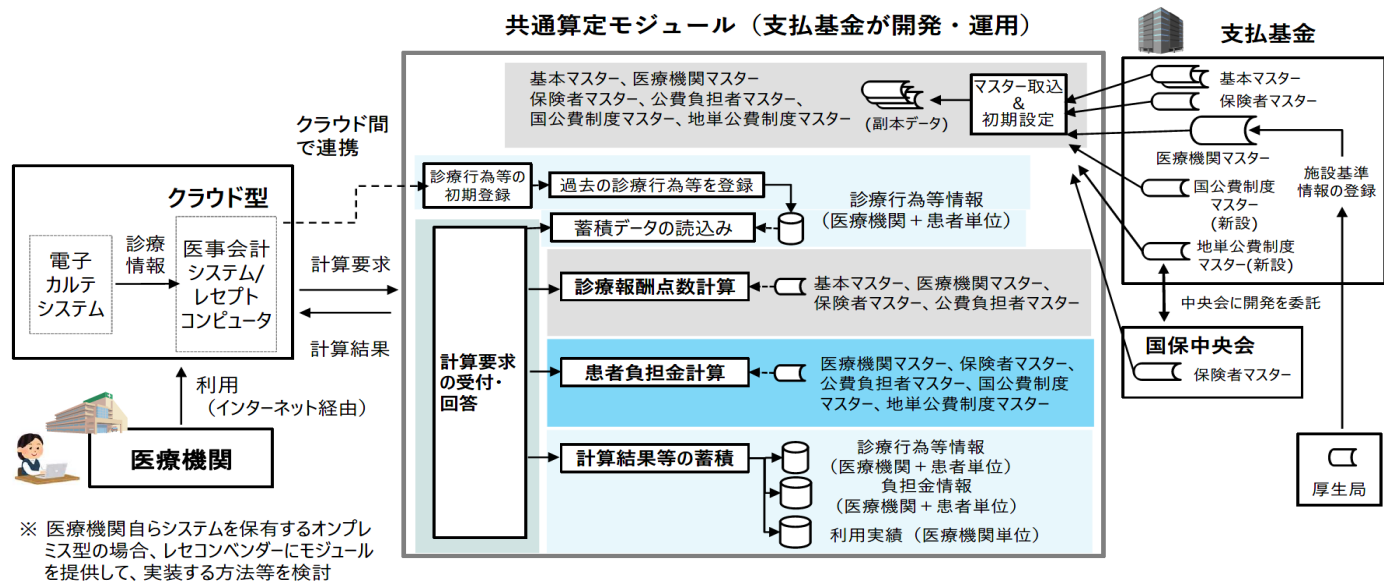
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

医療DX工程表に基づく診療報酬改定DXの取組として、①共通算定モジュール(医科・DPC)の実装のための設計・開発(試行版のモデル事業含む)、②共通算定モジュール(医科・DPC)の追加機能としての請求支援機能(仮称)等の実装のための設計・開発、③マスター整備に伴う審査システムの改修等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【開発・運用主体】  
 社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

共通算定モジュールの提供により、診療報酬改定時の医療機関等における負担が軽減する。

【○診療報酬改定DXの取組の推進】

施策名：保険医療機関等管理システムに係るシステム改修等経費

令和6年度補正予算案 17億円(うち診療報酬改定DX分9.2億円)  
※デジタル庁計上分

保険局医療課  
(内線3620)

① 施策の目的

全国の地方厚生(支)局の業務で活用する保険医療機関等管理システムについて、

- ・診療報酬改定DXに係る共通算定モジュールの開発等にあわせて、保険医療機関等による施設基準の届出等のオンライン化を推進することにより、保険医療機関等の作業の軽減及び効率化を図る。
- ・国家資格等情報連携・活用システムと保険医療機関等管理システムを連携することで、保険医等の各種届出等においてマイナンバー情報を活用した情報連携を実施する。
- ・改修等に際して効率的なシステム機能等を実現するため、専門的知見を有する外部事業者の支援を受ける。

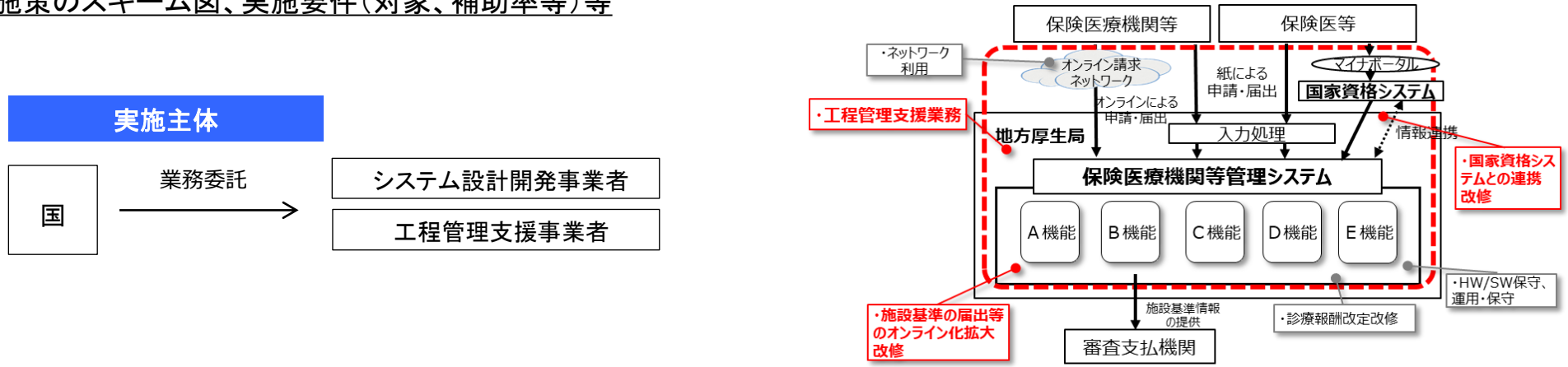
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・保険医療機関等による施設基準の届出等をオンラインで行うことができるよう、保険医療機関等管理システムの改修を行う。
- ・保険医等の各種届出等においてマイナンバー情報を活用した情報連携を行うことができるよう、保険医療機関等管理システムの改修を行う。
- ・保険医療機関等管理システムの改修等の推進にあたり、専門的知見を有する外部事業者の支援を受ける。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・施設基準の届出等のオンライン化により保険医療機関等に係る手続の事務負担等が軽減され、効率化につながる。
- ・国家資格等情報連携・活用システムとの情報連携により保険医等に係る手続きの事務負担等が軽減され、効率化につながる。
- ・専門的知見を有する外部事業者の精査により、システム改修経費等の効率化につながる。

施策名:マイナ保険証の利用促進に向けた支援等

① 施策の目的

マイナンバーカードの健康保険証としての利用促進と定着に向けて、早期の取組を後押しする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

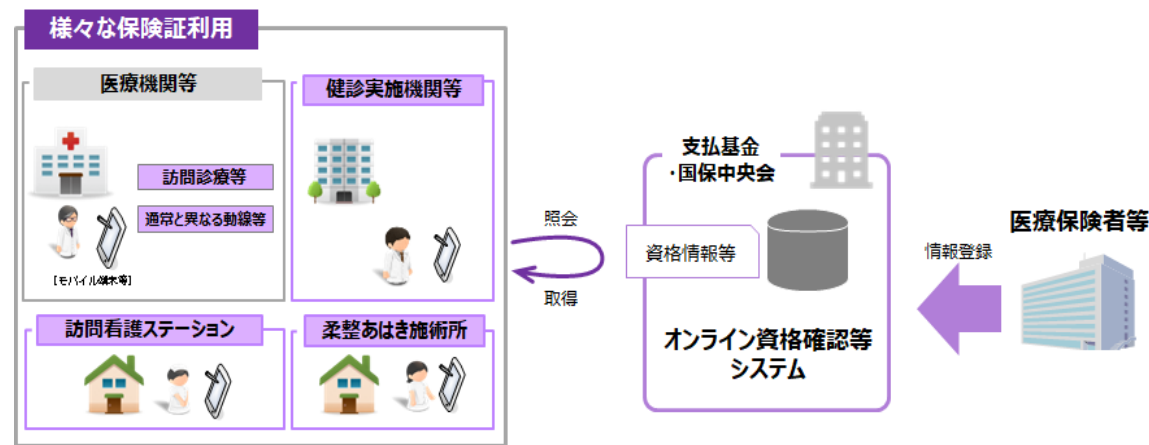
- ・資格確認等における機器等の導入等の利用促進に係る支援等を行う。
- ・令和6年12月2日よりオンライン資格確認の導入が原則義務化される訪問看護ステーションや柔整あはき施術所(受領委任払いを実施する施術所に限る)の利用促進に係る支援等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)オンライン資格確認の用途拡大の推進等  
訪問診療等におけるオンライン資格確認に用いる機器等の導入に対する支援等を行う。

(2)利用促進のための医療機関・施術所等への財政支援  
訪問看護ステーション・柔整あはき施術所において、マイナ保険証の利用促進を図る。

事業実施主体:社会保険診療報酬支払基金



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

オンライン資格確認の用途が訪問診療等も含めた保険医療機関・薬局等へのさらなる拡大により、外来以外も含めた保険診療等について、医療の質の向上や効率的な提供が可能となる。

施策名:マイナ保険証の円滑な移行に向けたシステム改修等

① 施策の目的

社会保険診療報酬支払基金が運営しているオンライン資格確認等システムについて、令和6年12月2日以降マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する中でも、安定的に運用していく観点から、必要なシステム改修等を行う。

② 対策の柱との関係

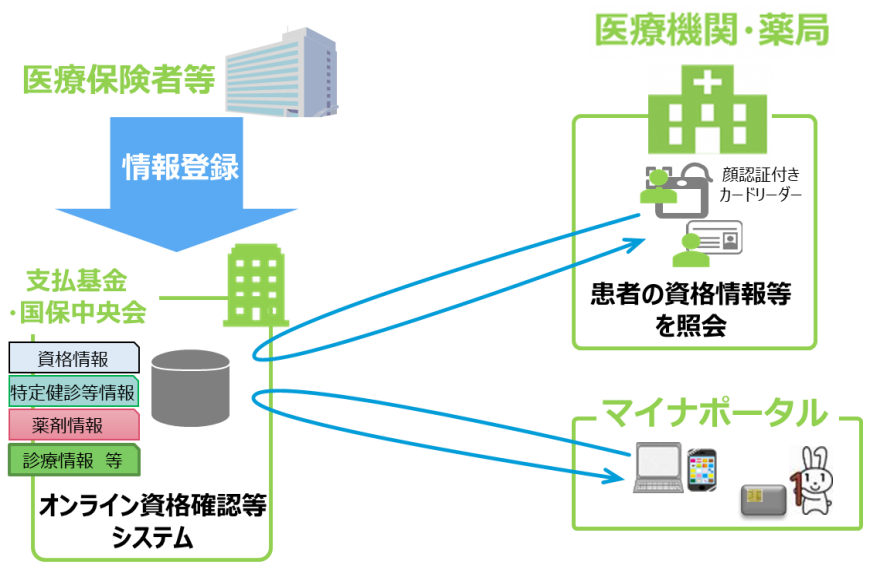
I	II	III
○		

③ 施策の概要

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証の更なる利用増加が見込まれる中で、システムの安定運用に必要なシステム改修等に対して適切に対応する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- ・訪問診療等の用途拡大機能のための改修等
- 事業実施主体:社会保険診療報酬支払基金



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

システム改修等の実施により、オンライン資格確認等システムの安定稼働を確保することにより、マイナ保険証のさらなる利用促進を図ることができる。

【〇マイナ保険証の利用促進に向けた取組】

施策名:マイナ保険証の円滑な移行に向けた周知広報等

① 施策の目的

マイナンバーカードの健康保険証としての利用促進と定着に向けて、国民への集中的な広報、医療機関・薬局等における利用促進の働きかけを行うとともに、国民の不安や懸念を払拭できるよう丁寧な対応が重要であるため、周知広報やコールセンターの運用等を行うものである。

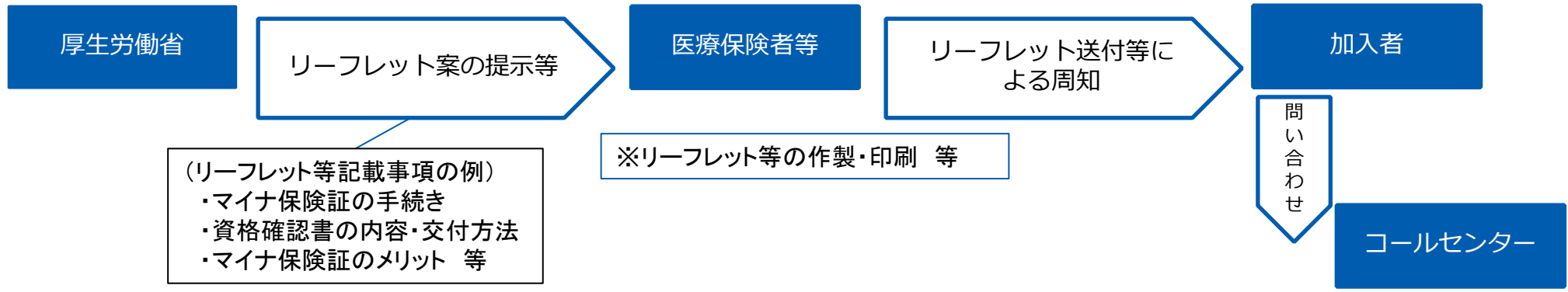
② 対策の柱との関係

	I	II	III
〇			

③ 施策の概要

- ・マイナンバーカードの健康保険証としての利用促進と定着に向けて、周知広報を行う。
- ・国民等からマイナ保険証等に係る問い合わせを受けるため、国等でコールセンターを運用する。
- ・今後のマイナ保険証の利用率等を踏まえ、事業のさらなる検討の結果、保険者のシステム改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

周知広報等の実施により、各保険者におけるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る事務を円滑に進めることができ、ひいては国民のマイナンバーカードの保険証利用の促進を図る。



① 施策の目的

- 自治体・医療機関をつなぐ情報連携基盤(Public Medical Hub (PMH))の構築により、マイナンバーカードを活用した医療費助成(公費負担医療、地方単独医療費助成)の分野におけるデジタル化の取組を推進する。

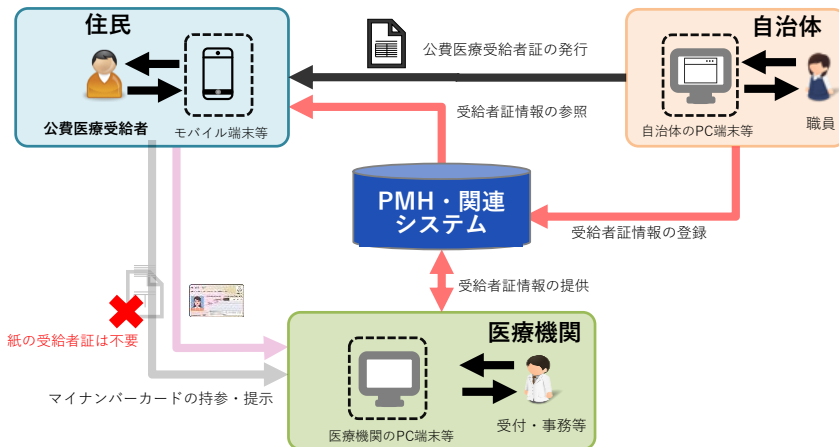
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- PMHを医療費助成(公費負担医療、地方単独医療費助成)の分野において全国的に運用していくためには、デジタル庁が設計・開発したPMHシステムと自治体・医療機関等のシステムの情報連携が必要であるため、自治体・医療機関等において当該情報連携のためのシステム改修が必要なことから、こうしたシステム改修に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



実施主体

- 自治体向け支援(基準額:500万円、補助率1/2)
- 医療機関等向け支援

区分	病院	診療所又は 大型チェーン薬局以外の薬 局	大型チェーン薬局
補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額の56.6万円の <b>1/2</b> を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額の7.3万円の <b>3/4</b> を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額の7.3万円の <b>1/2</b> を補助

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本施策により国民がマイナンバーカード一枚やスマートフォン1つで医療機関を受診し、公費負担医療及び地方単独医療費助成を受けられることができる環境の整備に繋がり、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

【○公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認の取組】

施策名：医療扶助のオンライン資格確認導入に係る指定医療機関・指定薬局への補助

① 施策の目的

○医療扶助のオンライン資格確認は、本年3月から運用が開始されたところであるが、現状、医療機関等においては、全体の約1/3の導入に留まっていることなどから、医療扶助のオンライン資格確認の更なる普及促進を図ることを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

○医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピューターシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 医療機関等（間接補助）

【補助率】 病院，大型チェーン薬局：1/2，診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

○ 指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助

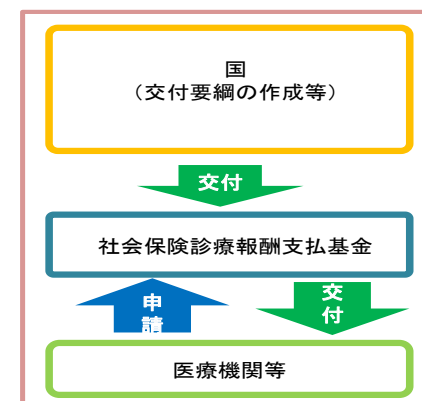
※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

○ 医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支基金へ補助を行う。

（具体的な事務の例）

- ・ 交付申請書等の受付・取りまとめ
- ・ 申請内容の確認
- ・ 医療機関等への修正依頼
- ・ 申請書類の差し替え
- ・ データ入力
- ・ 医療機関等からの問い合わせ対応
- 等

※ 医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 被保護者の医療機関等への受診の際の利便性の向上
- 福祉事務所における医療券発行事務に係るコスト低減、医療機関等における資格確認事務の円滑化
- オンライン資格確認の実績ログを活用した頻回受診対策の強化 等

施策名：介護関連データ利活用に係る基盤構築事業

① 施策の目的

介護情報基盤を活用した情報共有に向けて、介護情報基盤の整備に必要なシステム開発、関連システムの改修、介護事業所等に対する導入支援等を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

介護情報基盤の整備や、国保中央会・支払基金の関連システムの改修を実施するとともに、介護事業所等の利用環境整備に必要な支援を実施することで、介護情報等を保険者(市町村)、介護事業所等で適切に活用いただく環境を整え、業務の効率化や介護サービスの質の向上を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

□ 実施要件

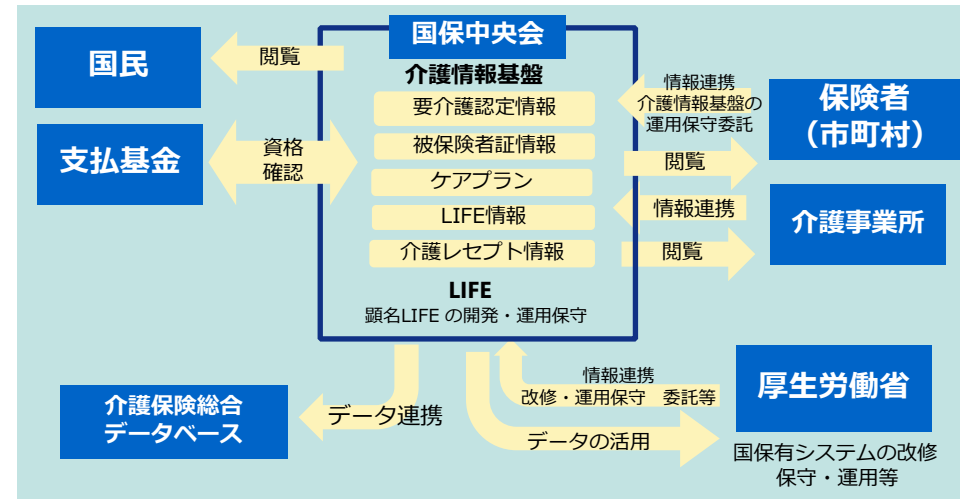
・実施主体

国民健康保険中央会、  
社会保険診療報酬支払基金

【改修・開発事項】

- ① 介護情報基盤の開発、他システムとの連携構築(国保中央会)
- ② 顕名LIFEデータを蓄積するためのシステム開発(国保中央会)
- ③ ケアプランデータを蓄積するためのシステム改修(国保中央会)
- ④ 介護事業所の端末認証の仕組み構築(国保中央会)
- ⑤ 資格確認のための仕組み構築(支払基金)
- ⑥ 介護事業所等支援(国保中央会)

□ 事業スキーム



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護情報基盤を通じた介護情報の電子的共有により、利用者本人、市町村、介護事業所等の関係者が、利用者に関する情報を共有・活用することで、業務の効率化やサービスの質の維持・向上が期待できる。

施策名:介護保険制度の運用等に必要なシステム整備事業

① 施策の目的

- ・ 介護保険制度改正及び報酬改定等に対応するため、都道府県システム、市町村等(保険者)システム及び国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修に必要な経費を補助する。

② 対策の柱との関係

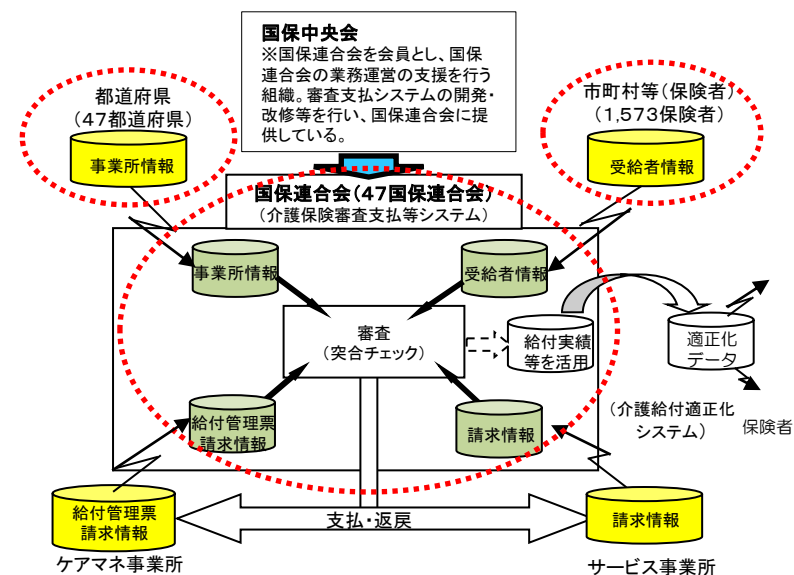
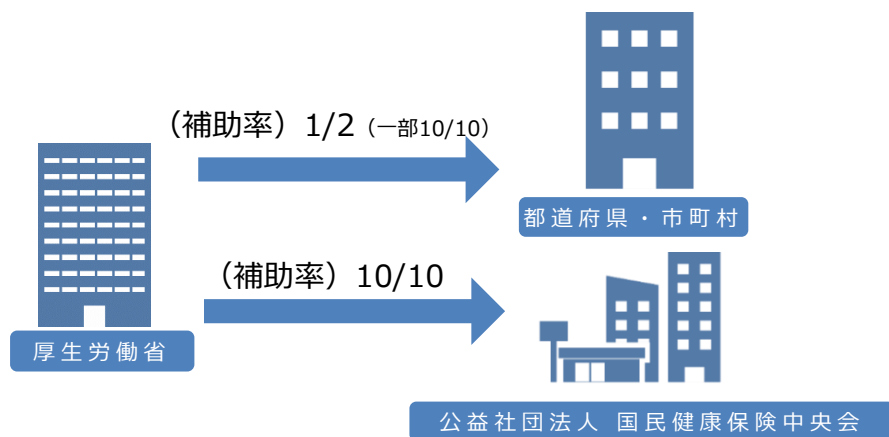
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・ 介護保険制度改正及び報酬改定等に対応するため、都道府県システム、市町村等(保険者)システム及び都道府県国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(事業イメージ)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

全ての保険者等に対して介護保険制度改正等に伴うシステム改修経費の補助を行うことで、介護保険制度の円滑な運営を図る。

施策名:介護保険資格確認等WEBサービス

① 施策の目的

- ・ 介護情報連携基盤を構築することで、関係者が介護情報を電子的に共有でき、事務効率化・介護サービスの質の向上につながる。
- ・ 介護被保険者証について、デジタルで手続きを完結させることで、行政の効率化、利用者の利便性向上につながる。

② 対策の柱との関係

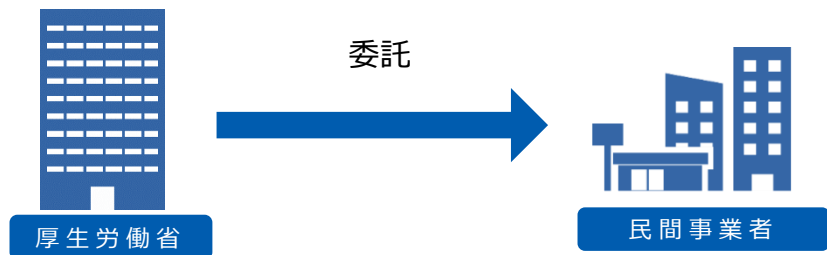
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・ 介護保険証については、市町村と被保険者等の間で紙のやりとりがなされており、電子化することで、紙の削減、自治体の業務効率化が期待される。
- ・ このため、介護保険資格確認等WEBサービスを構築し、「マイナポータルAPI」を搭載することで、介護事業所において、マイナンバーカードを使って被保険者情報を閲覧できるようにする。
- ・ その際、介護事業所の利便性を高めるために、WEBサービス上で介護事業所が利用する入口を集約する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 施策のスキーム



【実施主体】 民間事業者

【事業内容】

介護保険資格確認等WEBサービスを構築し、「マイナポータルAPI」を搭載することで、介護事業所において、マイナンバーカードを使って被保険者情報を閲覧できるようにする。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 介護事業所による行政系システムへの入口を一元化することで、介護事業所の分かりやすさ、利便性の向上が期待される。
- ・ その際、入口は、介護事業所の既存のオンライン請求回線を活用し、WEBサービスとすることで、事業所の負担軽減に繋げる。

施策名:介護DX関係工程管理支援

① 施策の目的

- ・ 介護情報基盤を構築することで、関係者が介護情報を電子的に共有でき、事務効率化・介護サービスの質の向上につながる。
- ・ 介護被保険者証について、その手続きを電子化することで、行政の効率化、利用者の利便性向上につながる。

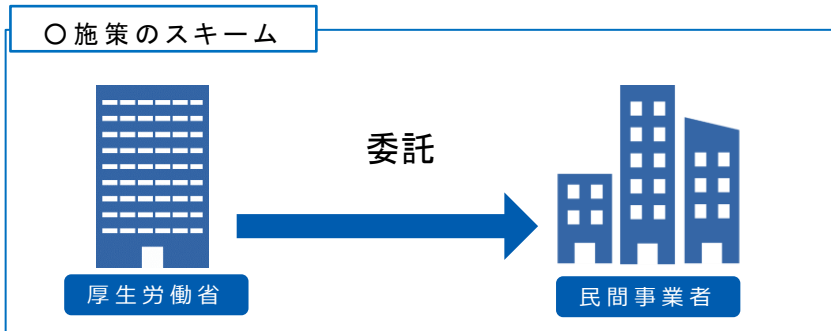
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・ 介護DX関係事業は、実施主体が支払基金、国保中央会、国(厚生労働省、デジタル庁)と3者にまたがるとともに、その遂行に当たっては、介護保険行政全般のみならず、医療保険関係、マイナンバー関係システム等に関する深い知見や、複数プロジェクトを並行して進行するためのマネジメントが求められる。
- ・ こうしたプロジェクトを早急かつ確実に遂行するために、保険証利用も含めた介護DX関係のプロジェクト全体の工程管理調整を外部委託して実施することとする(令和5年度当初予算によって実施している業務要件定義を踏まえ、介護情報基盤等の設計・開発作業に入っていく予定)。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】 民間事業者

【事業内容】

介護DX関係プロジェクトの全体管理支援、進捗管理支援、課題管理支援、リスク管理支援、関係者調整(中央会、基金、国、システム事業者等)等を行う。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 介護DX関係事業の実施に当たっては、介護保険行政全般のみならず、医療保険関係、マイナンバー関係システム等に関する深い知見や、複数プロジェクトを並行して進行するためのマネジメントが求められるところ、これを早急かつ確実に遂行し、マイナンバーカードの利活用を進めることで、事務の効率化・介護サービスの質の向上が期待される。

① 施策の目的

本事業を通じて、アジア諸国をはじめとするインド太平洋地域への医療水準の向上・健康格差の是正といった国際貢献を行うことで、日本のプレゼンス向上、信頼関係の深化により、外交・安全保障に資するとともに、我が国の医療産業の成長・更なるイノベーションといった日本の経済成長につなげる。

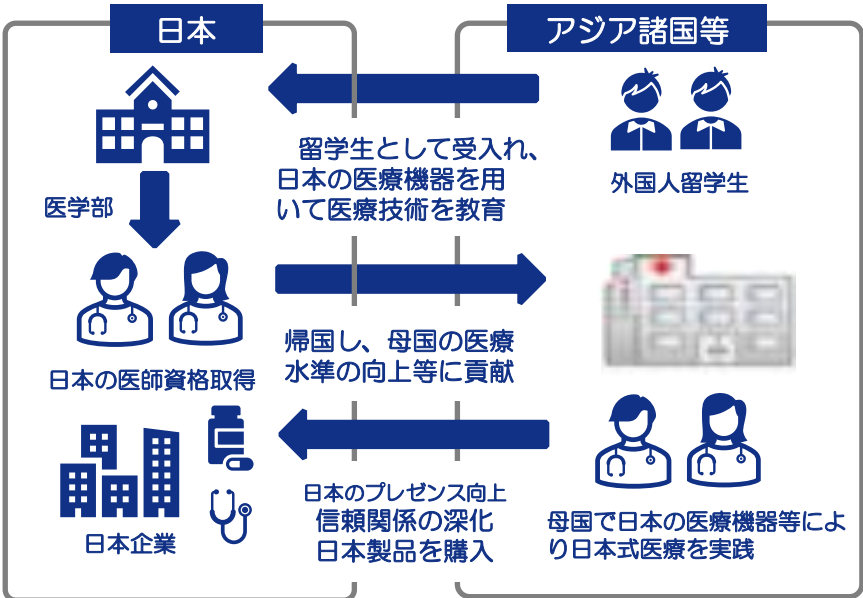
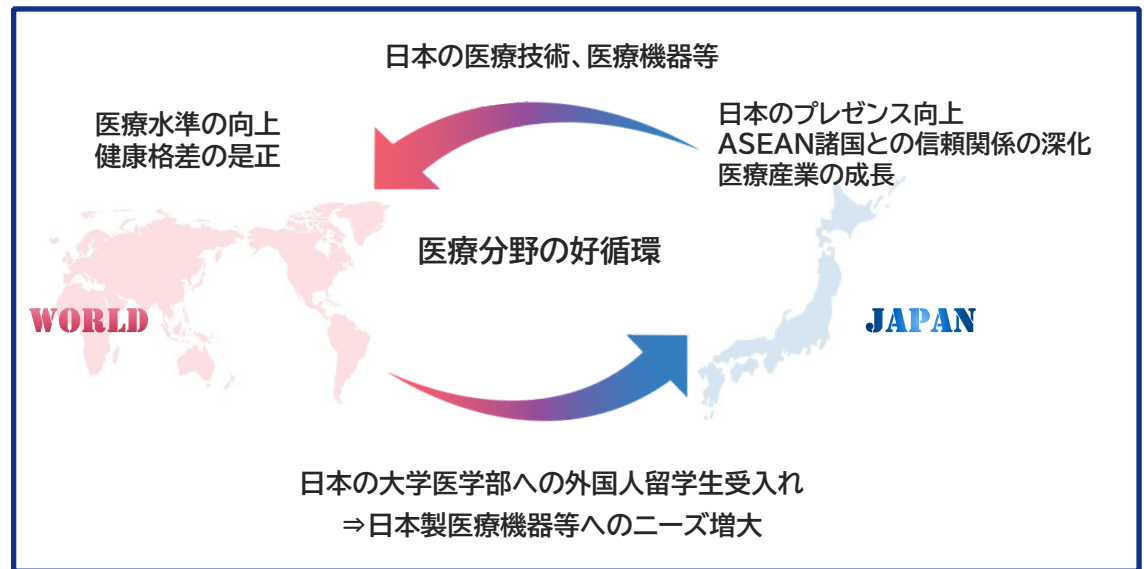
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

アジア諸国を始めとするインド太平洋地域における医療水準の向上や健康格差の是正に資する外国医療人材の育成を推進するため、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)と連携した外国人留学生受入れモデル構築のための実証事業を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国医療人材の育成を通じた、保健・医療分野におけるASEAN地域諸国との関係性の構築・深化、日本への信頼やプレゼンスの向上といった日本の外交・安全保障に資するとともに、日本式医療の普及を通じた日本製の医薬品・医療機器の海外への販売促進といった日本経済の成長に資する。

【○アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等】

施策名：医療インバウンドに係る調査・実証事業

① 施策の目的

本事業を通じて、世界の医療需要を取り込むことにより、外国人患者の生命救助、健康の維持・増進に寄与（国際貢献）するとともに、我が国の医療機関における財政基盤の強化、我が国医療従事者の臨床技術の維持・向上、地方創生につなげる。

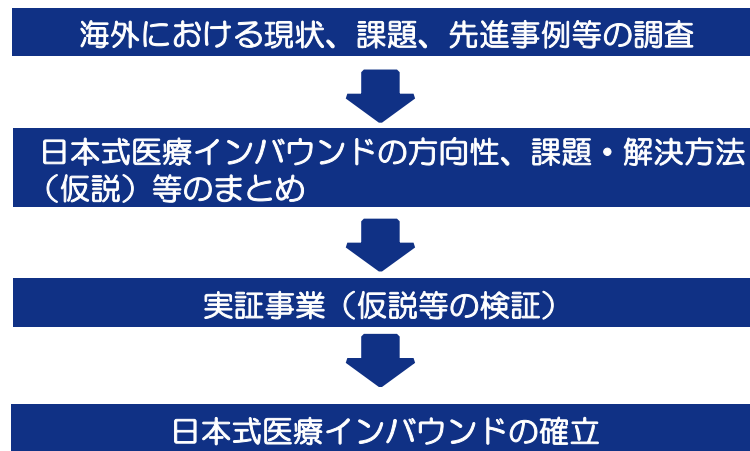
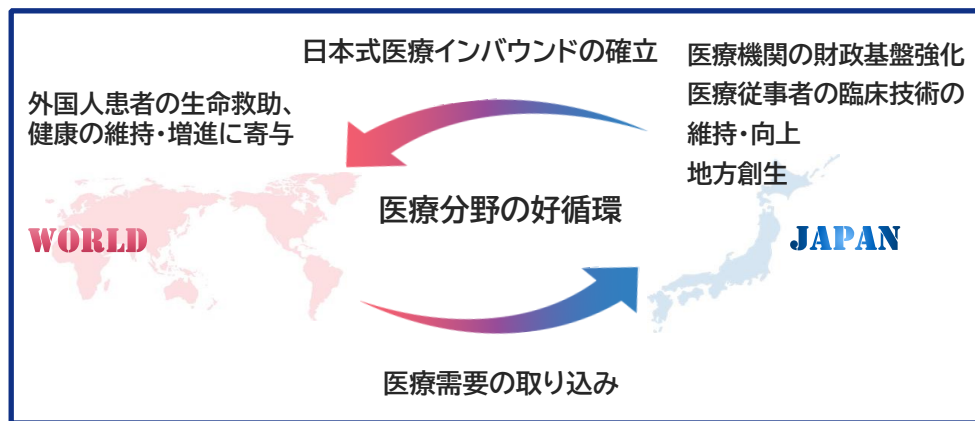
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

海外の政府・医療機関における医療インバウンドに関する取組等を調査・分析し、日本式医療インバウンドを確立する上での日本の強み、課題等を把握するとともに、実証を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

世界の医療需要を日本に取り込むことにより、我が国の医療機関における財政基盤の強化のみならず、地域の観光との結びつきによる地域活性化にもつながり、日本経済・地方経済の成長に資する。



① 施策の目的

世界三大感染症であるエイズ・結核・マラリア対策や将来のパンデミック対応等に備え、各国の保健制度の強化を図っていくことで、様々な感染症の我が国への流入を防ぐ環境を構築する。

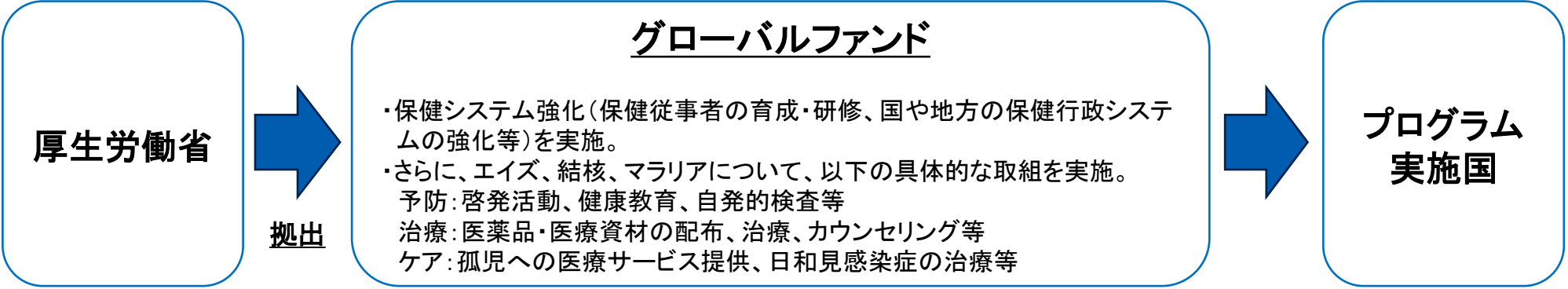
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

将来のパンデミックへの備えとしての保健システム強化を重点の一部として掲げているグローバルファンドに拠出を行い、各国の保健制度の強化を図っていくことで、当該国の感染拡大防止能力を向上させる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・保健システムの強化を通じて、海外で発生しているパンデミックや三大感染症の拡大防止を達成することで、我が国への感染症の侵入リスクを低減させ、国内での感染症の拡大を防ぎ、人流及び社会経済活動を安定的に継続することを可能とする。  
 ・我が国の優れた医薬品・医療機器等により開発途上国における保健医療サービスへの公平なアクセスの強化に貢献するとともに、我が国企業の成長を後押しする。

① 施策の目的

需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発及び将来のパンデミックに備えるためのワクチンの開発及び技術革新等を支援する。

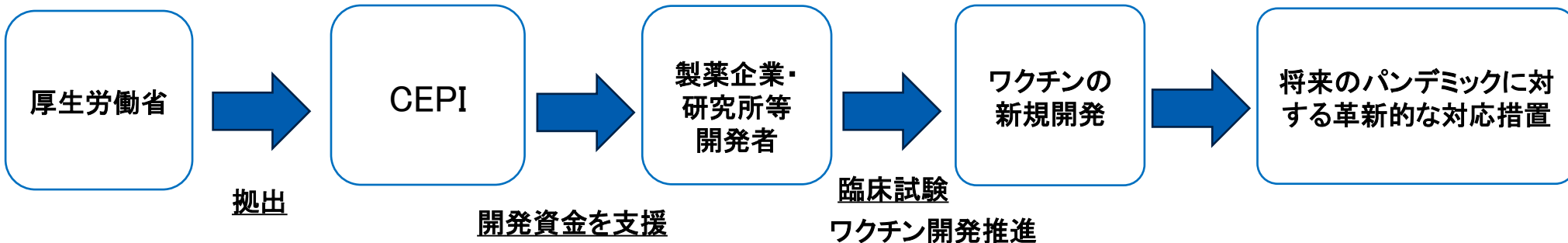
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

CEPI (Coalition for Epidemic Preparedness Innovations) への拠出を通じて、CEPIが実施する、平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチン開発、新型コロナウイルスに対するワクチン開発の知見を活かした迅速なワクチン開発を行うことを目指す技術革新や、すべてのベータコロナウイルス属に対応できるワクチン開発等を促進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間が短縮される。
- ・新たなワクチン製造技術の開発が促進される。
- ・エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発が促進される。
- ・日本企業のプロジェクトも採択されており、日本企業への研究開発支援により、日本への裨益が期待される。

拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)推進)  
施策名: 感染症対策に係る医薬品研究開発支援事業(GHIT)

① 施策の目的

開発途上国を中心に蔓延する顧みられない熱帯病(NTDs)、結核、マラリア等の疾病にかかる治療薬の研究開発は、先進国において需要が少ない等の理由で進んでいない。このため、日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かし、開発途上国向けの医薬品研究開発を、官民連携で促進することにより、国際保健分野に貢献する。

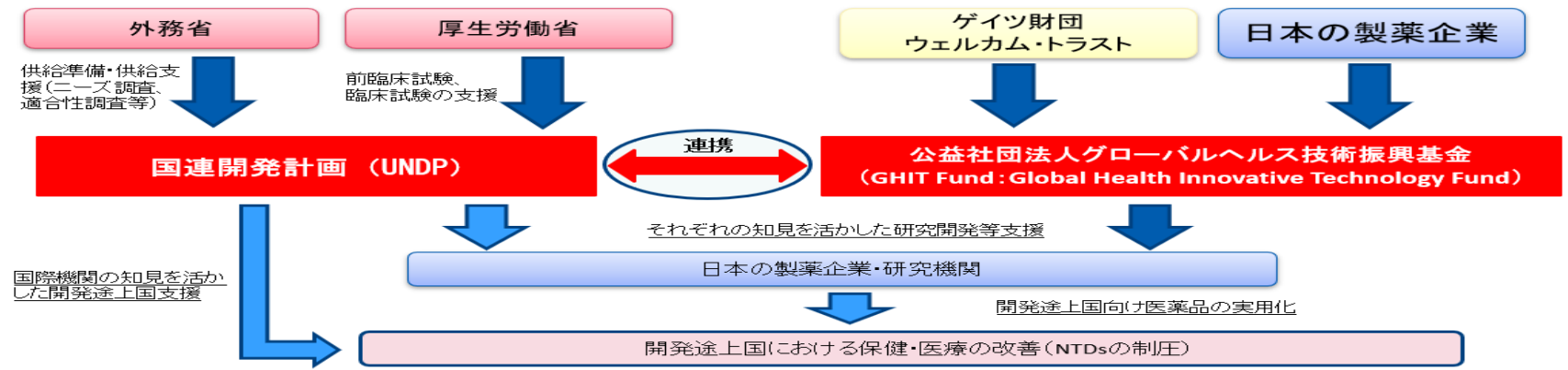
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、開発途上国向けの医薬品等の研究開発を促進することにより、国際保健分野での貢献を行うものである。また、日本の製薬産業の海外進出を下支えすることによって、日本の製薬産業の成長・発展も図ろうとするものである。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

G7プーリア首脳コミュニケにおいて、「公衆衛生上の脅威としての顧みられない熱帯病(NTDs)及びポリオを2030年までに終息させ、(中略)既に世界中で見られる気候変動による感染症への影響に対処することに、改めてコミットする」と謳われたことから、感染症拡大を根本的に解決するため、有効な治療薬等の開発・普及を一気に加速する。

### ① 施策の目的

・8月以降、コンゴ民主共和国(DRC)を中心にエムポックスウイルスによる感染症の流行が拡大しており、WHOから国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)に該当する旨が宣言された。  
 ・このため、感染が拡大しているエムポックスウイルスによる感染症に対して、WHOが中心となり、国・地域・グローバルな協力体制を構築することで、感染拡大を抑え込み、我が国へのエムポックスウイルスの流入も防ぐ。

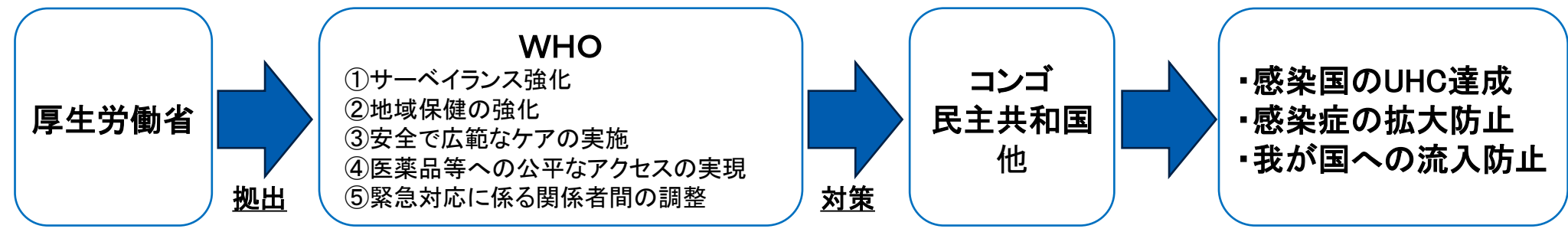
### ② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

### ③ 施策の概要

・WHOによる「エムポックスに対するグローバルで戦略的な備えと対応計画」に基づき、2025年2月までに、DRCをはじめ感染国における早期発見やワクチン接種を含む公平な医療へのアクセスなどを実現させる対策を行うことで、更なる感染拡大を防止するとともに、感染国でのUHC達成にも貢献する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・我が国へのエムポックスウイルス流入リスクを低減させ、同感染症の拡大を防ぎ、人流及び社会経済活動を安定的に継続することを可能とする。  
 ・DRCなどの各国における保健システムが強化されることで、我が国からの供与予定のワクチンの円滑かつ公平な接種にも資することになり、各国のUHC達成に貢献する。

### ① 施策の目的

G7広島首脳コミュニケ等を踏まえ、国際的なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC:全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態)の達成に向けて、日本がその知見を生かして国際的なリーダーシップを発揮するため、WHO・世界銀行等の関連機関と協力し、UHCに関する世界的拠点である「UHCナレッジハブ」を設置し、我が国の健康・安全の確保にも貢献する。

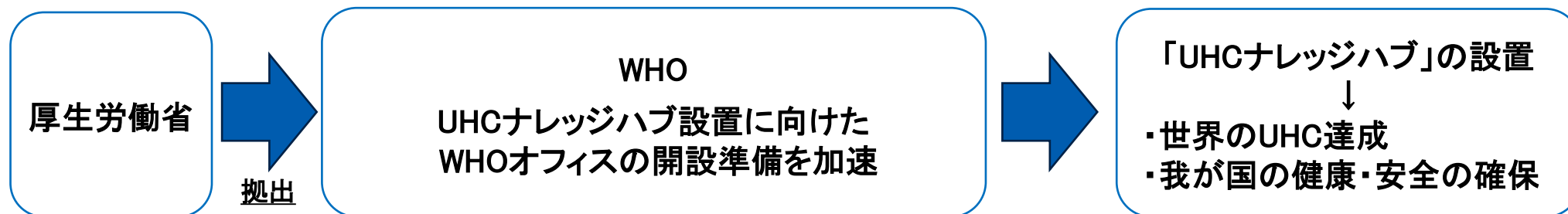
### ② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

### ③ 施策の概要

・WHOへの拠出を通じて、UHCナレッジハブの設置に向けたWHOオフィスを令和7年度に開設するための準備を加速する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・WHOオフィス設置や当該オフィスの活動を支援することで、UHCナレッジハブを速やかに設置する。  
・UHCナレッジハブにおいて、UHCに係る知見の収集・共有、財務・保健当局の人材育成を実施し、世界のUHC達成に貢献するとともに、国際社会の健康や安全の確保を通じて我が国の健康や安全を確保する。

### ① 施策の目的

将来のパンデミックや公衆衛生危機に対処するため、特に低所得国において、感染症危機対応医薬品等(MCM)のうちパンデミックへの備えとして重要なワクチンへの公平なアクセスを強化する。

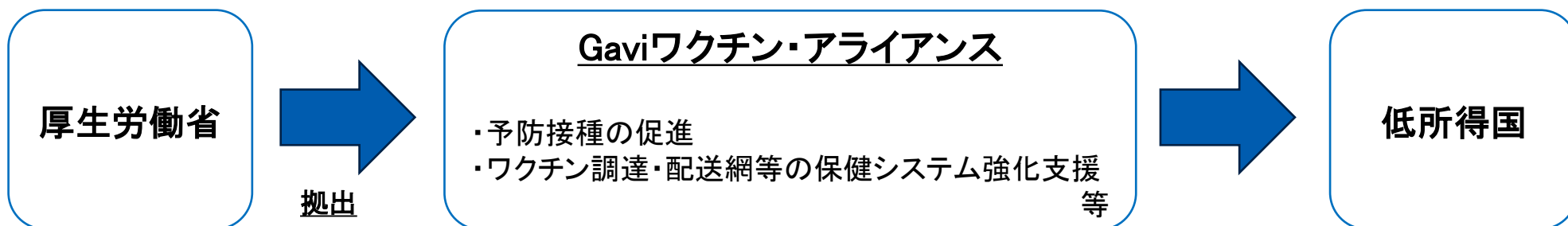
### ② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

### ③ 施策の概要

Gaviワクチン・アライアンスへの拠出により、低所得国へ予防接種の促進やワクチン調達・配送網等の保健システム強化支援等を行う。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・低所得国での感染症拡大が抑えられ、我が国への感染症の侵入リスクを低減させる。
- ・我が国企業の製品も含め、ワクチンへの公平なアクセスを強化する。

施策名: 次の感染症危機に備えた有効な治療薬等の研究開発の推進

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、常に起こりうる次なる感染症危機に備えた医薬品等の研究開発、及び研究体制の構築や基盤技術の研究開発を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業において、AMEDを通じて研究者等に対して補助を行い、研究を推進する。平時より種々の感染症の治療薬等の研究開発や病態解明に資する研究、検査・診断法や医薬品の開発に応用可能なプラットフォーム技術等を含めた基盤技術の研究開発を支援しているところであるが、2024年8月にWHO事務局長が、重症化リスクの高い新規株のエムポックスがコンゴ民主共和国等を中心に急速に拡大していることから、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言したことを踏まえ、国内において利用可能な予防法・検査法・治療法が限られているエムポックスに対する医薬品等の開発を進めることが喫緊の課題であり、早急に研究の促進が必要である。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



補助率：定額

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

次の感染症危機に備えるための治療薬等の必須対抗手段の基盤に関する研究開発促進等により、感染症危機管理体制の抜本的強化を行う。

【○次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化】

施策名：強靱な感染症危機管理体制の確立に資する研究

① 施策の目的

経済財政運営と改革の基本方針に示されたDX化を推進するとともに、強靱な感染症・予防接種政策を検討する上で基盤となる科学的根拠を構築することで、次なる感染症危機に備えた公衆衛生危機体制の確立に係る政策研究の更なる強化を行い、安全・安心で心豊かな国民生活を実現する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業において研究者等に対して補助を行い、主に以下の研究を推進する。

○国際的に脅威となっている新規株のエムポックスに対する感染症対策の強化

重症化リスクの高い新規株のエムポックスが、コンゴ民主共和国等を中心に急速に拡大しており、2024年8月にWHO事務局長が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言している。感染症危機管理の観点から、国内への流入に備え、従来の研究内容の拡充の他、予防接種体制の検討や、行政検査を含めた検査体制の検討、治療指針の改訂等を進めることが喫緊の課題であり、早急に研究の促進が必要である。

○梅毒の増加を踏まえた研究の拡充

梅毒の症例数は2023年後半から減少傾向にあったが、2024年第2四半期には再度増加に転じており、実態把握やそれを踏まえた拡大防止策の検討が喫緊の課題となっている。小児の先天性梅毒も深刻な問題となっており、妊婦やハイリスクグループへの効果的な普及啓発の評価検討、適切な治療提供のための手引きの改訂・普及を急ぐ必要があり、早急に研究の促進が必要である。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



補助率：定額  
 ※研究者・民間事業者等を選定

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

研究によってもたらされた成果を施策に活用するとともに、研究成果を用いて感染症危機が発生した際に必要な公衆衛生体制を強化する。



施策名：国立健康危機管理研究機構(JIHS)設立準備事業

① 施策の目的

- 国立健康危機管理研究機構(JIHS)が求められる機能を十分に発揮し、次なる感染症等の対応に向け、国内の感染症総合サイエンスセンターとして円滑に機能を発揮するため、国立国際医療研究センターの研究基盤の整備や通信インフラ等の整備、防災対策等に係る整備を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

- JIHSの設立に向けて、最先端の研究機器等の整備や通信インフラの整備等を行い、感染症有事の際に迅速に対応が取れる体制を整備する。
- また、老朽化した建物の解体や改修を行い、JIHS設立後に跡地を速やかに有効活用できるよう整備を行うとともに、防災井戸の設置やDMAT等の研修など人材育成を目的とした研修センターの整備を行い、災害時等においてもJIHSとして適切な環境の下で業務を行うことができるよう環境整備を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【整備内容】

- 先進的・革新的な感染症対応医薬品等(MCM)研究開発機能を強化するために必要な、最先端の研究設備等の整備
- サージキャパシティ確保・強化のための通信インフラ等の整備
- 老朽化施設の解体・改修、防災井戸の設置等
- DMAT等研修センター建設に係る設計費



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

JIHSの設立に向けて、国立国際医療研究センターの研究基盤整備や通信インフラ等整備、防災対策等を行い、JIHSとしての機能を最大限発揮させる環境を整備し、新たな感染症発生時の迅速な対応に繋げることで、国民の保健医療の向上を図ることができるとともに、これを実施することで、市場、物流、雇用の活性化も期待される。

施策名:新興感染症対応力強化事業

① 施策の目的

改正感染症法に基づき、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう、都道府県と協定を締結する医療機関の感染症への対応力を強化する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

都道府県と協定を締結する医療機関における感染症の対応に適した個室病床、病棟のゾーニング、個人防護具の保管庫等の施設・設備整備に対する支援、都道府県における感染対策等に関する医療従事者等の研修に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

国  
(厚生労働省)



都道府県



協定締結  
医療機関

	補助対象	補助内容	補助率
①施設・設備 整備事業	都道府県 (間接補助: 病床確保、発熱外来又 は自宅療養者等医療 を内容とする協定締結 医療機関)  ※ 協定締結が決まっ ている場合を含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病床確保を内容とする協定締結医療機関が実施する、感染症の対応に適した個室病床の整備、多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、ゾーニングのための病棟出入口の扉の設置、個人防護具保管庫の整備等の施設整備に対する補助を行う。</li> <li>○ 発熱外来又は自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関(訪問看護事業者、薬局を含む)が実施する、個人防護具保管庫の整備に対する補助を行う。</li> <li>○ 病床確保又は発熱外来を内容とする協定締結医療機関が実施する、感染症の対応に適した以下の設備整備に対する補助を行う。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>[病床確保]                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易陰圧装置、検査機器(PCR検査装置・等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッド</li> </ul> </li> <li>[発熱外来]                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査機器(PCR検査装置・等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)</li> </ul> </li> </ul>                             ※ 協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に関する施設・設備に限る。                              ※ 設備整備は、新規購入・増設・更新の場合を補助対象とする。                         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室整備:国1/3、都道府県1/3、事業者1/3</li> <li>・個室整備以外:国1/2、都道府県1/2</li> </ul> ※ 個室整備は、平時の通常医療にも使用するものであり、国1/3、都道府県1/3、事業者1/3とし、個室整備以外は、基本的に感染症発生時の感染症対応に使用するものであり、国1/2、都道府県1/2とする。
②研修事業	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が実施する、感染対策等に関する医師・看護師等の研修、医療関連サービス事業者の感染対策研修等に対する補助を行う。</li> </ul>	国1/2 都道府県1/2

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

今後の新興感染症の発生に備え、医療機関における感染症への対応力を強化することで、国民の安全・安心の確保が図られる。

施策名：個人防護具の備蓄等事業

① 施策の目的

次の感染拡大時等に世界的需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、国、都道府県、医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進していく。

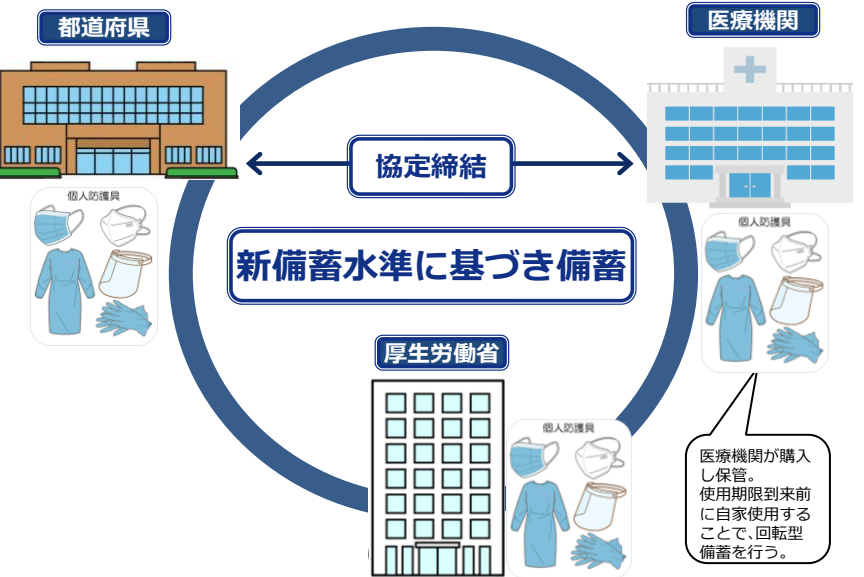
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

個人防護具の新備蓄水準に基づき、国、都道府県、医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進するため、改正感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、医療機関による備蓄を求め、その備蓄量に応じて国の備蓄を行う必要がある(都道府県も別途必要量を備蓄)。  
また、新備蓄水準を超過する分については、順次売却等を行うとともに、都道府県や医療機関の備蓄状況を含めた全体の備蓄量が適正化するまでは、これまでのコロナ対応で備蓄してきた国の備蓄物資の活用を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



**平時からの計画的な備蓄体制の確保に向けた枠組み**

○国及び都道府県による備蓄  
個人防護具については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条で、指定行政機関、地公体等に対し、政府行動計画に定めるところによる備蓄義務が規定されている。※感染症法改正で個人防護具の備蓄義務を明記。

○医療機関による備蓄  
改正感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、計画的な備蓄を推進。

<現行備蓄水準の見直し>

次の感染症危機に適切に備えるため、新型コロナに対処するための現行備蓄水準を見直す(新備蓄水準に移行)。  
※ 感染症法改正で導入される医療機関備蓄については、協定締結の状況により備蓄量が変動し、また、全体の備蓄量から医療機関備蓄を差し引いて設定される都道府県、国備蓄も備蓄量が変動する。

<現行備蓄水準>

	医療用(サージカル)マスク	N95マスク(DS2含)	アイソレーションガウン(プラスチックガウン含)	フェイスシールド(ゴーグル含)	非滅菌手袋
備蓄量全体	3.8億枚	3,900万枚	1.1億枚	3,400万枚	11.0億双(22億枚)

<新備蓄水準> (新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載)

	医療用(サージカル)マスク	N95マスク(DS2含)	アイソレーションガウン(プラスチックガウン含)	フェイスシールド(ゴーグル含)	非滅菌手袋
備蓄量全体	3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚
うち国	1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚
うち都道府県	1億3,800万枚	1,070万枚	2,550万枚	1,390万枚	4億9,300万枚

※ 国及び都道府県においては、協定締結医療機関における備蓄量とあわせて上記の量を備蓄する。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新備蓄水準に基づく国、都道府県、協定締結医療機関等での備蓄により、次の感染症発生時にも個人防護具の不足を生じさせないことで、円滑な医療提供体制に資することができる。

施策名: 感染症対策強化事業

① 施策の目的

様々な感染症に対応するため、感染症対策を充実・強化させる。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

世界的な脅威となった新型インフルエンザウイルス(ヒト-ヒト感染)や鳥インフルエンザ、エボラ出血熱の感染拡大、中東呼吸器症候群(MERS)の感染拡大、世界的なジカウイルス感染症の流行、新型コロナウイルス感染症の流行など、世界では毎年のように感染症の流行が起こっており、国際化が進展した今日においては、我が国も、世界に目を向けながら、様々な感染症に対応するために必要な対応を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○臨床情報・検体等を速やかに収集し、検査方法や治療薬・ワクチン等の研究開発の基盤となる新興・再興感染症データバンク(REBIND)と連携し、感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な医療機関のネットワークの更なる充実を図ることにより、平時から感染症の医薬品開発等の臨床研究を実施する体制を確保する。

○新型インフルエンザの発生に備え、最低限の社会機能を維持するために必要なプレパンデミックワクチン原液の備蓄を行うとともに、新型インフルエンザワクチンの生産体制の強化のため、細胞培養法等による技術開発の推進を行う。

○パンデミック等の感染症危機や生物テロ等の発生に備え、その対抗手段である医薬品等の確保を行う。

等

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

感染症蔓延防止による国民生活及び国民経済の安定に寄与。感染症危機管理体制の強化

施策名：食品安全行政に関する体制強化

① 施策の目的

本年3月の紅麴による健康被害事案を受けて、機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供を義務化する制度改正を行った。今後、情報提供の増加・複雑化が見込まれるため、全国への制度の円滑な導入を図る必要がある。また、厚生労働省に集約される健康被害情報の収集分析を迅速化するとともに、審議会(小委員会)等の会議で速やかに審議した上で、定期的にその結果を公表する必要がある。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

(1) 制度改正に係る研修会等の実施、本省における審議体制の強化

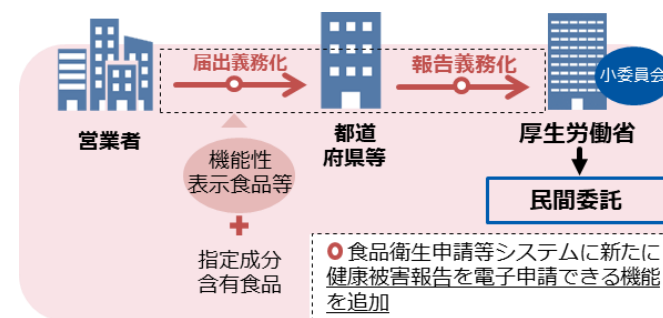
制度改正について、都道府県等や関係団体等に対する研修を実施する。また、健康被害情報の提供件数の増加により、評価を行う小委員会の開催頻度の増加が予想されるため、小委員会開催に伴う資料作成や会議運営を外部委託する等、速やかに審議するための体制整備を行う。

(2) 食品衛生申請等システムの改修

新たに「いわゆる健康食品についての喫食に伴う健康被害報告」を電子的に行える機能を追加するとともに、行政において類似事例等を迅速に集計・分析できる機能を追加する。また、本システムの「ガバメントクラウド」への移行に向け、移行のための調査・研究、改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1) 制度改正に係る研修会等の実施 : 厚生労働省  
審議体制の拡充 : 厚生労働省 → 民間(外部委託)
- (2) 食品衛生申請等システムの改修 : 厚生労働省 → 民間(外部委託)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- (1) 健康被害情報の提供件数の増加に対して、国と都道府県等の連携や、迅速な対応が可能となる。また、収集された健康被害情報について、小委員会等で速やかに審議を行うことができる。
- (2) 食品衛生申請等システムの改修により、健康被害の情報提供を迅速化、集計・分析ができるようになる。また、利用者の手続負担の軽減や、それによる本システムの利用が促進される。ガバメントクラウドへの移行により、個別のクラウドサービスと比較し、経費の削減が見込まれるとともに、セキュリティやガバナンスが強化される。

① 施策の目的

女性は、ライフステージ毎に心身の状況が大きく変化することにより女性特有の健康課題などが生じるため、就労の継続等に影響を与えるなど、社会的・経済的な損失も発生している。このため、女性の健康や疾患について、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、病態の解明・治療・予防に向けた研究を推進するとともに診療機能の充実を図る。

② 対策の柱との関係

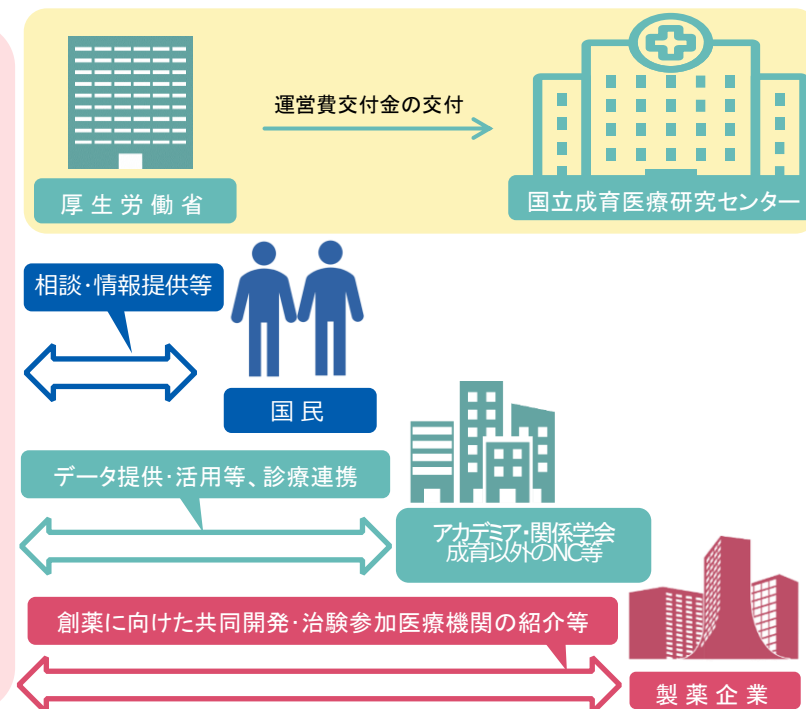
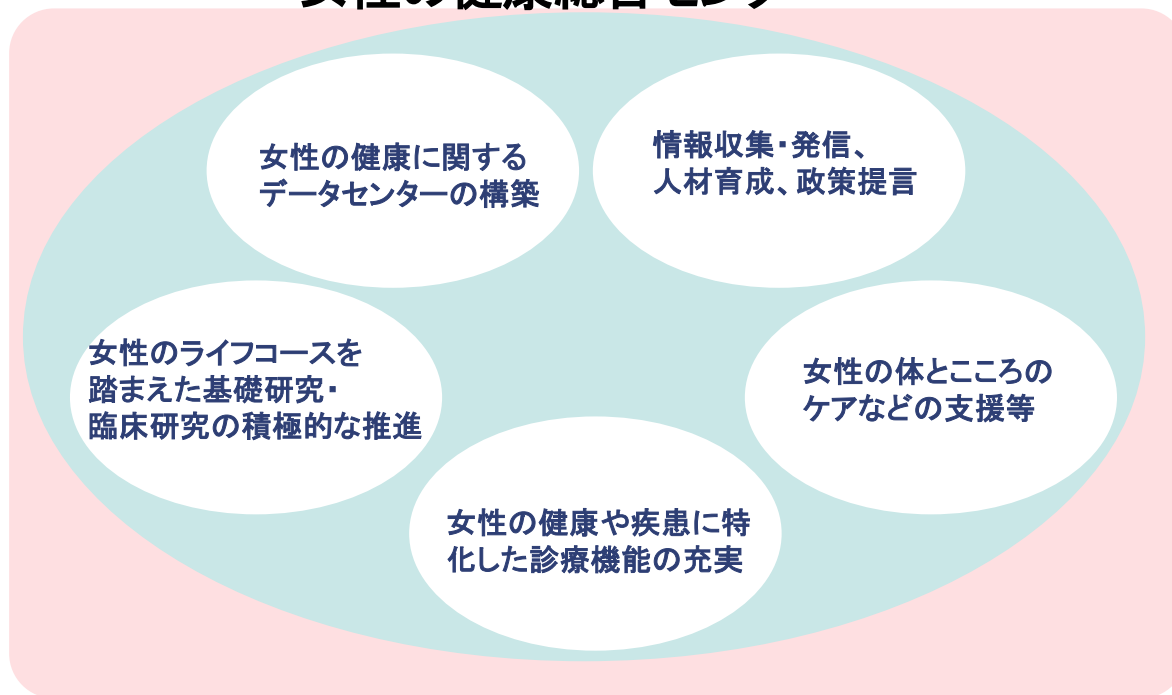
I	II	III
		○

③ 施策の概要

国立成育医療研究センターに設置する女性の健康総合センターにおいて、女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信等を行うために必要な経費について財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件、成果イメージ

女性の健康総合センター



⑤ 成果イメージ

女性が人生の各段階で様々な健康課題を有していることを社会全体で共有し、女性が生涯にわたり健康で活躍できる社会を目指す。

施策名: 女性の健康相談支援体制構築事業

① 施策の目的

女性の健康については、ライフステージによりホルモンバランスが劇的に変化し、心身の状態に大きな変化を生じることから、ステージ毎の特性に応じた支援が求められるため、薬局等の身近なところで相談支援を行う者を養成するための教育資材の開発や、相談から診療に繋げるスキームの構築を図る。

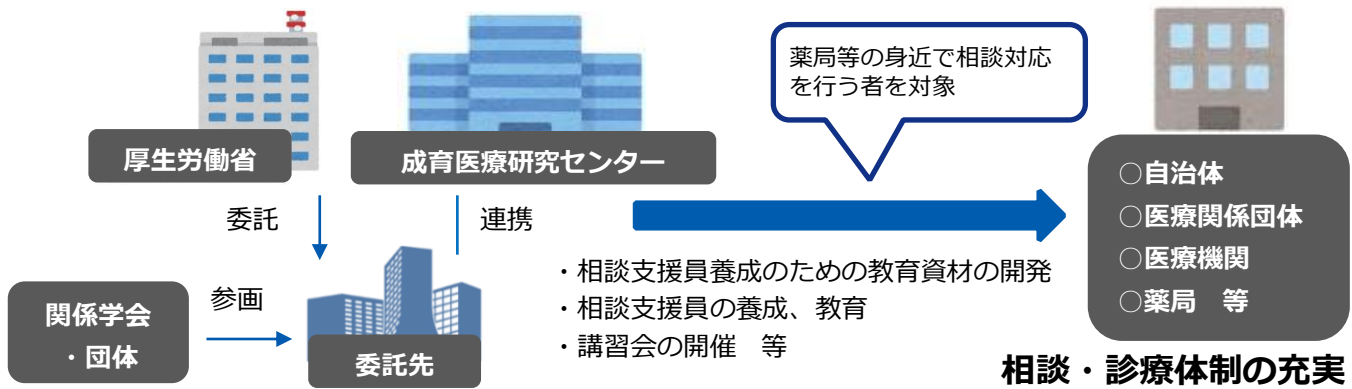
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

女性の健康支援に関する関係者が連携し、必要に応じて適切な受診勧奨が可能な女性の健康支援に関する相談支援体制を構築するため、現状の課題の整理や教育資材の開発、好事例収集等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



<想定される関係者の主な役割>

- 【自治体】
  - 相談対応、治療対象者の医療機関への誘導
  - 相談支援員/一般向け講習会の開催、近隣医療機関との連携 等
- 【医療関係団体】
  - 講習会の開催、連携体制構築 等
- 【医療機関】
  - 患者の状況に応じた診療、紹介・逆紹介、連携体制構築 等
- 【薬局等】健康サポート薬局等を想定
  - 相談対応、治療対象者の医療機関への誘導
  - 近隣医療機関との連携 等

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

女性の健康支援に関するリソースの可視化、相談支援員の養成・教育によって、社会的損失(労働生産性の損失、医療費支出の増大)の観点から女性の健康の一層の増進を図ることができる。

施策名：移植医療提供体制強化事業費

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

臓器移植及び造血幹細胞移植に関わる医療機関やあっせん機関の体制を強化することにより移植医療の円滑な推進を図る。

I	II	III
		○

③ 施策の概要 ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

移植に関わる医療施設のフォローアップが十分に行えるような環境整備とマッチングシステム等の機能改修、あっせん事業者等の体制強化等を通じ、移植医療がより円滑に行えるよう効率化を図る。

**臓器移植対策の推進**

**造血幹細胞移植対策の推進**

●レシipient検索システムの改修

移植希望者（レシipient）選択基準の精緻化によりあっせん業務の効率化を図るとともに、移植希望患者が複数の移植希望施設を登録できるようにし、優先順位の高い患者が移植を受けられる機会を確保する。そのため、臓器あっせん時に使用している（公社）日本臓器移植ネットワークの「レシipient検索システム（E-VAS）」の改修を行う。

●臍帯血提供増加推進費

近年、臍帯血移植が骨髄バンクドナーからの移植の実施数を上回っており、今後も臍帯血の需要は高まっていくことが予想されることから、臍帯血提供にあたっての問診票のオンライン化及び全国の臍帯血バンクの業務効率化のための業務支援を導入し、臍帯血バンク・臍帯血提供施設の業務効率化を進めるとともに、臍帯血の提供体制について、更なる強化を行う。

●臓器提供プロセスに係る支援体制の構築

臓器提供に不慣れな施設に対し、現在は経験豊富なスタッフが臓器提供施設に赴き、脳死判定や臓器摘出時の支援等を現地で行っているが、遠隔操作できる高性能カメラを臓器提供施設に設置することにより、関係者の負担を軽減しつつ、適時適切なタイミングでの効率的な支援を可能とする。また、脳死判定に必要な脳波測定機器がない等の理由により臓器提供ができない施設に対し、機器の設置を支援する。

●自己スワブ検査の本格導入に向けた環境整備 等

令和5年度より自己スワブ検査によるドナー登録のモデル事業を行っており、自己スワブ検査の本格導入に向けて、オンライン登録システムの開発及びスワブ検査の試行実施等の円滑な実施に向けた環境整備を行う。

補助先：臓器あっせん機関、（公財）日本骨髄バンク、日本赤十字社  
補助率：10/10、1/2

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

移植体制の強化と効率化により持続可能な移植医療の実施を図る。



① 施策の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方(「新しい認知症観」)に基づき施策を推進するために、多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【対象経費】

(対象事業例)

- ・地域住民が「新しい認知症観」や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会等の開催
- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置
- ・認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価する取組
- ・地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進やその支援
- ・地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等



【補助率】 国 (定額)

1自治体あたり 都道府県 500万円 市町村 200万円

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「新しい認知症観」や認知症基本法の理念に基づき、国・地方が一体となって認知症施策を推進することで、認知症になっても地域で安心して自分らしく暮らすことができ、誰も取り残さない社会の実現に向けた一助となる。

施策名：認知症政策研究事業

① 施策の目的

認知症本人及び家族の視点を重視した、認知症の早期発見から診断後支援を含む早期介入までの一貫した支援モデルを構築し、自治体における実証的な研究を推進する。

② 対策の柱との関係

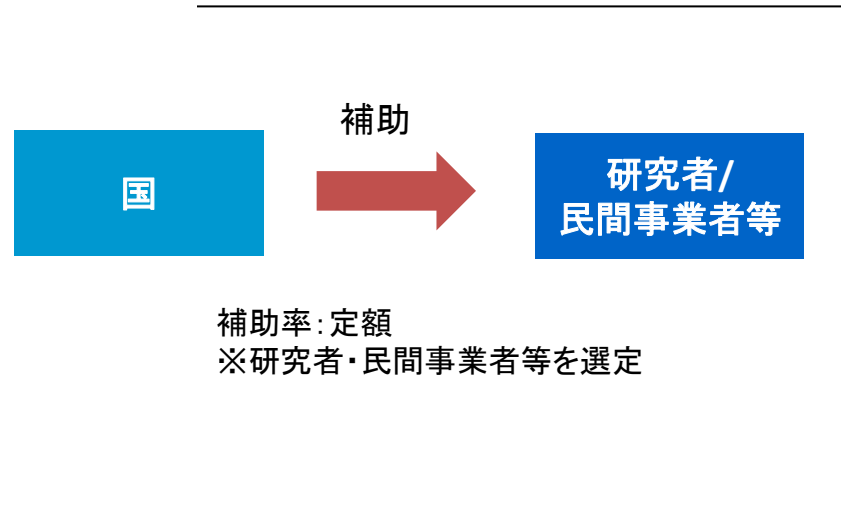
I	II	III
○		○

③ 施策の概要

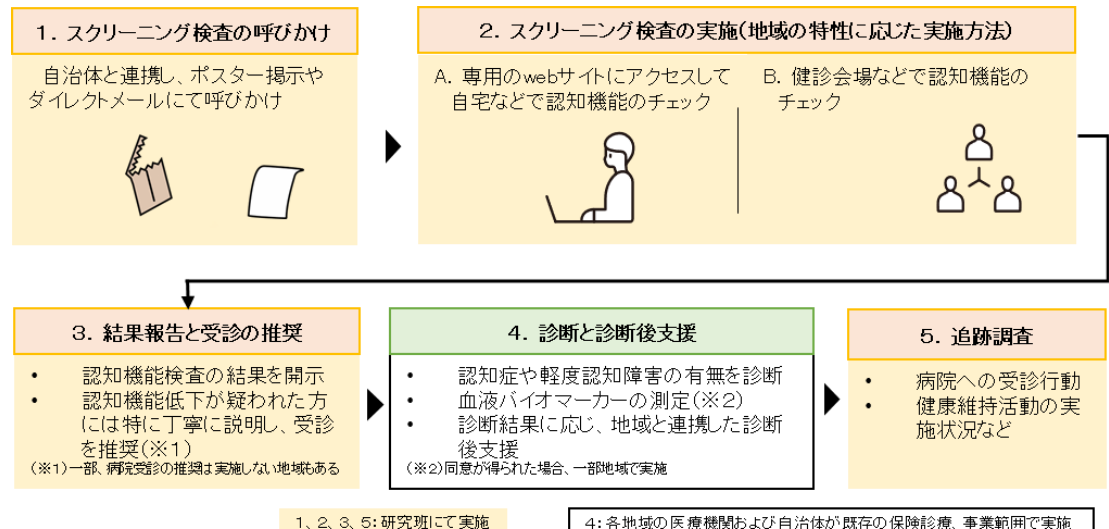
本事業に参加する自治体において、希望者が認知症診断のためのスクリーニング検査等を受け、診断後はかかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等と協力し、本人・家族支援につなげる体制を構築するとともに、これを全国に普及啓発するための手引きを作成する。また、認知症診断後のウェアラブル端末等の活用に係る実証的な研究を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施体制



研究スキーム



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

認知症の兆候の早期発見後、地域における認知症の医療・介護システムの連携によるシームレスな支援が提供されるよう、早期発見から早期介入までの一貫した支援モデルが確立されることにより、認知症になっても地域で安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現に資することができる。

施策名：大阪・関西万博における認知症に関する情報発信事業

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

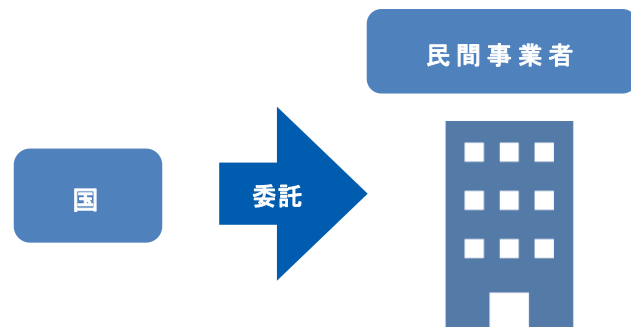
国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方(「新しい認知症観」)に基づき施策を推進することが重要であり、政府が策定する認知症施策推進基本計画の策定を踏まえ、大阪・関西万博での認知症に関する普及啓発の展示内容の拡充等を行うことを目的とする。

I	II	III
○		

③ 施策の概要

今後、閣議決定予定の認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、世界でも最も高齢化が進んでいる我が国における認知症に関する取組のモデルを、大阪・関西万博において積極的に国内外に発信する。具体的には、認知症の疑似体験、認知症を正しく理解するための展示、近年の施策の動向がわかる動画などの展示物の整備等を行うこととしており、大阪・関西万博における認知症に関する普及啓発の準備を着実なものとする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【スキーム・実施主体】 国 → 民間団体等(委託により実施)

【事業実績】 公募により選定した1者が上記事業を実施

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「新しい認知症観」や認知症施策推進基本計画に基づき、認知症施策を推進し、大阪・関西万博での機会を捉えた国内外への普及啓発を行うことにより、認知症になっても地域で安心して自分らしく暮らすことができ、誰も取り残さない社会の実現に向けた一助となる。

【〇障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組】

施策名：障害福祉関係データベース構築に関する事業費

① 施策の目的

改正障害者総合支援法等の施行により、令和5年4月より障害福祉データベースの本格運用が開始された。令和7年12月から、相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対してデータベースの情報を提供することを予定しており、そのためのシステム改修等を実施する。

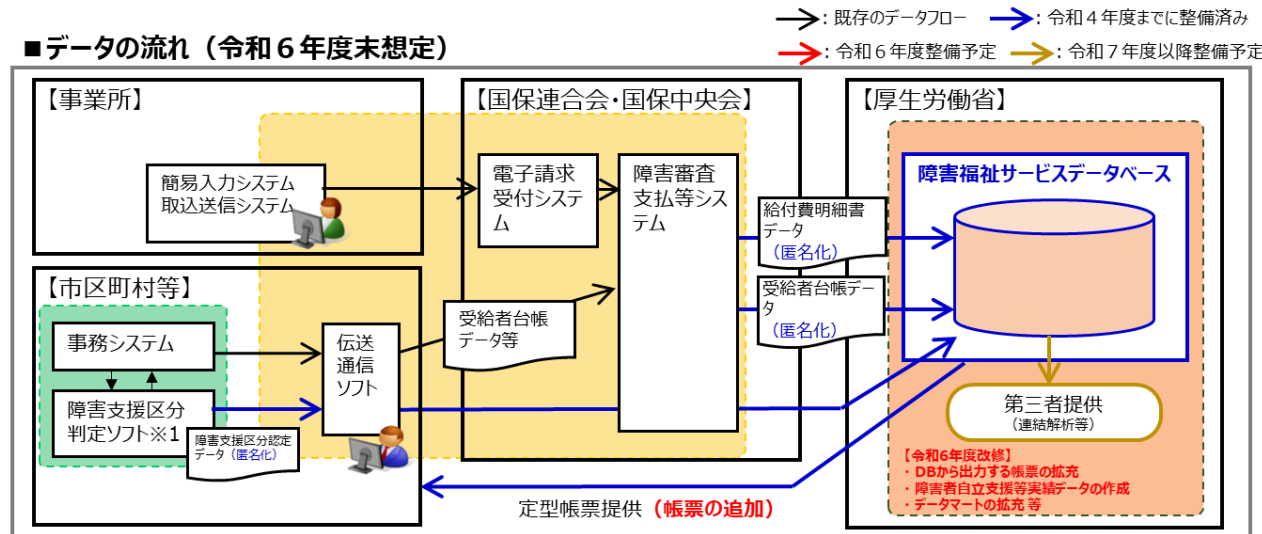
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

第三者提供に向けたデータ項目の加工処理の追加、受給者台帳等の受領データの退避処理等の機能改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和7年12月からの第三者提供に向けて、個人を特定できるような特異なデータや特殊データを加工する必要があるため、データ加工する仕組みを追加する。また、毎月、国保中央会より受領している受給者台帳を月次断面で保管しておき、受領時点のデータを基にした集計を可能とする。

【○障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組】

施策名：障害者自立支援給付審査支払等システム事業(自治体分)

① 施策の目的

本事業は、制度改正等に伴う自治体のシステム改修に必要な経費に対して補助を行うことにより、制度基盤の安定化及び適正な運営を図るもの。

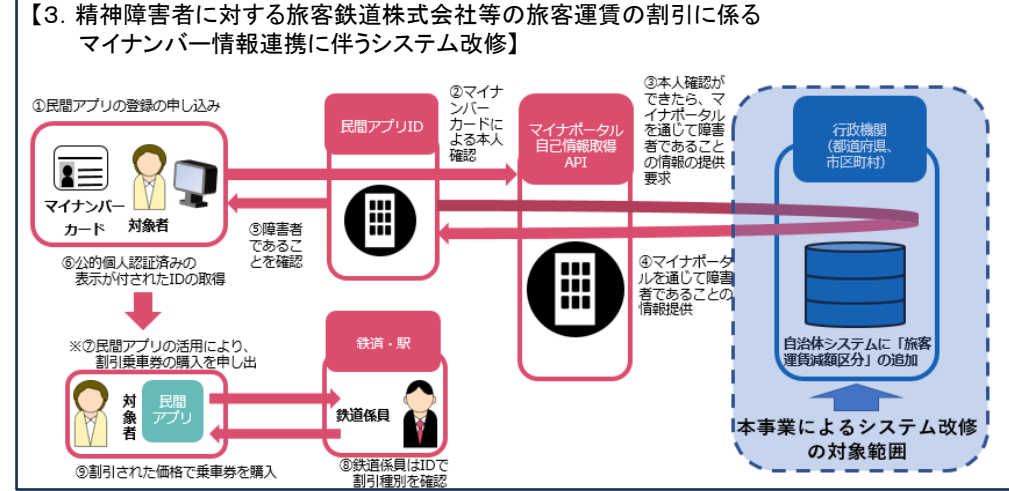
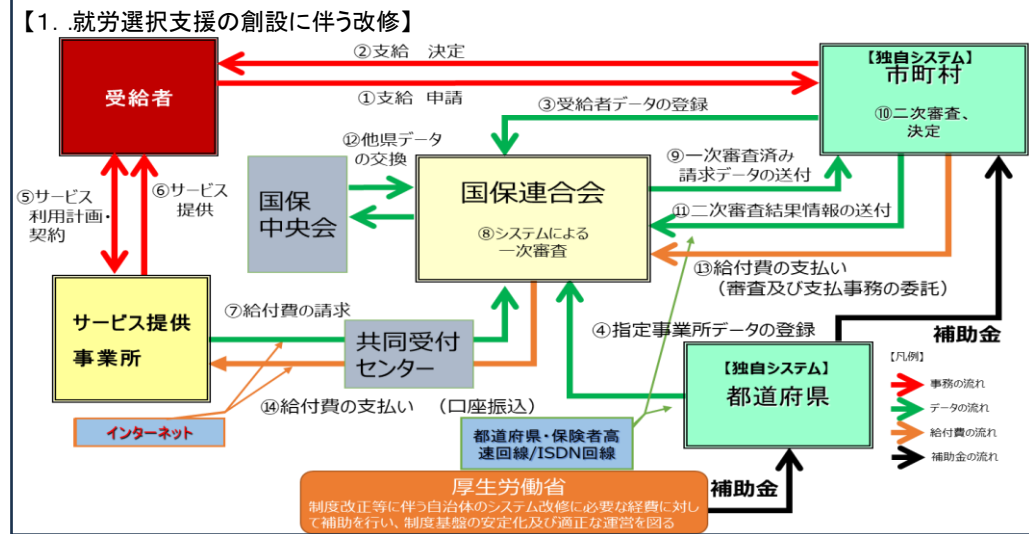
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

就労選択支援の創設や報酬請求システムのサービスコード修正に伴う所要の改修及び精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修が必要となり、これらに係る経費を要求するもの。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【2. 報酬請求システムのサービスコード修正に伴う改修】

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードが、報酬告示の単位数とは異なる設定(※)となっており、請求・支払額が告示の単位数より過不足が生じているため、市町村の審査システムの改修を行う。

(※)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援のサービス提供時間が長時間の場合の報酬単位数に1～11単位の差あり

○令和7年6月目途に新サービスコードによる請求を開始し、同月分の報酬支払いと同時に過去分を調整予定。  
(令和6年4月以降の調整額を国保連が計算し、対象事業所に事前通知)

(参考)全国事業所への影響額の推計(概算)

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)
居宅介護	4,310事業所 (全事業所の18%)	支払いが50円不足 (1月分平均収入額100万円)
重度訪問介護	4,150事業所 (全事業所の48%)	支払いが5,500円不足 (1月分平均収入額170万円)
同行援護	2,560事業所 (全事業所の38%)	支払いが80円過大 (1月分平均収入額30万円)
重度障害者等包括支援	6事業所 (全事業所の50%)	支払いが5,500円過大 (1月分平均収入額410万円)

【対象・補助率】

- 就労選択支援の創設
  - 対象：都道府県及び市町村
  - 補助率：1/2
- 報酬請求システムのサービスコード修正に伴う改修
  - 対象：市町村
  - 補助率：1/2
- 精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修
  - 対象：都道府県及び市町村
  - 補助率：2/3

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本システムの改修を行うことで、職員の負荷軽減だけでなく、住民サービスへの時間に割り当てることが可能となるほか、精神障害者の移動及び社会参加をさらに促進する環境整備の役割を果たすことにつながる。

【〇障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組】

施策名：事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化に向けた要件定義等委託事業

① 施策の目的

現在、各自治体において整備されている障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムと、その他の自治体・事業者間の手続きに関するシステムの共通化に向け、実態調査や要件定義等を行う。

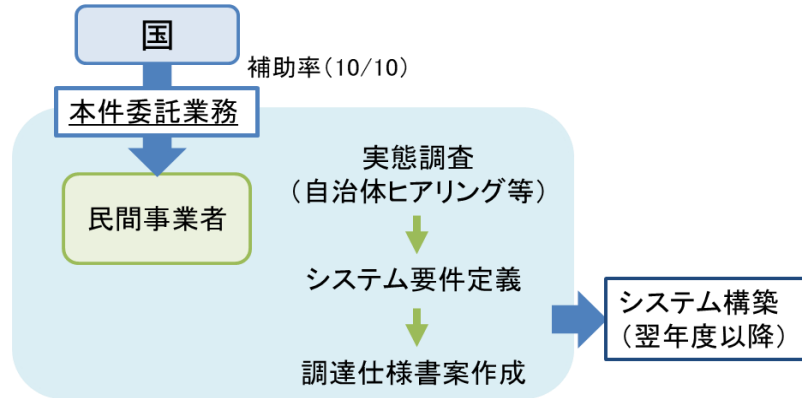
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

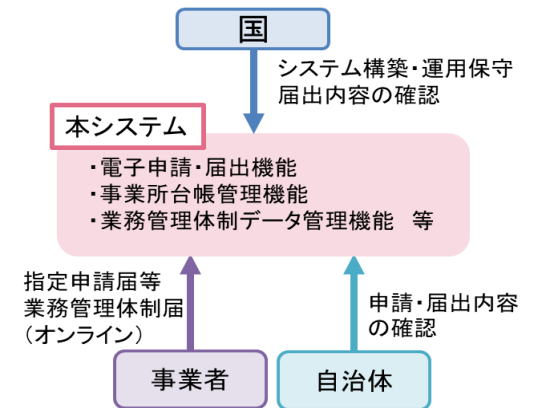
③ 施策の概要

令和6年9月24日の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回)」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)」が共通化の対象候補案とされたことから、事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化について、地方自治体等への実態調査やシステムの要件定義等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



〈参考〉システム共通化構築イメージ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

共通化されたシステムが構築されることで、業務ごとにシステムを管理するよりも利便性が向上し、トータルコストを最小化できる可能性がある。本システムの構築に向け、実態調査等を踏まえシステム構築の対象範囲を決めて要件定義を行い、調達のための仕様書を作成する。

【〇障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組】

施策名：就労選択支援員養成研修等の実施

① 施策の目的

- 令和7年10月から開始される就労選択支援サービスが、全国で円滑に実施されるよう、国において就労選択支援員の養成研修等を実施する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

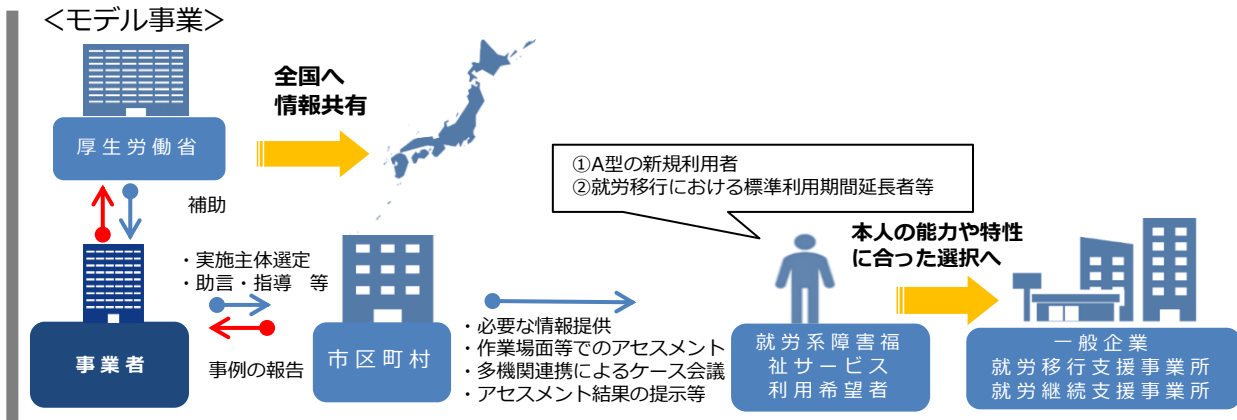
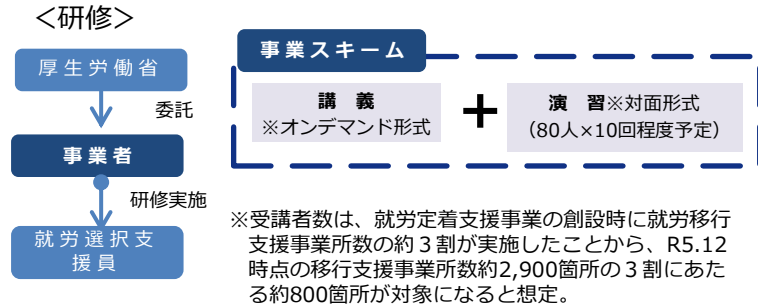
③ 施策の概要

- 令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。
- 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となっているところ、令和7年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が実施主体となって研修を実施する。
- また、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援A型の新規利用者、②就労移行支援事業における標準利用期間延長者を中心に、アセスメントや就労に関する情報提供などの支援、多機関連携の在り方など各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：国（民間団体に委託）

負担割合：国10/10



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業を実施することにより、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の障害特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることができ、障害者の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与する。

① 施策の目的

結婚、出産、子育てを含めた障害者の希望する生活の実現に向けて、自治体、支援者、障害当事者の方に、必要な支援策や事例の周知徹底を図る必要があることから、わかりやすい広報媒体を作成するとともに、周知の機会を設ける。

② 対策の柱との関係

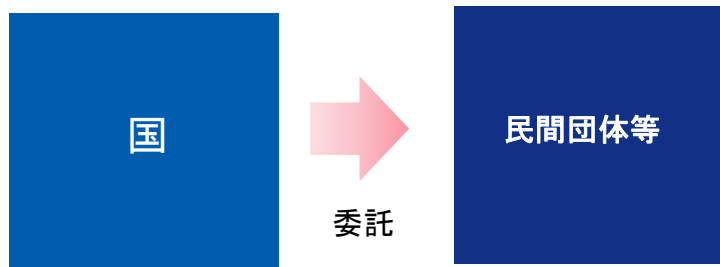
I	II	III
		○

③ 施策の概要

厚生労働省において令和6年6月に作成した「障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援取組事例集」について、自治体や事業者、支援者等向けの解説動画及び当該事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成するとともに、周知広報を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

①解説動画及びリーフレットの作成



②研修・フォーラムでの動画配信等の実施



⑤ 対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年度中に事例集の解説動画及びリーフレットを作成し、自治体、事業者、支援者や障害当事者に周知することで、結婚、出産、子育てを含めた障害者の希望する生活の実現に向けた支援につなげる。



施策名：生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和6年度補正予算案 46億円

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援  
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化  
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 居住支援体制の整備

自治体における住まい相談及び居住支援の実施に係る取組(ニーズ把握、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等)

4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

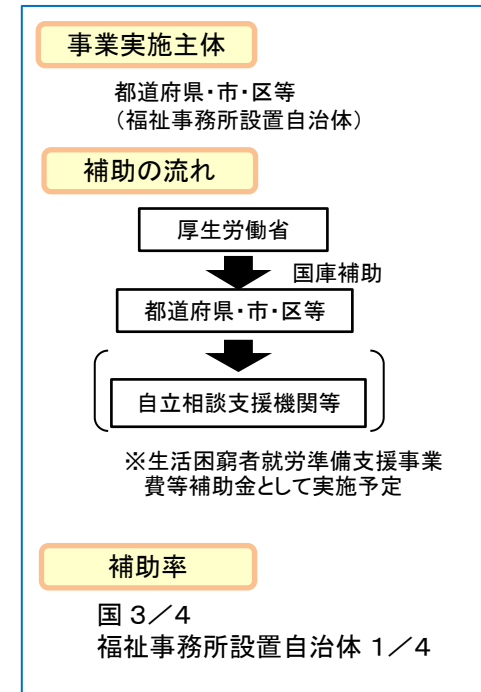
⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



施策名:生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

令和6年度補正予算案 5.2億円

① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

③ 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)

(2)助成対象事業

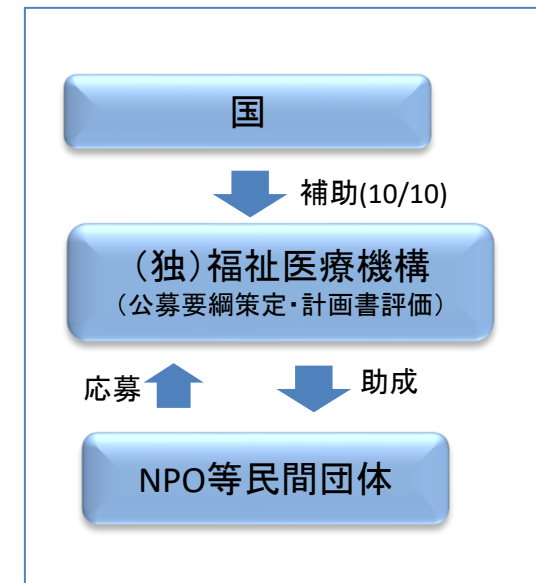
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

(3)実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。

(4)助成額

- ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
- ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
- ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名: 就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業

令和6年度補正予算案 1.2億円

① 施策の目的

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を時限的に実施し、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業・家計改善支援事業の広域的实施

○ 就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

(取組内容)

・都道府県による広域的な就労準備支援事業又は家計改善支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。

→本事業を実施した自治体に対しては、以下の既存メニューや「自治体コンサルティング事業」を活用し、事業実施のための支援を行う。

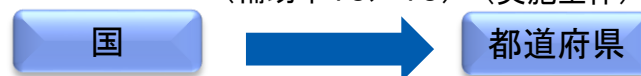
○【都道府県による事業未実施自治体に対する立ち上げ支援】都道府県が事業未実施自治体を参加させ、OJT形式でのノウハウの共有や、関係者間のネットワーク構築などを通じて、事業の立ち上げに向けた環境整備を進める。

(取組内容)

- ・OJT形式での事業実施のノウハウ共有。
- ・自治体間及び自治体と地域の社会資源との間のネットワーク構築の支援。

【補助率等】

(補助率10/10) (実施主体)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体を実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業

令和6年度補正予算案 1.0億円

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2290)

① 施策の目的

生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。

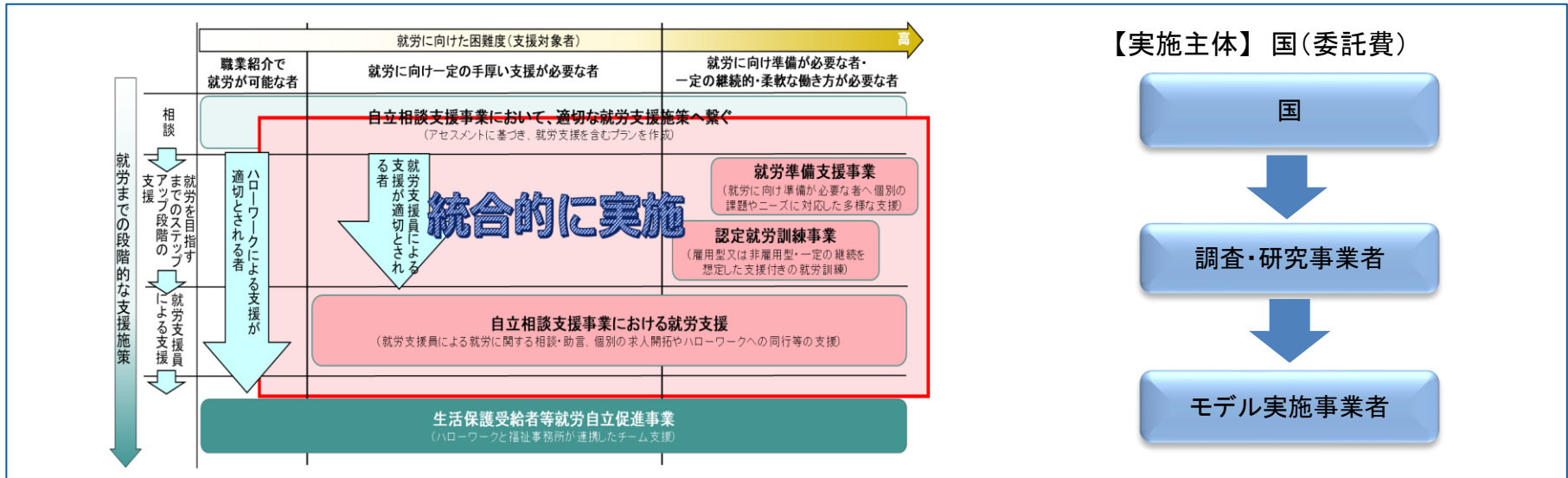
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

就労支援に関する3事業(自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業)を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、これまでモデル的に実施していた企業支援や定着支援も組み込むことにより、一貫した就労支援を行い、その効果を検証する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就労支援の効率的・効果的な取り組みが行われることにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

施策名: 都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業

令和6年度補正予算案 38百万円

① 施策の目的

生活困窮者に対する支援が増加・高度化してきている中、支援員の質の向上やノウハウの共有などネットワークを広げるとともに、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりも同時に行い、効率的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取り組みも同時に行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

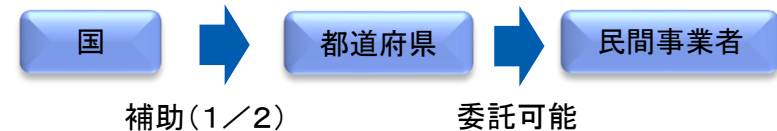
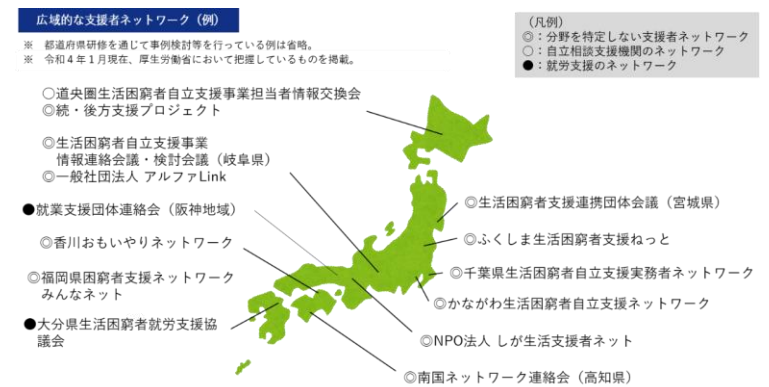
(1) 都道府県研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ支援

○ 都道府県研修企画チーム(都道府県研修実施要件)と支援者を支える中間支援組織の立ち上げ支援を実施する。

立ち上げに際しての準備会や、各地域独自の発想により支援者を繋ぐ会議や会合を企画し、交流を図るとともに、地域ごとに行っているノウハウの共有や事例発表等、支援員へのメンタルケアや資質向上のための研修会や意見交換等を実施する体制を構築する。

(2) 就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり

○ 就労準備支援事業等を単独で実施できない自治体に向け、広域実施の取り組みを促進すべく自治体同士の意見交換や実施に向けたコーディネートを行う。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

支援者への支援を早期に実施することにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

施策名：重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化

令和6年度補正予算案 1.5億円

### ① 施策の目的

令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)により、重層的支援体制整備事業において、「地域生活課題を抱える住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努める」とされたことを踏まえ、同事業による居住継続支援体制の整備を促進する。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

### ③ 施策の概要

市町村において、世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しており、自立相談支援機関単独での対応が困難な者への居住継続支援を行う観点から、重層的支援体制整備事業のうち、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、地域を巻き込んだ切れ目のない支援を行うことができる体制を整備するため、整備に必要な取組に対する補助を行う。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 実施主体：市町村（委託可）

○ 補助率：定額補助

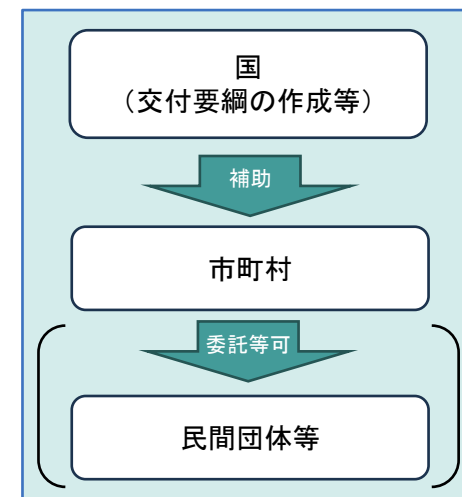
○ 事業内容

- 以下のいずれも満たす者にあつては、重層的支援体制整備事業のうち、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、入居後の見守り支援、地域の社会資源・支援メニューとのマッチング、地域と本人とのつながりの形成に向けた支援等を行うことで、入居した住宅への定着、貸主の不安の解消等を図る必要がある。

① 世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しており、自立相談支援機関単独での対応が困難な者

② 入居後支援が必要であるが、既存の社会資源では対応が難しい者

- こうした住まい支援を行う体制を整備するため、支援を行う者(居住継続支援員)等に対する研修、支援対象者と地域とを円滑につなげるための社会資源の把握や関係者間のネットワークづくり等を行う。



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られる。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名: 貧困ビジネス対策事業

① 施策の目的

・いわゆる「貧困ビジネス」について、情報収集・共有や不適切事例への対処等に関する対策を強化し、被害の未然防止を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

・いわゆる「貧困ビジネス」への対策強化に向け、自治体における以下の取組に対する補助事業を創設する。  
 ①都道府県等による無料低額宿泊所(無届を含む)に関する情報収集の強化や、管内担当職員等に情報共有を図る取組(研修会等)  
 ②福祉事務所による要保護者の自立を阻害する物件・施設に関する情報収集の強化や、被保護者に対する転居支援等の実施

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

1. 無料低額宿泊所に関する情報収集・共有の強化 【補助率10/10】

都道府県等(無料低額宿泊所所管課)における以下の取組を支援。

- ・無料低額宿泊所(無届を含む)に関する実態や不適切な事例等について、情報収集・整理の取組を強化。
- ・得られた情報を元に、不適切な事例への対処方法を含め、管内福祉事務所や「地域居住支援事業」を行う者等に対する研修等を開催するなど、情報共有を強化。
- ・近隣都道府県間においても積極的に情報共有を行い、広域的な不適切事案にも対処。

2. 被保護者に対する助言・支援の強化 【補助率10/10】

福祉事務所における以下の取組を支援。

- ・ケースワーカーによる被保護者訪問等を通じた、自立を阻害する不適切な物件・事例に関する情報収集・整理や、居住支援法人など関係機関との情報共有を強化。
- ・現に不適切物件に入居している被保護者に対する転居支援を実施。

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

貧困ビジネスへの対応を強化することで、被保護者の最低生活の保障と自立の助長を図ることが可能となる。

【〇居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

① 施策の目的

〇令和7年4月から施行される都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みも踏まえ、被保護者のうち、頻回受診や多剤・重複投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する健康管理等に係る支援を強化することを目的とする。

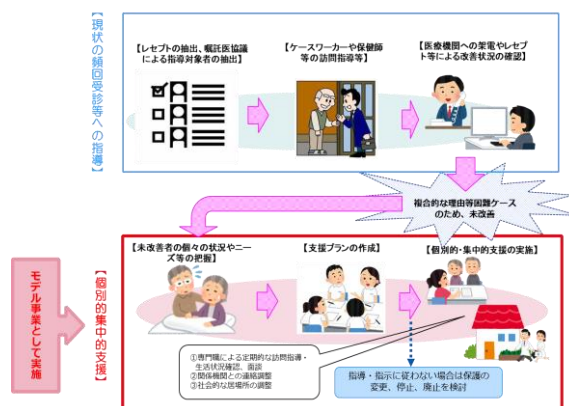
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

〇被保護者のうち、頻回受診や多剤・重複投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対し、多様な関係機関の連携の下、個々のニーズに応じた個別的な支援プランの作成、社会的居場所へのつなぎ等の支援をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】福祉事務所設置自治体(都道府県が広域的に実施することも可)

【補助率】3/4

- 〇 福祉事務所において、頻回受診者等に対し訪問等による指導が行われているが、複合的な課題を抱える等、現状の指導では改善の難しい未改善者も一定数存在する。
- 〇 こうした未改善者について、多様な関係機関の連携の下、個々のニーズに応じた個別的な支援プランを作成し、次のような支援を集中的に行う事業についてモデル的に実施する。
  - ① 未改善者等の生活・健康状態を把握し、本人同意の下、その改善に向けた目標設定・ニーズに応じた支援プランを作成
  - ② 専門職による定期的な訪問指導・生活状況確認、関係機関との連絡調整
  - ③ 本人の希望を踏まえ、当事者同士の交流の場の設定、既存の社会資源(社協が行うサロンや認知症カフェ、介護予防のための通いの場など)の紹介、参加調整等の支援 等

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

〇被保護者のうち、頻回受診や多剤・重複投与等の課題を抱える者の状態像の改善 等



施策名：地域における自殺対策の強化

### ① 施策の目的

・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。  
・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

### ③ 施策の概要

#### I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化

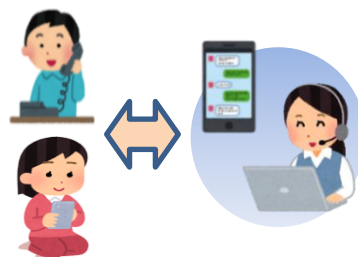
##### (1) 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援

・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援



##### (2) 地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

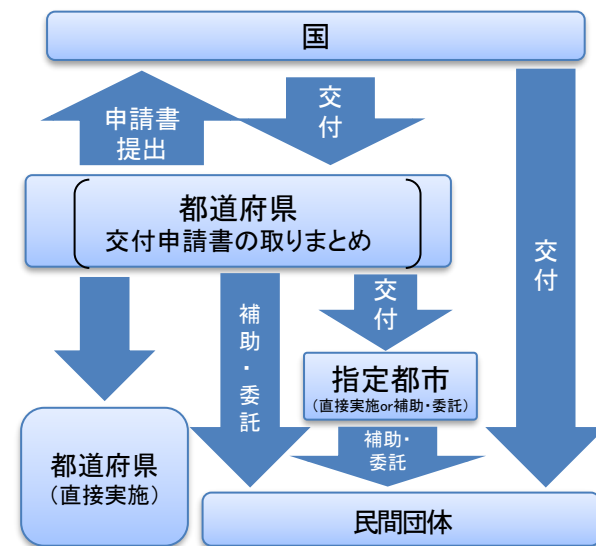
・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した相談体制の強化  
・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施  
・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供  
・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援



#### II 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率：10/10、2/3(都道府県・指定都市)  
:10/10(民間団体)



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。  
・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。112

【〇地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化、官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化】

施策名：官民協働等女性支援加速化事業

### ① 施策の目的

〇 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく、民間団体との協働等による包括的な支援体制の構築の加速化を図り、潜在化している多様な女性支援ニーズに対応する。

### ② 対策の柱との関係

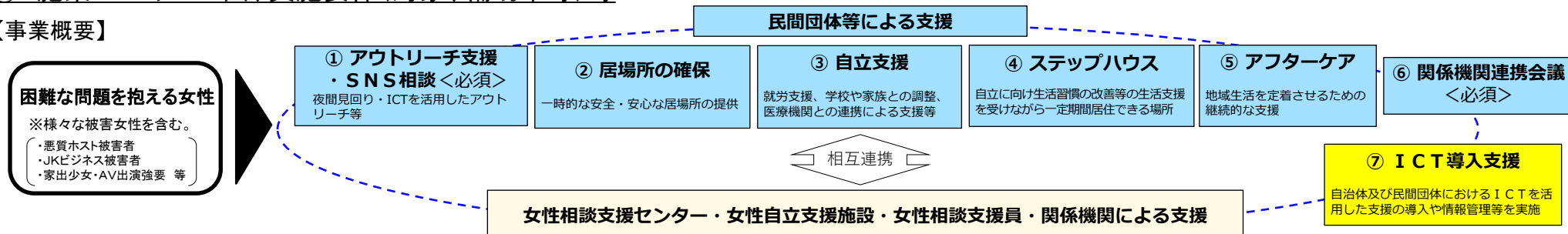
I	II	III
○		○

### ③ 施策の概要

〇 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体等が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を行う事業をモデル的に実施する。

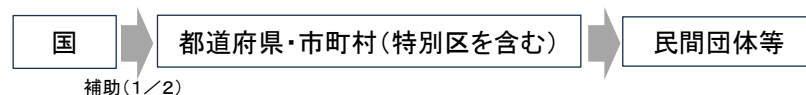
### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県、市町村(特別区含む) 【補助率】国 1/2、都道府県・市町村(特別区含む) 1/2

【補助の流れ】



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

〇 各自治体が策定した基本計画に基づく民間団体との協働等による女性支援の推進が図られる。  
〇 ICT化を推進することにより、相談支援の効率化や生産性の向上、職員の業務負担の軽減が図られる。

施策名: 足元の企業倒産の増加に対する未払賃金立替払の確実な実施

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

景気の変動、産業構造の変化その他の事情により企業の事業活動に著しい支障を生じたことにより、賃金の支払を受けることが困難となった労働者の生活の安定に資すること。

I	II	III
		○

③ 施策の概要

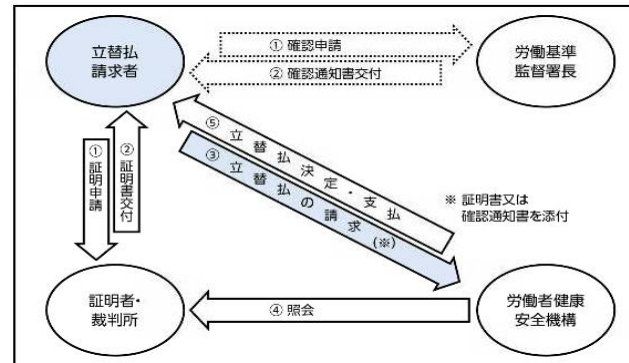
足元の企業倒産の増加による賃金未払事案に対応するため、セーフティネットである未払賃金立替払事業について、原資の積み増し等の対応を行い、迅速・確実な救済を行うことにより国民生活の下支えを行うもの。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

<立替払の対象となる倒産>

- (1) 法律上の倒産
  - ・破産手続開始の決定(破産法)
  - ・特別清算手続開始の命令(会社法)
  - ・再生手続開始の決定(民事再生法)
  - ・更生手続開始の決定(会社更生法)
- (2) 事実上の倒産(中小事業主のみ)
  - ・企業が倒産して事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことについて労働基準監督署長の認定があった場合
  - ※労災保険の適用事業として1年以上事業活動を行っていることが必要です。

<立替払の手続>



<立替払額>

立替払される金額(※)は、**未払賃金総額の100分の80の額**です。

※退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金(賞与は含まず、総額2万円未満は対象外)。年齢による上限あり。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和5年度は、24,300人の企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、86.2億円の未払賃金の立替払を実施し救済。令和6年度は、当初予算で98億円の立替払額を見込んでいたところ、足元の企業倒産の増加に対応するため、補正予算により総額120億円の未払賃金の立替払を可能にする。また、労働基準監督署等における業務体制の強化を行い、迅速・確実な救済を図る。

施策名:医療施設等の耐災害性強化

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、災害時における医療提供体制を強化するため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

医療施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	医療施設浸水対策事業	医療施設非常用自家発電装置施設整備事業	医療施設給水設備強化等促進事業	医療施設等耐震整備事業	災害拠点精神科病院施設整備事業	災害拠点精神科病院等設備等整備事業
実施主体	倒壊の危険性のあるブロック塀を保有する病院	消防法施行令の一部を改正する政令等により、新たにスプリンクラー等を整備する義務が生じた有床診療所等	ハザードマップ等による洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在している①公的病院・診療所、②救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関 ※「医療施設浸水対策事業」のみ公立病院・診療所も対象。			民間等の病院(災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(Is値0.3未満)を有する病院)	災害拠点精神科病院	災害拠点精神科病院、DPAT先遣隊を有する病院

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

施策名：医療施設等災害復旧費補助金

① 施策の目的

災害により被害を受けた各施設について、早期の復旧を推進する。

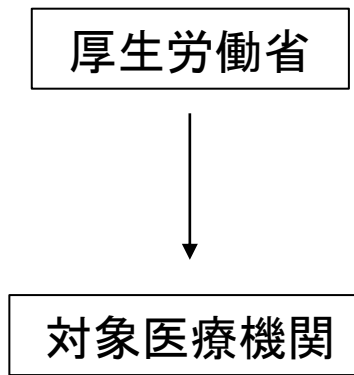
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

令和6年能登半島地震等により被災した公的医療機関や政策医療を実施している医療施設等、一定の要件に該当する医療施設等の建物工事費等の復旧に要する経費について補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



医療施設等の災害復旧事業のための必要な経費を補助する。当該事業の実施により、被災地域の雇用、所得、税收等を向上させる効果が期待できる。

**交付対象施設**

① **医療機関**

1) **公的医療機関**  
 地方自治体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会 等

2) **政策医療実施機関** (公的医療機関除く)  
 救命救急センター、病院群輪番制病院、在宅当番医制診療所、へき地医療拠点病院 等

② **医療関係者養成施設**  
 看護師等養成所、救急救命士養成所 等

③ **上記以外**  
 研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎 等

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災した医療施設等を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を加速させ、国民生活の安全・安心に貢献する。

【○能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名:独立行政法人国立病院機構災害復旧支援事業

① 施策の目的

独立行政法人国立病院機構の施設の整備のために要する経費を補助することにより、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第15条の業務の円滑な実施及び同業務の推進に資することを目的とする。

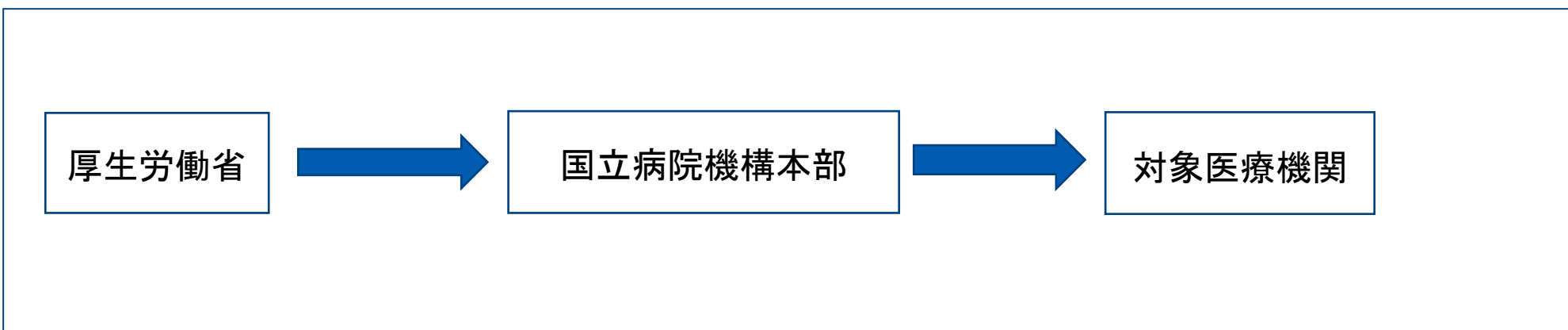
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

令和6年に発生した石川県能登地方を震源とする地震によって被災した(独)国立病院機構において、地域医療や国の医療政策(セーフティネット分野の医療(重症心身障害等))を安定的かつ継続して実施するため早期に災害復旧を完了する必要があることから、復旧のための支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災した(独)国立病院機構の整備等を実施することにより、地域医療や国の医療政策(セーフティネット分野の医療(重症心身障害等))を安定的かつ継続して実施する。

施策名: 災害・感染症対策に係る施設設備整備事業

① 施策の目的

独立行政法人国立病院機構の施設の整備のために要する経費を補助することにより、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第15条の業務の円滑な実施及び同業務の推進に資することを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

昨今の我が国における自然災害の発生頻度・被害の甚大化傾向や新型コロナウイルス感染症対応時の課題を踏まえ、NHOが公的医療機関として今後も災害や新興感染症等の有事に直面したとしても、適切な医療を継続的に提供し、地域の医療拠点としての役割を将来も安定的に維持する必要がある。昨今の自然災害の頻度や甚大な被害、厳しさ増す安全保障環境を念頭に、今後30年で7割から8割の確率で発災するとされる首都直下型地震及び南海トラフ地震などの対応、大規模水害、新興感染症等の有事に備えるために必要な整備を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

今後発生する自然災害や新興感染症等の有事に備えて(独)国立病院機構の整備等を実施することにより、地域医療や国の医療政策(セーフティネット分野の医療(重症心身障害等)を安定的かつ継続して実施する。

施策名：病院歯科整備事業

① 施策の目的

- 令和6年能登半島地震により、被災した地域において、歯科医療提供体制の構築が進んでいない地域があり、住民が近隣で歯科医療を受診することが難しい状況となっている。
- 歯科医療を提供できる体制を速やかに確保することができるよう、病院歯科の整備を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③④ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 被災者への歯科診療を確保するため、歯科医療を提供できる体制を速やかに構築できるよう、必要な病院歯科の整備を支援する。
- 実施主体：令和6年能登半島地震で被災した県  
 ( 病院歯科の設置場所については、地域の歯科医療需要等を十分に考慮した上で決定 )
- 主な補助内容  
 設備整備(医療機器や診療システム等)に必要な経費



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 補正予算成立後、速やかに実施要綱等を発出し、被災地域へ交付
- 被災した地域の病院歯科の整備  
 ⇒ 住民が身近な地域で歯科医療を受診できる環境を構築



施策名：災害時歯科保健医療提供体制整備事業

① 施策の目的

- 大規模災害時には、医療提供能力が長期間かつ広範囲にわたり低下することが想定される。加えて、給水制限等により日常の口腔ケアも困難になること等により、高齢者の誤嚥性肺炎等のリスクが高まるとの指摘もあることから、避難所等で歯科保健医療提供体制を確保することは重要である。
- 令和6年能登半島地震においても、JDAT(日本災害歯科支援チーム)が避難所等で活動するとともに、被害が大きかった地域においては歯科診療車を活用し臨時的な歯科診療所を開設する等、被災者の口腔管理の支援が行われた。
- また、「骨太方針2024」においても、災害時における「歯科巡回診療」等の推進による医療の継続性確保に取り組む旨が明記された。
- 災害時においても、適切な歯科保健医療提供体制を確保できるよう、必要な設備整備を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○



③④ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 災害時に避難所等において歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両及びポータブルユニット(携帯型歯科用ユニット)等の診療に必要な器具・器材の整備を支援。  
(災害時以外は、在宅歯科医療や過疎地域等の巡回歯科診療等、平時に使用可能な状態で維持する)
- 実施主体：都道府県(都道府県において補助対象先を決定)

**歯みがき、お口のケアはあなたの命を守ります!**

<p><b>歯みがきのために歯みがきを!</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お口が健康でないと細菌が繁殖し、肺炎の原因となり、命の危険を及ぼすこととなります。</li> <li>歯磨きの時に注意が必要です。</li> </ul>	<p><b>入れ歯をきれいにし歯肉を保護しましょう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お口の清潔さによって入れ歯の寿命が長くなります。</li> <li>歯肉に入水磨きをきれいにしましょう。</li> <li>歯磨き後は入れ歯をすすぎましょう。</li> </ul>
<p><b>ハブラシがないとき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歯磨きの際の歯垢が歯肉を傷つけ、歯肉炎の原因となります。</li> <li>ハブラシがなくても、歯磨き粉や歯垢落とし剤を使用することで、歯垢を落とすことができます。</li> </ul>	<p><b>充電を出す工夫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>充電はお口の清潔さに繋がります。</li> <li>充電器は、歯肉を傷つけないように、充電器の温度を調整してください。</li> </ul>
<p><b>水が少ないときの歯みがき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>約30mlの水を少量ずつ、歯を磨いてください。</li> <li>歯磨き粉を少量ずつ、歯に塗ってください。</li> <li>歯磨き粉を少量ずつ、歯に塗ってください。</li> <li>歯磨き粉を少量ずつ、歯に塗ってください。</li> </ul>	

公益社団法人 日本歯科医師会  
監修：歯学部歯学系附属歯学部附属歯学部 歯学部歯学部  
提供：一般財団法人 サンターグループ、サンターグループ

(参考：石川県歯科医師会HP)

<p>&lt;車両(例)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医療機器等を搬送する移動車</li> <li>歯科巡回診療車</li> </ul>	<p>&lt;歯科医療機器等(例)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポータブルユニット</li> <li>ポータブルレントゲン</li> <li>オートクレーブ</li> <li>浄水装置</li> <li>発電機</li> </ul>
---	---



(ポータブルユニット)



(ポータブルレントゲン)



(参考：DENTAPAC KOKOROリーフレット)

(参考：石川県歯科医師会HP)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 補正予算成立後、速やかに実施要綱等を発出し、都道府県へ交付
- 新たな災害に備え、円滑に歯科専門職を被災地に派遣できるよう、全ての都道府県で災害時の体制を整備

施策名：能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援  
(地域福祉推進支援臨時特例交付金)

① 施策の目的

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯の復旧・復興を支援する。

③ 施策の概要

高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

➤ 被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付

【支援対象】能登地域6市町において、①家財等(自家用車含む)の滅失、②住宅半壊以上の被災をした、

- ・ 高齢者・障害者のいる世帯
- ・ 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯(以下の類型に該当する世帯)

i 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯(含む災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯)、ii 能登半島地震の影響を受けて家計が急変し i の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)、iii 児童扶養手当の受給世帯、iv 能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した者がいる世帯、v 一定のローン残高がある世帯、vi その他の類似の事情があると認められた世帯

【支援内容】家財等支援：最大100万円(定額50万円+自動車分定額50万円)

住宅再建支援：最大200万円(賃借の場合：最大100万円)

※ 実費を勘案(簡便・迅速な手続とするため契約額で判断)

【実施主体】石川県

➤ 地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援

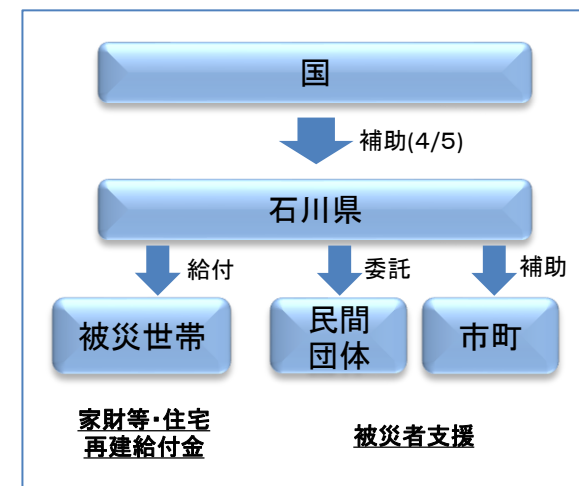
※ 被災者の生活再建に向けた訪問・個別継続的な伴走支援など

※ 費用負担：国 4/5 県 1/5

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

	家財	自動車	住宅再建(最大)	
全壊	50万円	50万円	建設・購入 補修	200万円
大規模半壊 中規模半壊 半壊			賃借	100万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援を進める。

施策名:被災者見守り・相談支援等事業

① 施策の目的

災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなるため、安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、関係支援機関へつなぐ等の支援を行うことを目的とする。

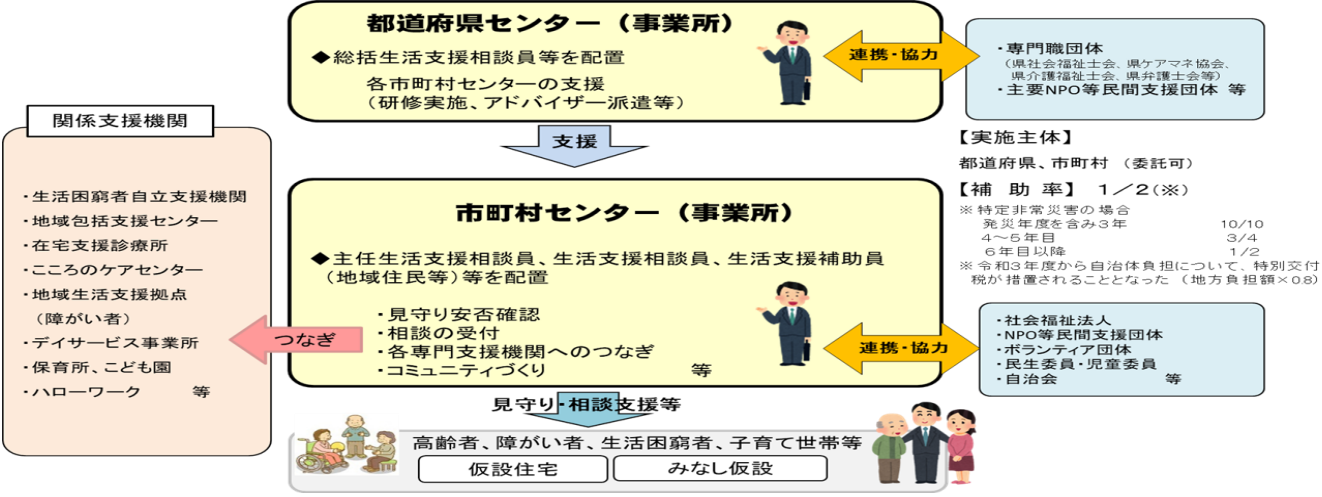
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

生活支援相談員が仮設住宅入居者等<sup>(※)</sup>に対して個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で、被災者を各専門相談機関へつなぐ等を行う。  
(※)応急仮設住宅の供給期間中は、在宅であっても災害を要因として孤立するおそれのある者も支援対象とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



**【事業実施要件】**  
本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災者が被災前とは異なった環境で安心した日常生活を営むことができるようになる。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名:被災者へのこころのケアの充実を図るための支援

① 施策の目的

・令和6年1月の能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨による被災者等への心のケアについて、仮設住宅や避難所等への訪問支援等の充実を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

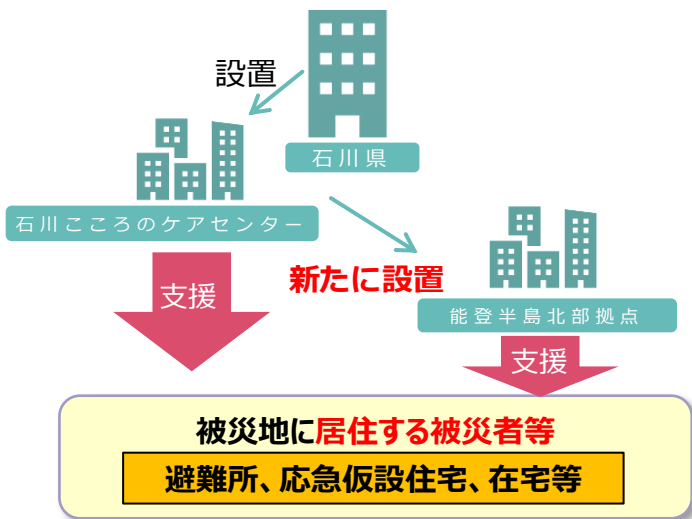
③ 施策の概要

・能登半島北部に新たに拠点を設置し、被災者等が居住する仮設住宅等への訪問支援等の充実を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

➤実施主体:石川県

➤補助率:10/10



➤事業内容

- (1) 拠点の設置  
被災者への訪問支援等の充実を図るため、能登半島北部地域への拠点設置
- (2) 被災者等への相談支援  
拠点を中心に、避難所等への訪問支援や支援者支援等の実施
- (3) こころの健康に関する普及啓発  
仮設住宅等でのこころのケアに係る普及啓発の実施
- (4) 関係機関とのネットワーク形成  
市町や関係機関との連携を図るための情報交換等の実施

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年1月に発生した能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨により、被災地において、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者が増加しており、特に大雨での被害が甚大な輪島市等の能登半島北部の被災地への精神保健福祉体制の強化を図るため、新たに能登半島北部地域に拠点を設けて被災者等の心のケアを充実させる。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名：社会福祉施設等施設整備費補助金  
(障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備事業)

① 施策の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行支援をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体の整備計画に基づくグループホーム等の整備を推進することで、障害者の社会参加や地域移行を推進し、障害者の福祉の向上が図られる。

施策名：地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

① 施策の目的

高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、施設及び設備等の整備事業の実施により、防災体制の強化に資することを目的とする。

② 対策の柱との関係

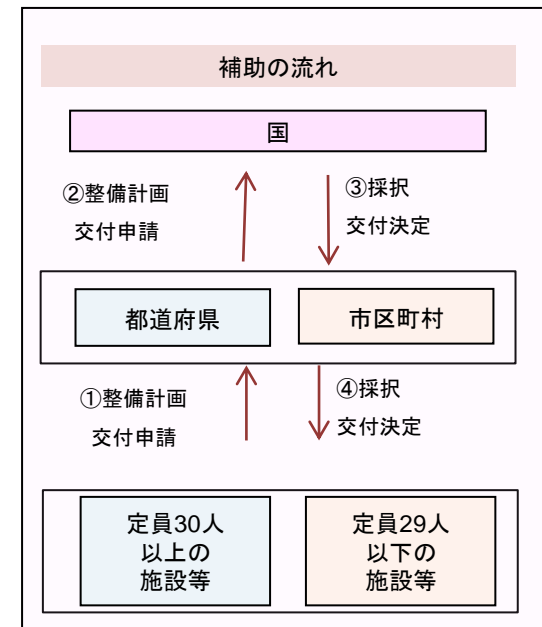
I	II	III
		○

③ 施策の概要

高齢者施設等の防災・減災対策については、自治体の整備計画に基づき、計画的に整備を進めているが、地方自治体の要望等を踏まえ、より一層の支援を実施する。また、近年の異常気象に伴う熱中症対策として、高齢者施設等に冷房設備を設置するための改修等を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

メニュー	対象施設	補助率
耐震化改修 大規模修繕等	定員29人以下の小規模施設	定額(上限:施設によって1,540万円または773万円)
大規模修繕等	定員30人以上の広域型介護施設のうち、社会福祉連携推進法人等が運営するもの	国1/2、自治体1/4、事業所1/4
非常用自家発電整備	定員29人以下の小規模施設	定額(上限:施設によって1,540万円または773万円)
水害対策強化事業	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国1/2、自治体1/4、事業所1/4
給水設備整備	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム等	国1/2、自治体1/4、事業所1/4
ブロック塀改修	広域型または小規模の入所系・通所系の施設	国1/2、自治体1/4、事業所1/4
スプリンクラー整備	軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴うサービス施設	定額(上限:9,710円/㎡)等
換気設備設置	入所系の介護施設・事業所	定額(上限:4,000円/㎡)



※(目)介護保険事業費補助金

メニュー	対象施設	補助額
介護施設等環境改善事業 冷房設備設置(※)	入所系の介護施設・事業所	国1/2(補助上限額:100万円/1施設)、 自治体1/4、事業所1/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地方自治体の要望を踏まえた十分な予算が確保され、高齢者施設等における施設整備の防災・減災対策が取られることで、災害時における生命・財産の保持をはじめ、安定的なサービス提供の促進が期待される。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名：医療施設、社会福祉施設等への災害復旧支援(施設整備)

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

① 施策の目的

災害により被害を受けた各施設について、早期の復旧を推進する。

③ 施策の概要

災害により被害を受けた各施設の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設		社会福祉施設等	
		・障害者支援施設 等	・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム 等
補助率等	原則	①直接補助 国1/2、都道府県等1/2 ②間接補助 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の場合： 国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/4、事業者1/4
	激甚災害として指定された場合等	国の補助率 $1/2 + \alpha$	特別養護老人ホーム・養護老人ホームの国庫補助率を国・都道府県等5/6、事業者1/6に引き上げ

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた各施設を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を加速させ、国民生活の安全・安心に貢献する。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

令和6年度補正予算案 2.3億円

施策名: 社会福祉施設等への災害復旧支援(設備整備)

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

災害により被害を受けた社会福祉施設等について、早期の復旧を推進する。

I	II	III
		○

③ 施策の概要

災害により被害を受けた社会福祉施設等の速やかな復旧を図るため、社会福祉施設等における災害復旧事業に要する費用一部について財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	障害福祉施設等	介護サービス事業者等
実施主体	都道府県、政令指定都市、 中核市	都道府県、政令指定都市、 中核市
補助率	定額	定額
補助対象	令和6年9月20日から23日まで の間の豪雨 等	令和6年9月20日から23日まで の間の豪雨 等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた社会福祉施設等を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、施設利用者等に対する安全・安心なサービス提供の継続を確保する。



【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名:防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等(社会福祉施設等)

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

③ 施策の概要

社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構等
補助率	国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/4、設置者1/4	定額 国1/2、都道府県・市町村1/4、事業者1/4	国1/2、政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市町村1/4	国 10/10
補助対象となる改修	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

【○ 能登地域の雇用と事業を下支えするための支援】

施策名：地震・豪雨の被害を踏まえた能登地域の雇用対策

令和6年度補正予算案 4.4億円  
 ※労働特会(雇) 4.4億円

職業安定局  
 雇用政策課労働移動支援室、  
 雇用開発企画課（内線5787、5685）

① 施策の目的

能登地域の地震・豪雨の被災地において、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立を図るための特別な支援策を講じる。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

能登地域の地震・豪雨の被災地については、特定非常災害となった令和6年能登半島地震から1年も経たずに激甚災害となる豪雨災害が重なるという極めて特異な被災状況に直面し、半島という地理的制約下にあつて、かつ、高齢化が著しく進む過疎地域という、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立が極めて困難な事情・特殊性に鑑み、

- (1) 在籍型出向の送り出し・受け入れ事業者の双方が労働者に支払う賃金について助成する制度を創設することと併せて、
- (2) 雇用調整助成金の地震特例の終了後も、能登地域において、地震特例と同様の休業支援を一定期間受けられる措置を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース(仮))の創設

	中小企業	中小企業以外
主な要件	・令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた出向元事業主（ハローワーク輪島及びハローワーク七尾の管内） ・施行日以降に新たに開始する出向であること	
助成率	4/5	2/3

(2) 雇用調整助成金地震特例と同様の休業支援

	中小企業	中小企業以外
主な要件	令和6年能登半島地震及び今般の豪雨災害の影響を受けた、ハローワーク輪島及びハローワーク七尾の管内の雇用保険適用事業所	
助成率	4/5	2/3
支給限度	1年300日	

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

能登地域からの雇用の流出を防ぎ、なりわい再建を下支えする効果がある。